
環境省 参考資料

2020年3月

環境省 環境金融推進室

1. ESG金融に関する国内外の動向

2019年度 政府の主な動き



パリ協定 2℃目標

SDGs



2020.1.21

革新的環境イノベーション戦略

(統合イノベーション戦略推進会議決定)

2019.12.24

ゼロカーボンシティ構想 (環境大臣メッセージ)

2019.8

**カーボンプライシングの活用の可能性に関する議論
の中間的な整理** (中央環境審議会地球環境部会
カーボンプライシングの活用に関する小委員会)

2019.5.31

プラスチック資源循環戦略

2019.6.11

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略
(閣議決定)

持続可能な社会に向けたビジネスのパラダイムシフト

■ダボス会議のグローバルリスク

2020年1月、世界経済フォーラムは「グローバルリスク報告書 2020」を公表。

発生可能性が高いリスクのトレンドをみると、2010年までは経済リスクが上位を占めていたが、**2011年以降は環境リスクが上位を占める傾向**にある。

■ビジネス・ラウンドテーブルによる企業目的の再定義

2019年8月、ビジネス・ラウンドテーブルは、「企業の目的に関する声明」と題し、米国の主要企業トップ181名の署名が入ったステートメントを公表。「どのステークホルダーも不可欠の存在。我々は、企業、コミュニティ、国家の成功のために、その全員に価値をもたらすことを約束する。」とし**「株主資本主義」からの脱却を宣言**。事業全体で持続可能な慣行を取り入れることで環境を守ることにもコミット。

今後10年で発生可能性が高いとされたグローバルリスク上位5項目（2008-2020年）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
1位	資産価格の崩壊	資産価格の崩壊	資産価格の崩壊	暴風雨・熱帯低気圧	極端な所得格差	極端な所得格差	所得格差	地域に影響をもたらす国家間紛争	非自発的移民	異常気象	異常気象	異常気象	異常気象
2位	中東の情勢不安	中国の経済成長鈍化(<6%)	中国の経済成長鈍化(<6%)	洪水	長期間にわたる財政不均衡	長期間にわたる財政不均衡	異常気象	異常気象	異常気象	大規模な非自発的移民	自然災害	気候変動の緩和や適応の失敗	気候変動の緩和や適応の失敗
3位	破綻国家・破綻しつつある国家	慢性疾患	慢性疾患	不正行為	GHG排出量の増大	GHG排出量の増大	失業・不完全雇用	国家統治の失敗	気候変動緩和・適応への失敗	大規模な自然災害	サイバー攻撃	自然災害	大規模な自然災害
4位	石油・ガス価格の急騰	グローバルガバナンスの欠如	財政危機	生物多様性の喪失	サイバー攻撃	水供給危機	気候変動	国家崩壊または国家危機	国家間紛争	大規模なテロ攻撃	データ不正利用・窃盗	データ不正利用・窃盗	大規模な生物多様性の喪失と生態系の崩壊
5位	先進国における慢性疾患	グローバル化の抑制(新興諸国)	グローバルガバナンスの欠如	気候変動	水供給危機	高齢化への対応の失敗	サイバー攻撃	高度な構造的失業または過小雇用	大規模な自然災害	データ不正利用・窃盗	気候変動緩和・適応への失敗	サイバー攻撃	人為的な環境損害・災害
	経済リスク	経済リスク	経済リスク	環境リスク	環境リスク	環境リスク	社会リスク	社会リスク	社会リスク	テクノロジーリスク	テクノロジーリスク	テクノロジーリスク	テクノロジーリスク

(出典) 世界経済フォーラム (2020) 「The Global Risks Report 2020 15th Edition」より作成。

(参考) 気候変動等による金融への影響とは

■気候変動が与える影響

気候変動関連リスクには、低炭素経済への①**移行リスク**、気候変動による②**物理的リスク**があり、市場で正しく価格に反映されなければ、**金融システム全体に波及するリスクとなる可能性がある**とされる。

■プラスチック等のサーキュラーエコノミーが与える影響

海洋プラスチック汚染を通じた生物多様性の損失リスク、規制強化等による移行リスクがあるとされる。

■自然資本の劣化・生物多様性の損失が与える影響

生物多様性損失による希少資源等の資源に依存する事業活動における直接的なリスク（生態学的リスク）、規制強化等による移行リスク等があるとされる。

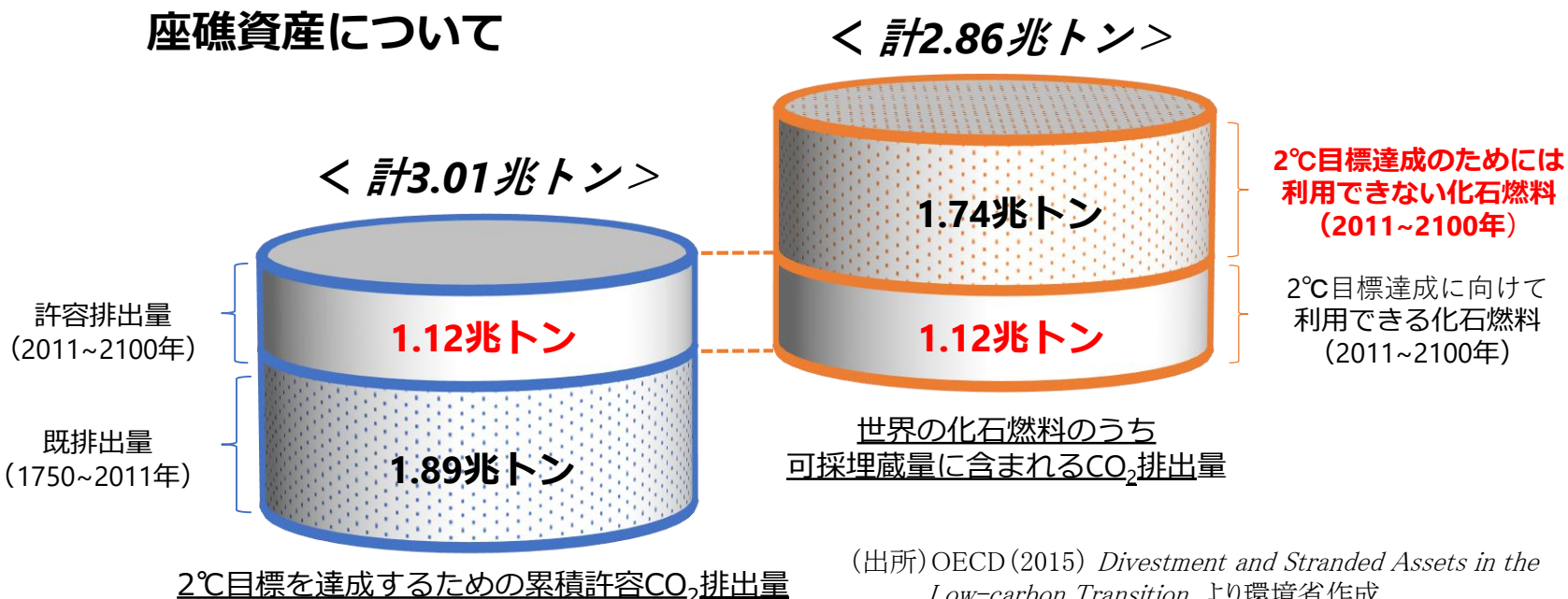
移行リスク

低炭素経済等への移行に伴う調整プロセスによる影響
政府の政策変更のリスク、訴訟リスク、市場やテクノロジーの変化によるリスク、評判リスク、GHG排出量の大きい広範な資産がコストとして再評価されるリスク

物理的リスク

気象現象による資産の直接的な損害、サプライチェーン中断による間接的影響等のリスク

座礁資産について



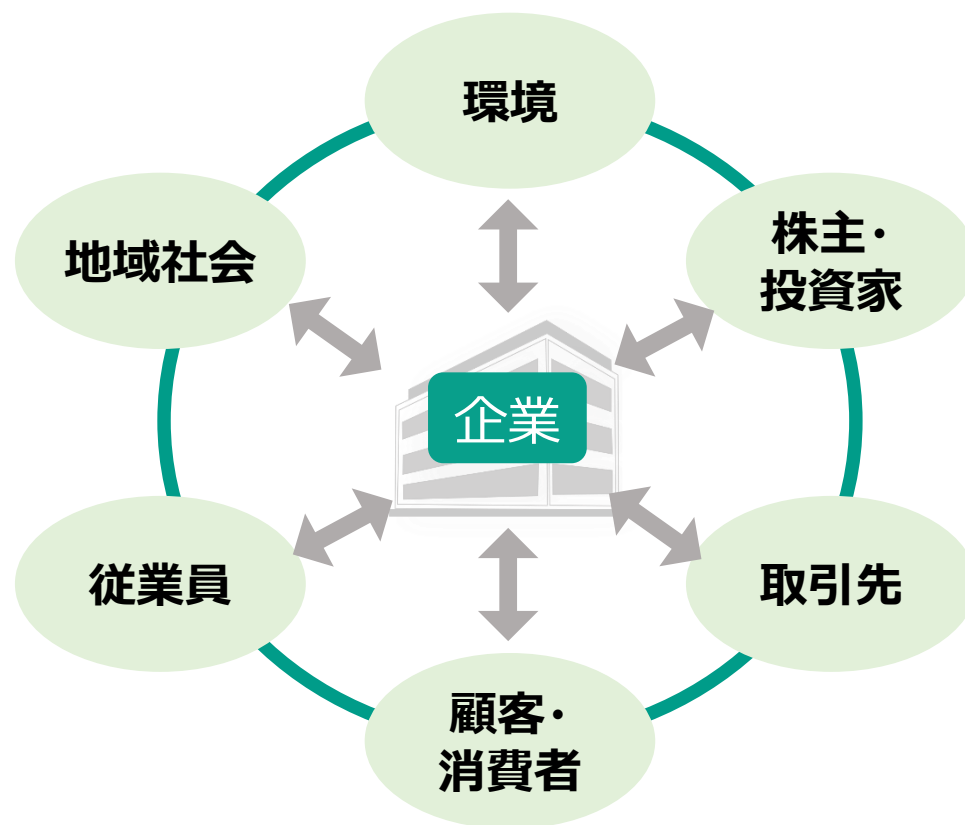
➤ 1861年-1880年からの気温上昇を66%以上の確率で2℃に抑えるには、2011年以降の人為起源の累積CO₂排出量を約1兆トンに抑える必要があり（**炭素制約**）、2℃目標達成に向けては、CCS等の革新的技術を活用しない限り、化石燃料の可採埋蔵量の半分以上が利用できないとの試算結果もある。

➤ この炭素制約を踏まえると、可採埋蔵量の中には、**不良資産化を回避できない化石燃料（stranded assets（座礁資産））が相当程度存在することとなる。**

ステークホルダー資本主義

- ステークホルダー資本主義は、所得の不平等や気候変動問題などの世界的な課題に対処する方法として、焦点が充てられている。
- 2019年8月には、米国の経済団体ビジネス・ラウンドテーブルが「株主だけでなく、すべて利害関係者に経済的利益をもたらす責任がある」と表明。
- 世界経済フォーラム年次総会2020においても、「ステークホルダー資本主義」がキーワードとして掲げられた。

ステークホルダー資本主義



企業は株主だけでなく、環境や従業員、地域社会にも利益をもたらす責任を果たす

米経済界は株主だけでなく従業員や地域社会などすべての利害関係者に経済的利益をもたらす責任がある

2019年8月, 米経済団体ビジネス・ラウンドテーブル

我々が知っている資本主義は死んだ。株主のために利益を最大化するとの観念は、不平等や地球の緊急事態をもたらした

2020年1月, Marc Benioff CEO Salesforce

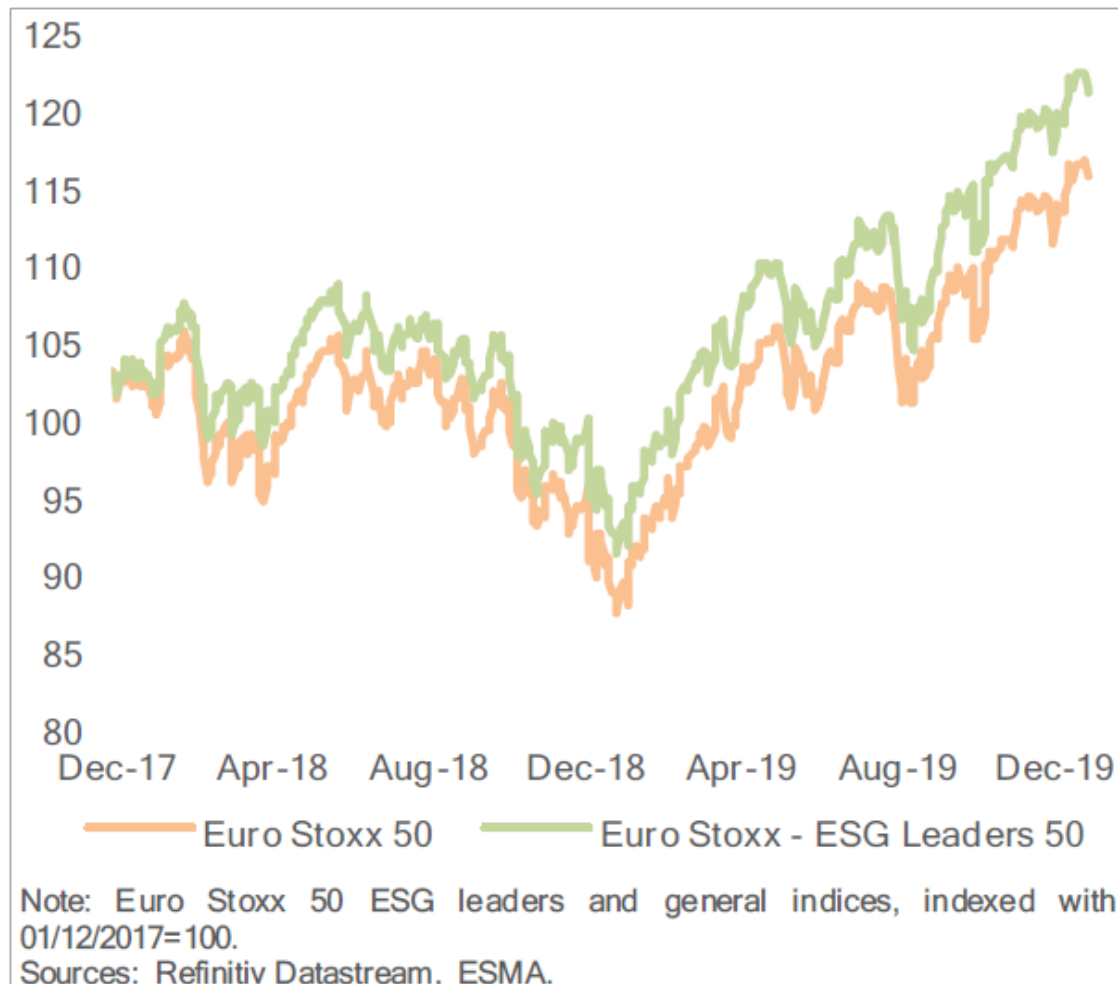
ステークホルダー資本主義に具体的な意味を与えることで、企業はパリ協定やSDGsの実現に世界を近づけることができる

2020年1月, Klaus Schwab Professor

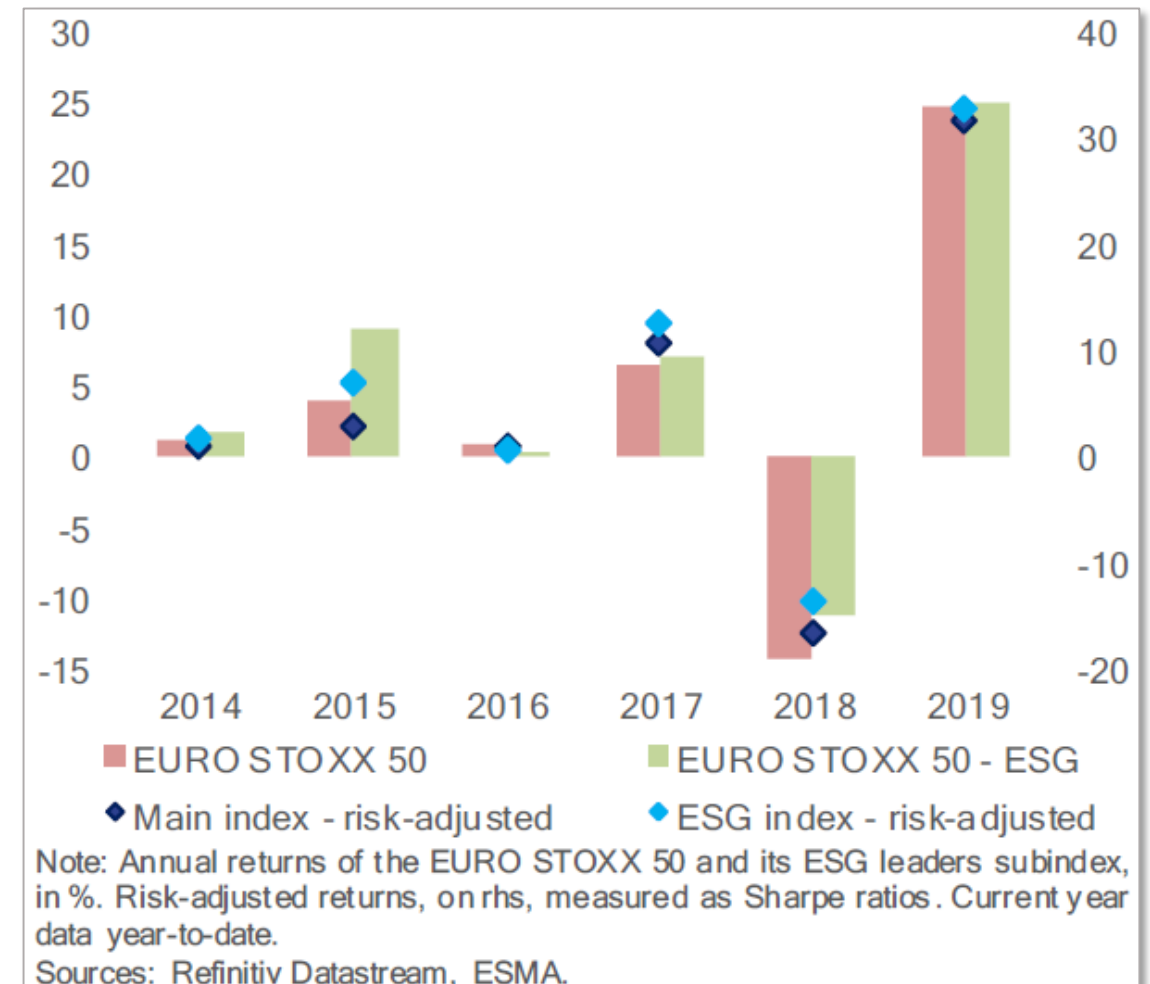
(参考) ESG投資のパフォーマンス

- 欧州証券監督機構（ESMA）が2020年2月公表したレポートでは、ベンチマーク指数であるEuro Stoxx 50と比較してESG評価の高い銘柄で構成されるEuro Stoxx - ESG Leaders 50が過去2年間高いパフォーマンスであることが示されている。
- リスク調整後リターンにおいても近年、ESGインデックスが上回っている。
- 一方、本レポートでは、ESG関連のデータの標準化の欠如がESG投資に関連する市場動向と投資家に対する潜在的なリスクの両方を分析する上で課題とされている。

EUベンチマークとESG指数とのパフォーマンス比較



リスク調整後のパフォーマンス比較



気候関連のリスクに係る中央銀行・金融当局の取組

- 気候関連リスクへの金融監督上の対応の検討を目的に中央銀行・金融監督当局のネットワーク、NGFS(Network for Greening the Financial System)が2017年12月に設立。
- 国際決済銀行（BIS）とフランス銀行は、気候変動が中央銀行・金融監督当局にもたらす課題と、潜在的な対処法に関するレポート「グリーンスワン」を2020年1月に公表。
- 各国の中央銀行は気候変動が金融システムの不安定化の要因との認識を高め、気候変動を考慮したストレステストの実施及び検討を開始。

気候変動に対する中央銀行関連の動向

- 2015年4月：G20財務大臣・中央銀行総裁会議
- 2015年9月：マーク・カーニー（英中央銀行総裁）のスピーチ「ホライゾンの悲劇を打ち破る」
- 2015年12月：FSBがTCFD設立
パリ協定
- 2017年6月：TCFDが最終報告書を公表
- 2017年12月：NGFSが設立
- 2019年4月：NGFSが第一次包括的報告書を公表
- 2019年10月：NGFSが中央銀行のポートフォリオ管理のための持続可能な責任投資ガイドを公表
- 2020年1月：BISがグリーンスワンを公表

各国の中央銀行のストレステストの実施状況

オランダ中央銀行：【実施】

- ・ オランダ国内にある銀行、保険会社、年金基金を対象に、エネルギーの低炭素化への移行リスクに対するストレステストを実施し、結果を公表

フランス中央銀行：【2020年からの実施を決定】

- ・ フランス国内にある銀行、保険会社を対象に、気候変動に関する2～3種類のシナリオを活用したストレステストを2020年から実施して結果を公表する予定

英国中央銀行：【2021年の実施を決定】

- ・ 英国国内にある銀行、大手保険会社を対象に、気候変動に関する3種類のシナリオを仮定して、30年間を想定した影響を精査し、2021年に公表する予定

欧州中央銀行：【実施を検討】

- ・ 欧州の銀行を対象に、気候変動リスクを含むストレステストを実施することを検討

グリーンスワン

- 国際決済銀行とフランス銀行は、気候変動がシステミックな金融危機を引き起こす可能性と、当該リスクへの潜在的な対処法を論文として2020年1月に公表した。
- 本論文では、以下の3つのメッセージを提示している。
 - シナリオ分析に基づく、フォワードルッキング的なアプローチが必要
 - システム全体での行動が気候関連のリスクヘッジには必要
 - 金融資本と自然資本の代替性には限界がある可能性

グリーンスワン (2020年1月)



グリーンスワンのブラックスワンとの比較

ブラックスワンとの共通点	ブラックスワンとの差異
- 気候関連のリスクは、発生確率は過去のデータに反映されず、極端な値の可能性はある - 気候関連の影響が広範囲または極端	- 気候変動の生じる確実性が高い - 気候変動に関する複雑さは、ブラックスワンよりも高い次数 - 自然資本に影響が及ぶため、不可逆的な影響が生じた場合、金融的手法だけでは復元が困難

グリーンスワンへの中央銀行の潜在的な対処法

- 気候関連リスクを健全性規制や金融の安定性に関するモニタリングに統合
- 中央銀行自らのポートフォリオに持続可能性に関する基準を統合
- 既存の中央銀行の義務と整合的である場合には、金融安定化政策への統合を検討

気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク (NGFS)

- ◆ NGFS(Network for Greening the Financial System)は、**気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討**するため平成29年12月に設立された、**中央銀行・金融監督当局のネットワーク**
- ◆ ① 金融機関の監督に気候変動をどのように取り入れていくべきか、
② 気候変動が金融システム全体に与える影響をどう評価するか、
③ 低炭素経済と統合的な金融を拡充していく上での課題
について検討することとされており、2019年4月に報告書を公表
- ◆ オランダ中銀を議長、仏中銀を事務局とし、51の中銀・金融当局が加盟 (2019年11月現在)
日本では、**2018年6月に金融庁、2019年11月に日本銀行が加盟**



第一次包括的報告書 (2019年4月)



- NGFSは、「**気候関連リスクは金融リスクの一因**である。金融システムをこうした金融リスクに対して確実にレジリエントにすることは、中央銀行や監督機関の権限内にある。」と認識
- **気候関連の金融リスクが資産評価に十分反映されていないことは大きなリスク**と認識。集团的リーダーシップと世界規模の強調的行動が必要

推奨事項

1. 気候関連リスクを金融安定性の監視とミクロ的な監督に組み込む
2. 持続可能性の要素を自己のポートフォリオ管理に組み込む
3. データ不足を補う
4. 意識と知的能力を高め、技術支援と知識共有を促進する
5. 強固かつ国際的に一貫性のある気候及び環境関連の開示を実現
6. 経済活動のタクソノミーの策定を支援する

中央銀行のポートフォリオ管理のための 持続可能な責任投資ガイド (2019年10月)

- **中央銀行による持続可能な責任投資** (SRI : ESGクライテリアなど、幅広い持続可能な投資戦略で構成される) **の実践が重要**であり、他の投資家にこのアプローチを示すことが、**重大なESGリスクとレピュテーションリスクの軽減に役立つ**
- 中央銀行ではSRI戦略へのコミットメントが高まっている (NGFSメンバーへの調査では、60%が広範なESGアプローチを採用、16%が気候変動に特に焦点を当てている)
- ポートフォリオ管理にSRIを採用したい中央銀行を対象に
 - ・ **実践的なアプローチの概要**
 - ・ ポートフォリオ管理に既にSRIの原則を組み込んでいるNGFSメンバーの**ケーススタディ**
を提示する最初のガイド

英国 スチュワードシップコードの改定

- 英国の財務報告評議会（FRC）は、2012年版以来の改訂となる「英国スチュワードシップ・コード2020」を2019年10月に公表した。
- 今回の改訂における特徴は、スチュワードシップの定義において、**「資本の責任ある分配」を活動として明記し、上場株式だけでなく全資産を対象**とするとともに、**「環境」、「社会」へと責任範囲を広げようとした点**である。
- また、定められた12原則においても、ESGに係る課題の重視が読み取れる。

○スチュワードシップの定義

経済、環境、社会への持続可能な利益をもたらすような顧客と最終受益者に対する長期的な価値を生むための、資本の責任ある分配、管理、監督のことである

○原則（今回の改訂における特徴的な点）

目的及びガバナンス	原則1
	原則2
	原則3
	原則4
	原則5
投資アプローチ	原則6
	原則7
	原則8
エンゲージメント	原則9
	原則10
	原則11
権利行使及び責任	原則12

市場規模のリスク及びシステミックリスクの認識・対応

- ・市場規模のリスク及びシステミックリスク（気候変動を含む）に対する認識や対応、金融市場の機能向上に向けた他ステークホルダーとの連携などの説明
- ・自らの取組の効果に対する評価の公表

ESGに係る課題をスチュワードシップと投資に体系的に統合

- ・運用評価において、重要なESGの課題を含む優先した事項を公表
- ・顧客及び／又は最終受益者の利益に資してきたかということに関して、どのように取得、モニタリング、退出の意思決定につながったのかについて説明

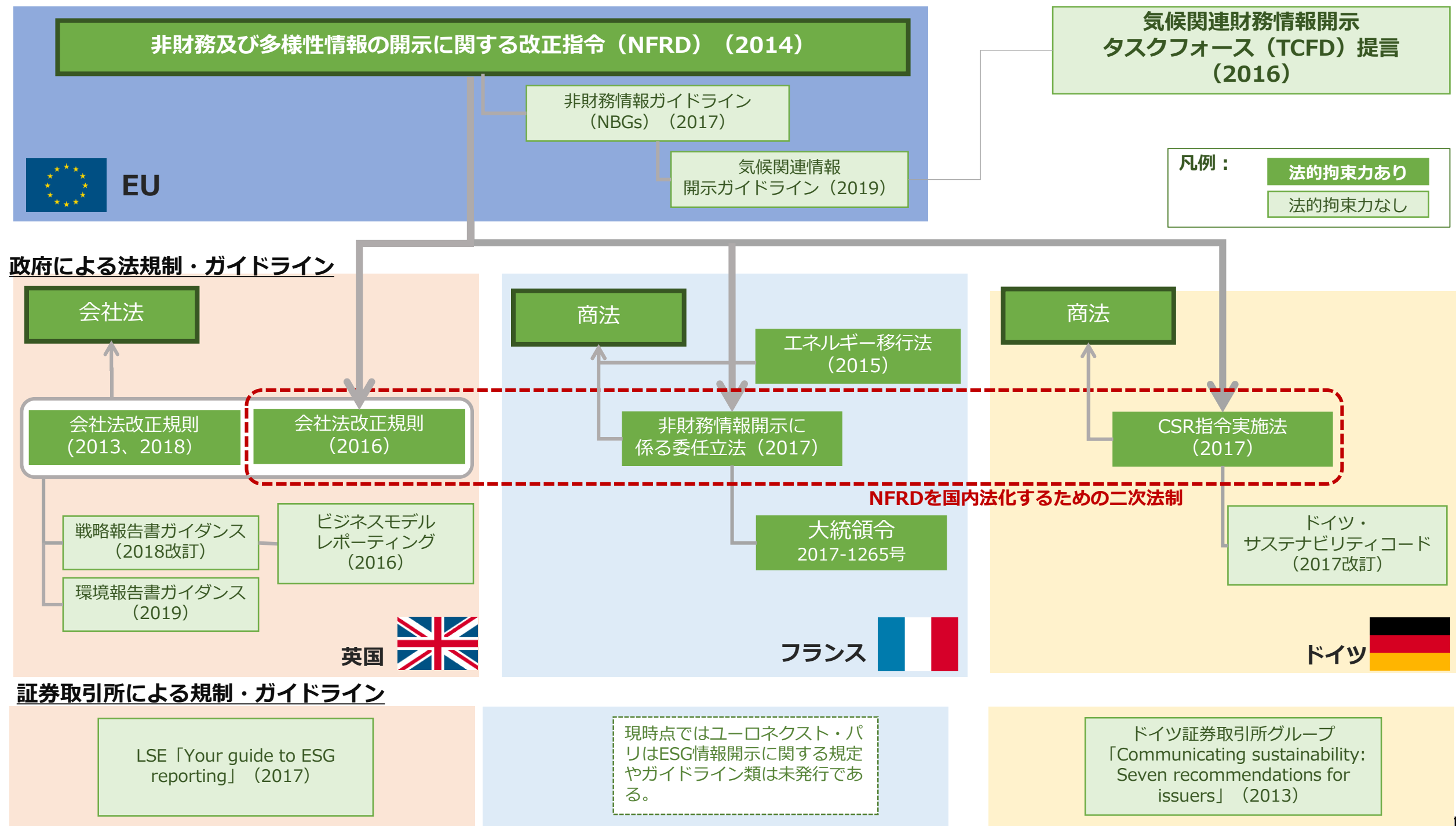
各国・証券取引所のESG関連情報開示制度・ガイドライン

- 各国で、ESG関連情報開示について法律やガイドラインにて言及
- 証券取引所による上場規則やガイドライン策定の動きが進行

	法規制等（法的拘束力あり）	ガイドライン等（法的拘束力なし）	証券取引所関連
日本		・<u>環境報告ガイドライン</u> ・<u>TCFDガイダンス</u>	・日本取引所グループ「SSEイニシアティブ ESG情報の報告に関する企業向けモデルガイダンス」日本語訳作成・公表（更にその発展形として「<u>ESG情報開示実践ハンドブック</u>」（仮称）を近日公表予定）
EU	・EU非財務情報開示指令	・非財務情報ガイドライン ・<u>気候関連情報開示ガイドライン</u>	
英国	・会社法 ・会社法改正規則	・戦略報告書、環境報告書ガイダンス ・ビジネスモデル・レポート	・ESGレポート・ガイドライン
フランス	・商法 ・非財務情報開示に係る委任立法、大統領令 ・エネルギー移行法		
ドイツ	・商法 ・CSR指令実施法	・ドイツ・サステナビリティコード	・ガイドライン「持続可能性のコミュニケーション」
米国	・証券法、証券取引所法、Regulation S-K ・<u>気候リスク開示法案、ESG開示簡素化法案（2019～）</u>	・気候変動関連開示に係るガイダンス	・<u>NASDAQ「ESGレポートガイド」</u>
カナダ	・証券法	・環境報告ガイダンス ・気候変動関連リスクの開示に関するガイダンス	・TSX・CPA「カナダ環境社会に関する開示の入門書」
香港	・会社法		・HKEX上場規則附則 ・<u>ESG情報開示義務化案（2019～）</u>
中国	・証券法		・ガイドライン（深圳：社会的責任・標準業務、上海：上場企業の環境情報開示）

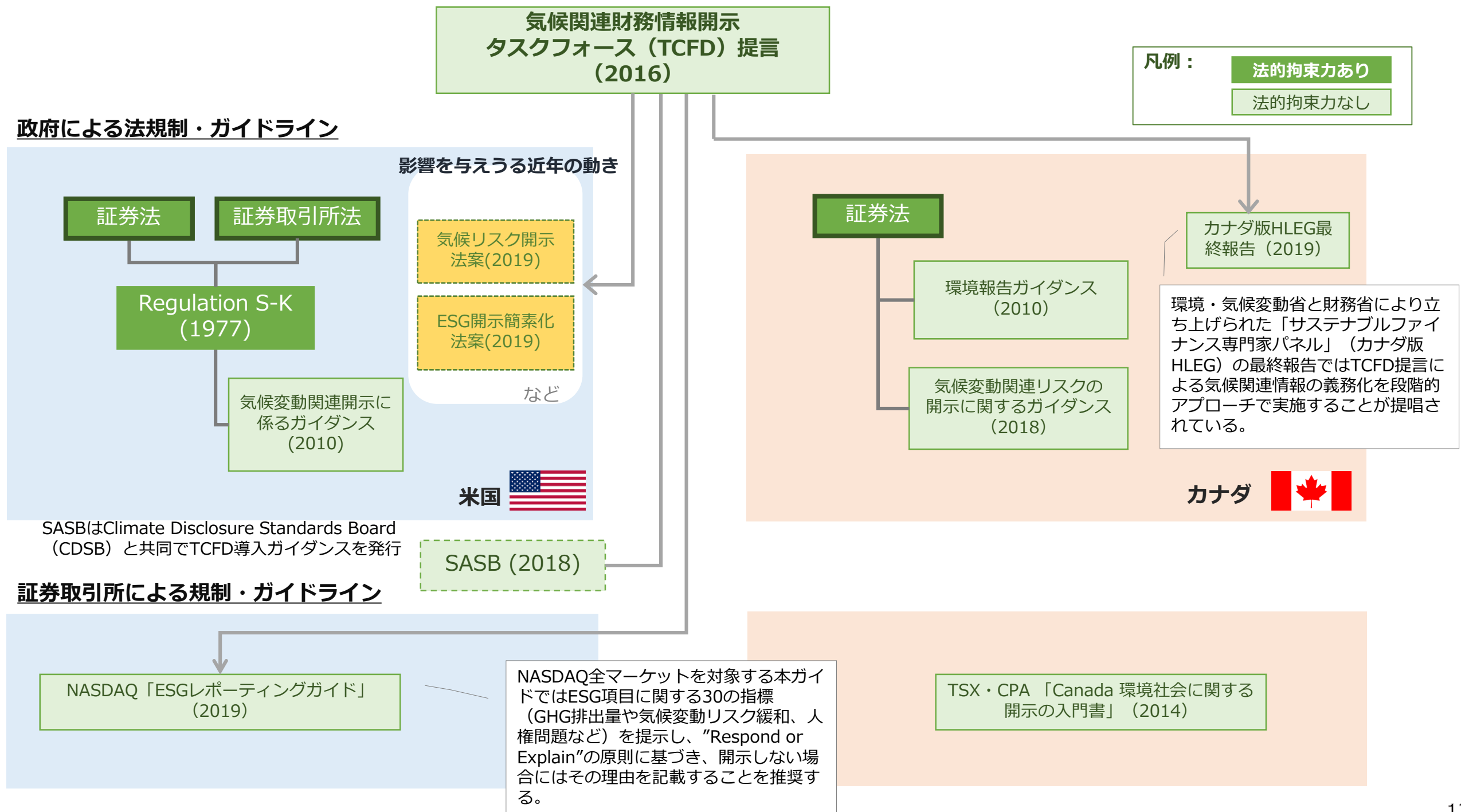
各国・証券取引所のESG関連情報開示制度・ガイドライン①欧州

- 欧州各国におけるのESG関連情報の開示規定は主にEU「非財務及び多様性情報の開示に関する改正指令」（NFRD）の国内法制化によって定められる。
- 証券取引所による自主的なガイドラインや規定の動きは限定的。



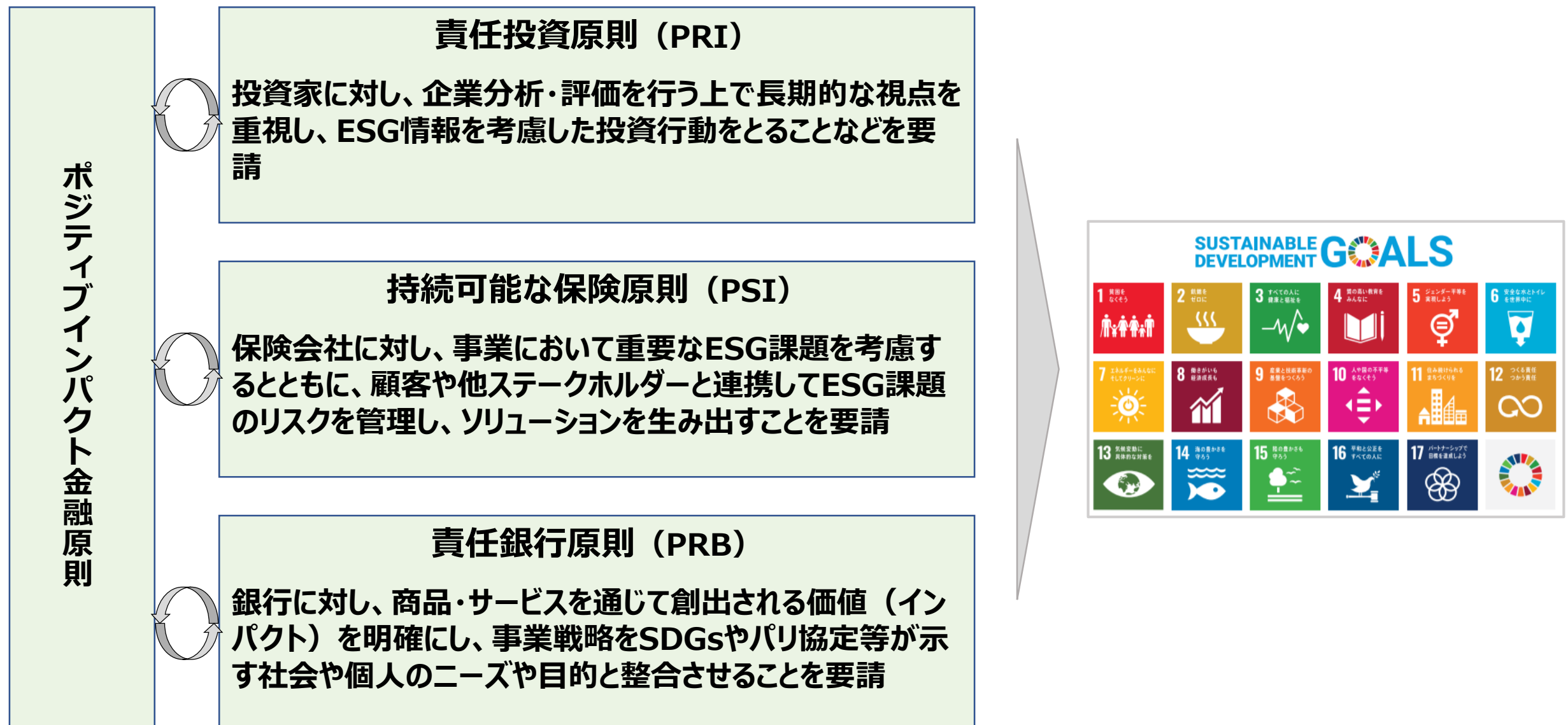
各国・証券取引所のESG関連情報開示制度・ガイドライン②北米

- 米国・カナダともにESG開示を明示的に規定する法的枠組みはないが、「ガイダンス」の形でマテリアルな非財務情報の一部として環境等の情報開示を求めている。
- TCFD提言を受け、両国でESG・気候変動関連情報開示に係る動きが活発化している。



SDGsの達成に向けた金融原則

- 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）のもと、責任投資原則（PRI）、持続可能な保険原則（PSI）、責任銀行原則（PRB）が策定された。
- これら3原則に加え、SDGsの達成に向けた金融の枠組みであるポジティブインパクト金融原則に基づいた金融を構築することで持続可能な社会の実現を目指す。



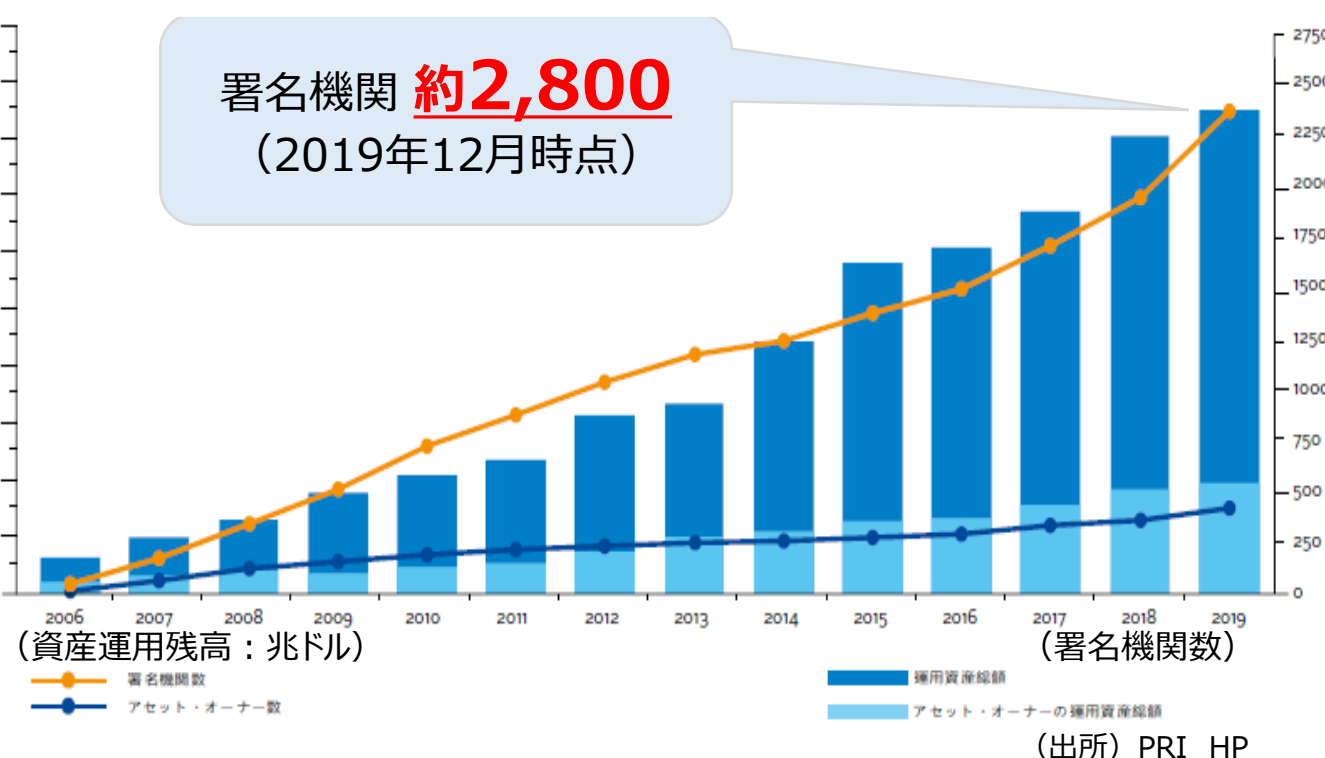
責任投資原則 (PRI)

- **2006年4月**、コフィー・アナン第7代国連事務総長の提唱により、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) 及び国連グローバル・コンパクト (UNGC) とのパートナーシップによる**投資家イニシアティブ「責任投資原則 (PRI)」**が打ち出され、**ESG投資のコンセプト**が示された。
- PRIは、投資家に対し、**企業分析・評価を行う上で長期的な視点を重視し、ESG情報を考慮した投資行動をとる**ことなどを求めている。お金を流す側 (投資家) の行動が変わることで、お金を受ける側 (企業) の行動が持続可能な方向へ一層促されることが期待されている。



PRI署名機関等の推移

署名機関 **約2,800**
(2019年12月時点)



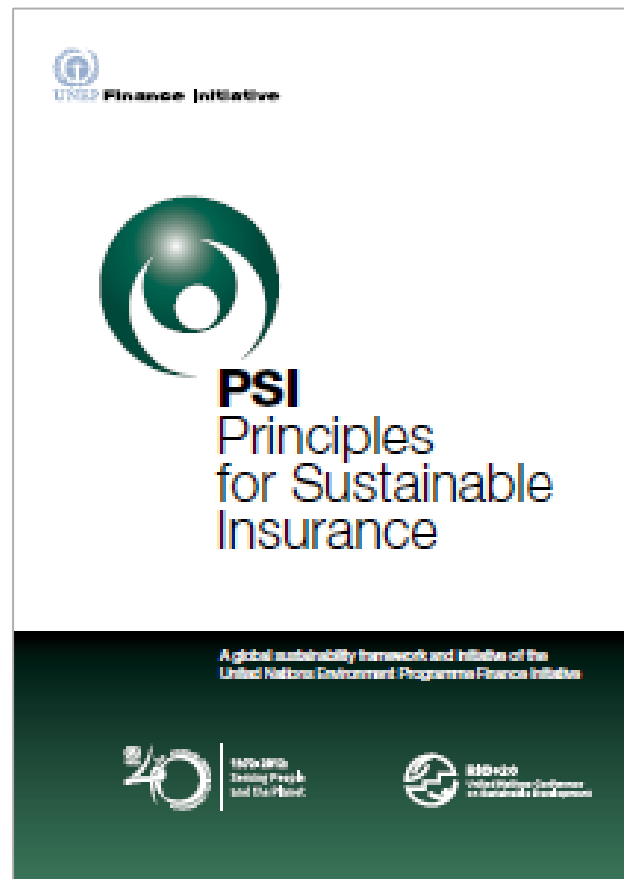
PRI 6 原則

1. 投資分析と意思決定のプロセスに**ESGの課題**を組み込む
2. 活動的な (株式) 所有者になり、(株式の) 所有方針と (株式の) 所有慣習に**ESG問題**を組み入れる
3. 投資対象の主体に対して**ESGの課題**について適切な開示を求める
4. 資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行う
5. 本原則を実行する際の効果を高めるために、協働する
6. 本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告する

持続可能な保険原則（PSI）

- 持続可能な保険原則（PSI）は、UNEP FIにおいて、2013年6月に策定された。
- 2020年2月現在、74の保険会社が署名。
（国内では、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、東京海上日動火災保険株式会社が署名）
- 2019年2月には、損害保険の引受に関するESGガイダンスを公表。

持続可能な保険原則 （2013年）



損害保険引受に関する ESGガイダンス （2019年）



PSI 4 原則



1. 保険事業に関連する環境・社会・ガバナンス（ESG）問題を意思決定に組み込む
2. 顧客やビジネス・パートナーと協働して、ESG問題に対する関心を高め、リスクを管理し、解決策を生み出す
3. 政府や規制当局、他の主要なステークホルダーと協働して、ESG問題について社会全体での幅広い行動を促す
4. 本原則実施の進捗状況を定期的に一般に開示して、説明責任を果たし透明性を確保していることを示す

国連責任銀行原則（PRB）

- UNEP FIにおいて、**PRIの銀行版となる国連責任銀行原則（PRB）が2019年9月22日発足。**
- 発足時点で132の金融機関（総資産額47兆ドル相当）が署名。2020年2月現在、170以上の金融機関（国内では**三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、滋賀銀行**）が署名。
- **SDGsやパリ協定との整合性、インパクトと目標設定、顧客（法人・リテール）、ステークホルダー、ガバナンスと企業文化、透明性と説明責任、の6原則を設定。**

PRB 6 原則

1. **SDGsとパリ協定が示すニーズや目標と経営戦略の整合性を取る**
2. 事業が引き起こす悪影響を軽減し、好影響は継続的に拡大させる
3. 顧客に対し世代を超えて繁栄を共有できるような経済活動を働きかける
4. 利害関係者に助言を求め連携する
5. 影響力が大きい領域で目標を立てて開示、実践する
6. 定期的実践を検証、社会全体の目標への貢献について説明する

創設機関



脱炭素経営に向けた取組の広がり①

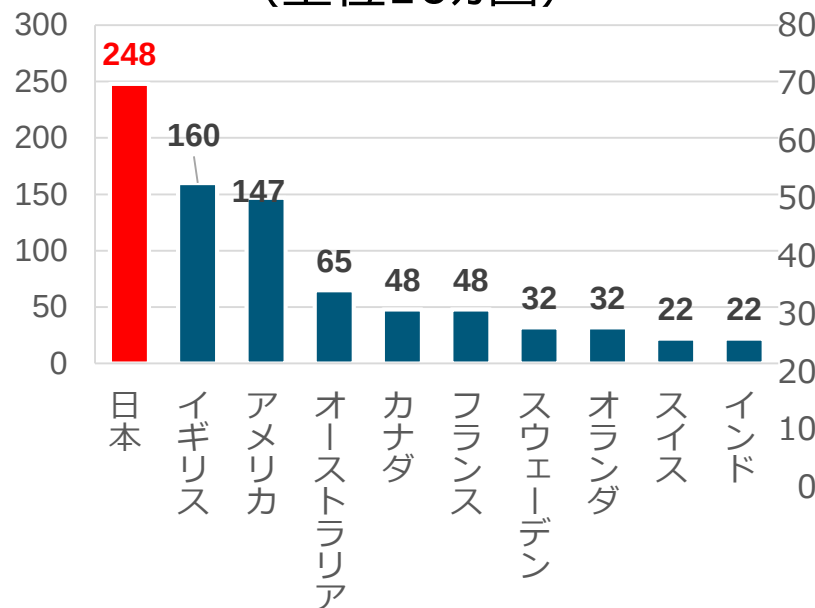
※2020年3月9日時点



- 世界で1,075(うち日本で248機関)の金融機関、企業、政府等が賛同表明

■ 世界 1 位 (アジア 1 位)

TCFD賛同企業数
(上位10カ国)

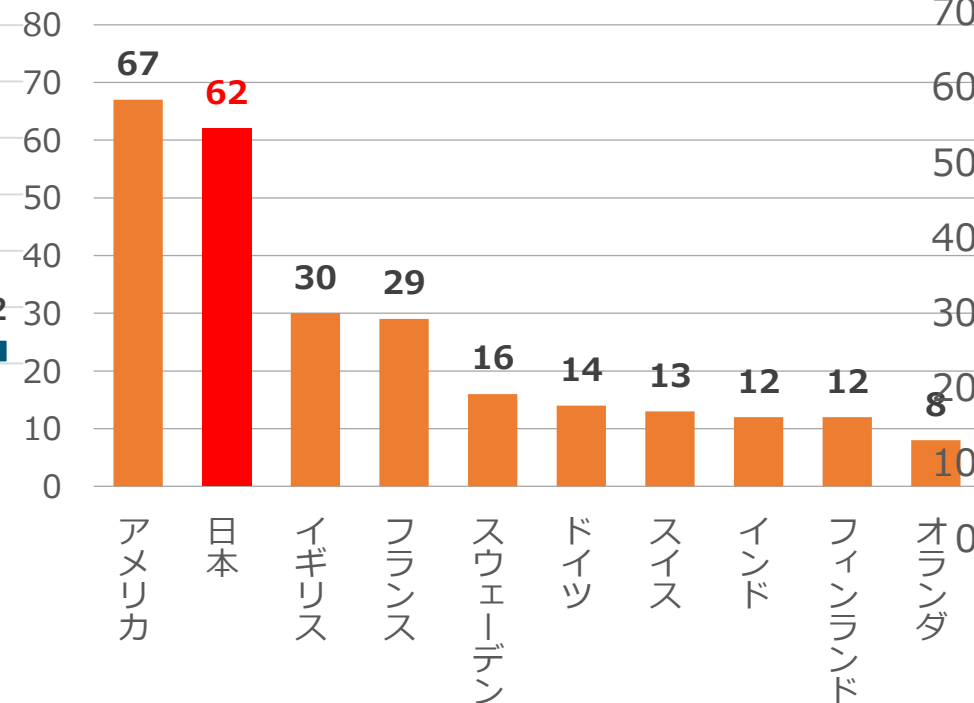


[出所]TCFDホームページ TCFD Supporters (<https://www.fsb-tcf.org/tcf-sponsors/>) より作成

- 認定企業数：世界で341社(うち日本企業は62社)

■ 世界2位 (アジア 1 位)

SBT国別認定企業数グラフ
(上位10カ国)

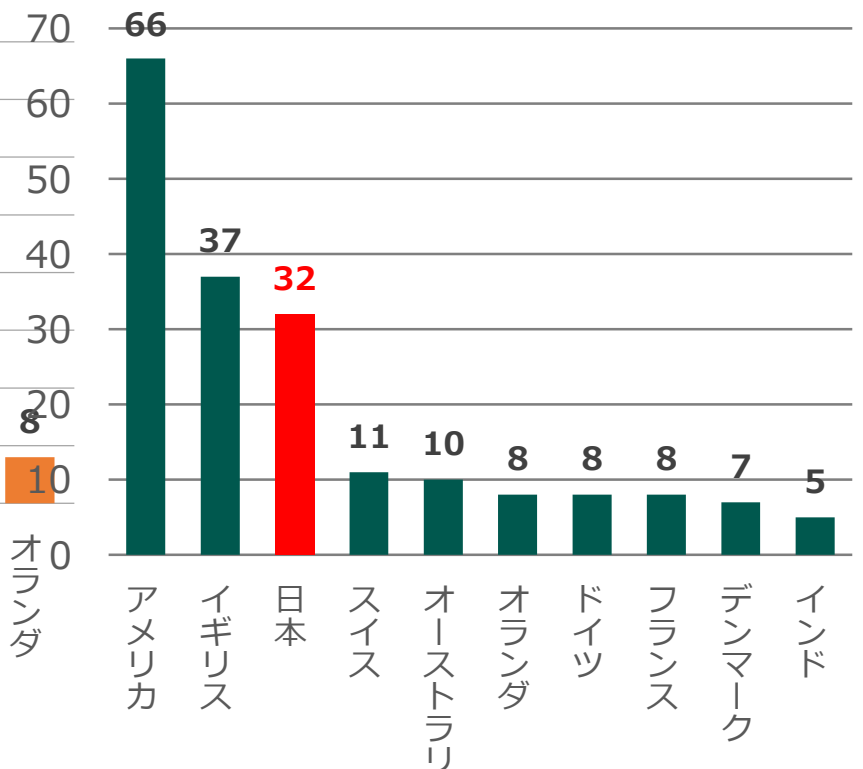


[出所]Science Based Targetsホームページ Companies Take Action (<http://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>) より作成。

- 参加企業数：世界で226社(うち日本企業は32社)

■ 世界第 3 位 (アジア 1 位)

RE100に参加している国別企業数グラフ
(上位10カ国)



[出所] RE100ホームページ (<http://there100.org/>) より作成。

TCFD、SBT、RE100のすべてに取り組んでいる企業一覧

建設業：積水ハウス/大東建託/大和ハウス工業/戸田建設/LIXILグループ

電気機器：コニカミノルタ/ソニー/パナソニック/富士通/富士フィルムホールディングス/リコー

情報・通信業：野村総合研究所

小売：アスクル/イオン/丸井グループ 不動産：三菱地所

脱炭素経営に向けた取組の広がり② – CDP Aリスト企業数 世界 1 位

※2020年1月24日時点

- **CDP**は、企業の回答した気候変動等に関する開示情報をもとに、**スコアリング(9段階の評価付け)**を実施している。
- 2020年 1 月20日に発表された2019年のスコアリングで、日本における**最高評価であるA評価の企業数は38社で初めて世界 1 位**となった。 ※米国35社(2位)、仏22社(3位)。

日本のAリスト企業一覧 (38社)

バイオ技術・ヘルスケア・製薬

エーザイ
小野薬品工業

食品・飲料・農業関連

アサヒグループホールディングス
日本たばこ産業
キリンホールディングス
住友林業
サントリー食品インターナショナル

インフラ関連

大東建託
大和ハウス工業
積水化学工業
積水ハウス
戸田建設

素材

花王
住友化学
東京製鐵

製造

富士電機
富士フィルムホールディングス
小松製作所
ナブテスコ
ニコン
日産自動車
パナソニック
ソニー
豊田自動織機
豊田自動車
横浜ゴム

サービス

ベネッセホールディングス
富士通
MS&ADインシュアランスグループ
ホールディングス
日本電気
野村総合研究所
SOMPOホールディングス
東京海上ホールディングス

小売

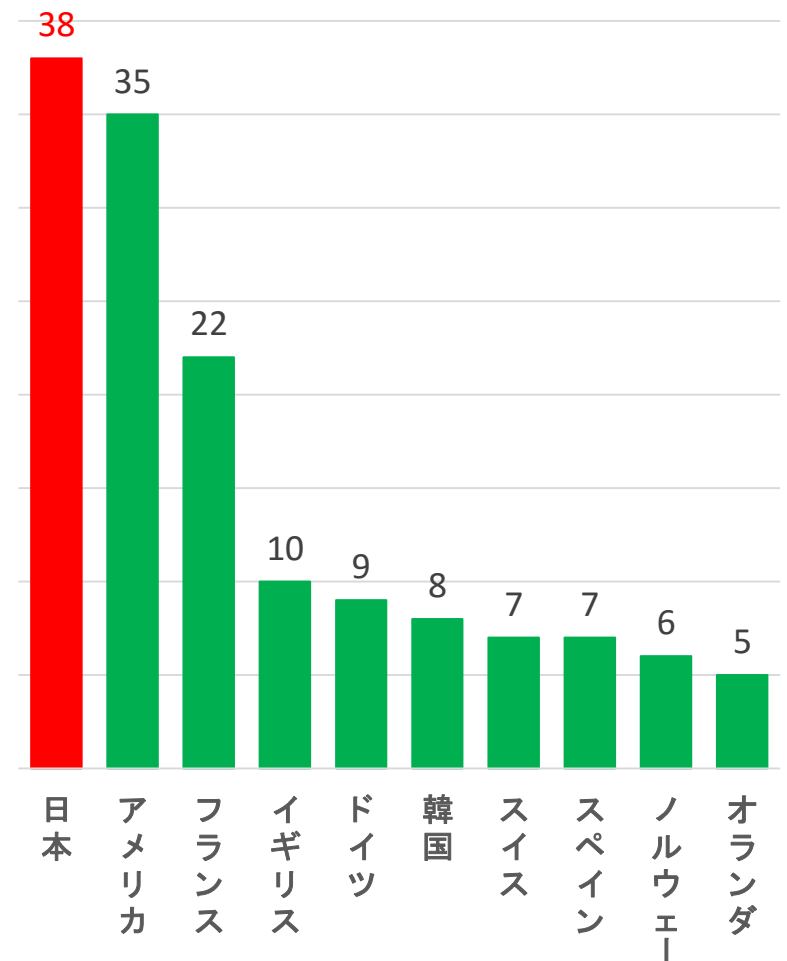
イオン
アスクル
丸井グループ
リコーリース

輸送サービス

川崎汽船



Aリスト企業数グラフ (上位10か国)



脱炭素経営に向けた取組の状況

※2020年3月9日時点



TCFD、SBT、RE100に取り組んでいる企業は以下のとおり（TCFD賛同のみに取り組む企業は除き、SBTは認定企業のみを掲載）。
このうち16社がTCFD、SBT、RE100の全てに取り組んでいる（建設業：5社、電気機器：6社、情報・通信：1社、小売・卸売：3社、不動産：1社）。

業界	企業名	TCFD	SBT	RE100
建設業	積水ハウス	○	○	○
	大東建託	○	○	○
	大和ハウス工業	○	○	○
	戸田建設	○	○	○
	LIXIL	○	○	○
	安藤・間		○	○
	清水建設	○	○	
	住友林業	○	○	
	YKK AP	○	○	
	旭化成ホームズ			○
	大成建設		○	
	前田建設工業		○	
	ジェネックス		○	
	アサヒグループホールディングス	○	○	
食料品	麒麟ホールディングス	○	○	
	サントリーホールディングス	○	○	
	サントリー食品インターナショナル		○	
	日本たばこ産業		○	
	住友化学	○	○	
化学	積水化学工業	○	○	
	エーザイ	○	○	
医薬品	小野薬品工業	○	○	
	第一三共	○	○	
	アステラス製薬		○	
	大塚製薬		○	
	大鵬薬品工業		○	
金属製品	エンビプロ・ホールディングス	○		○
ガラス・土石製品	日本板硝子		○	
非鉄金属	フジクラ	○		○
	古河電気工業		○	
機械	小松製作所	○	○	
	ナブテスコ	○	○	
	日立建機		○	
電気機器	コニカミノルタ	○	○	○
	ソニー	○	○	○
	パナソニック	○	○	○
	富士通	○	○	○

業界	企業名	TCFD	SBT	RE100
電気機器	富士フイルムホールディングス	○	○	○
	リコー	○	○	○
	NEC	○	○	
	シャープ		○	
	セイコーエプソン	○	○	
	ヤマハ	○	○	
	アズビル	○	○	
	三菱電機	○	○	
	ウシオ電機		○	
	アンリツ		○	
	京セラ		○	
	ブラザー工業		○	
	島津製作所	○	○	
	ニコン	○	○	
精密機器	アシックス	○	○	
その他製品	花王	○	○	
	ユニ・チャーム	○	○	
印刷	大日本印刷	○	○	
	凸版印刷	○	○	
運輸	川崎汽船	○	○	
	日本郵船	○	○	
情報・通信	東急			○
	野村総合研究所	○	○	○
小売・卸売	アスクル	○	○	○
	イオン	○	○	○
	丸井グループ	○	○	○
	J.フロントリテイリング	○	○	
	コープさっぽろ			○
	高島屋			○
	ワタミ			○
金融・保険	第一生命ホールディングス	○		○
	城南信用金庫			○
その他金融	アセットマネジメントOne	○		○
	芙蓉総合リース	○		○
不動産	東急不動産ホールディングス	○		○
	ヒューリック			○
	三井不動産	○		○
	三菱地所	○	○	○
	電通	○	○	○

TCFDに賛同している日本企業

※2020年3月9日時点



日本の賛同企業数は**248**機関となっており、**世界第1位**。
世界の賛同企業数は**1,075**機関。



金融(64)		MS&ADインシュアランスグループホールディングス／MU投資顧問／SOMPOホールディングス／ T&Dホールディングス／朝日生命保険相互会社／朝日ライフアセットマネジメント／アセットマネジメントOne／オリックス・アセットマネジメント／海外交通・都市開発事業支援機構／海外通信・放送・郵便事業支援機構／格付投資情報センター／環境不動産普及促進機構／かんぽ生命／九州フィナンシャルグループ／京都大学イノベーションキャピタル／クールジャパン機構／国際協力銀行／コンコルディア・フィナンシャル・グループ／滋賀銀行／商工組合中央金庫／ジャパンリアルエステイト投資法人／新生銀行／スパークス・グループ／損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント／学校法人上智学院／住友生命保険相互会社／大樹生命保険株式会社／第一生命ホールディングス／大和証券グループ本社／地域活性化支援機構／千葉銀行／東京海上アセットマネジメント／東京海上ホールディングス／東邦銀行／日興アセットマネジメント／ニッセイアセットマネジメント／日本政策投資銀行／日本政策金融公庫／日本生命保険相互会社／日本取引所グループ／日本バリュー・インベスターズ／日本貿易保険／日本郵政／年金積立金管理運用独立行政法人／農林中央金庫／野村アセットマネジメント／野村ホールディングス／日立キャピタル／富国生命投資顧問／芙蓉総合リース／みずほフィナンシャルグループ／三井住友DSアセットマネジメント／三井住友トラスト・アセットマネジメント／三井住友フィナンシャルグループ／三菱商事UBFリアルティ／三菱UFJ国際投信／三菱UFJ信託銀行／三菱UFJフィナンシャル・グループ／明治安田アセットマネジメント／明治安田生命保険相互会社／ゆうちょ銀行／リコーリース／リソナホールディングス
エネルギー(17)		JXTGホールディングス／出光興産／大阪ガス／沖縄電力／関西電力／九州電力／四国電力／大陽日酸／中国電力／中部電力／電源開発／東京ガス／東京電力ホールディングス／東北電力／北陸電力／北海道電力／ユーグレナ
運輸(10)		ANAホールディングス／アイシン精機／川崎汽船／ジェイテクト／商船三井／トヨタ自動車／日産自動車／日本郵船／東日本旅客鉄道／マツダ
素材・建築物(39)		AGC／DIC／GSユアサコーポレーション／J.フロントリテイリング／JFEホールディングス／LIXIL／SGホールディングス／YKK／YKK AP／旭化成／アズビル／鹿島建設／清水建設／信越化学工業／住友化学／住友金属鉱山／積水化学工業／積水ハウス／大東建託／太平洋セメント／高砂香料工業／大和ハウス工業／千代田化工建設／帝人／東亜合成／東急不動産ホールディングス／東京製鐵／東ソー／東洋紡／東レ／戸田建設／豊田合成／日本ガイシ／日本製鉄／三井化学／三井不動産／三菱ガス化学／三菱地所／三菱ケミカルホールディングス
農業・食糧・林業製品(10)		アサヒグループホールディングス／味の素／カルビー／麒麟ホールディングス／サッポロホールディングス／サントリーホールディングス／住友林業／日清食品ホールディングス／不二製油グループ本社／明治ホールディングス
その他(87)	商社・小売(13)	アシックス／アスクル／イオン／伊藤忠商事／住友商事／セブン&アイ・ホールディングス／双日／豊田通商／ファミリーマート／丸井グループ／丸紅／三井物産／三菱商事
	電機・機械・通信(45)	IHI／NEC／NTTドコモ／TDK／TOTO／荏原製作所／沖電気工業／オムロン／川崎重工業／クボタ／栗田工業株式会社／コニカミノルタ／小松製作所／サンメッセ／島津製作所／昭和電工／セイコーエプソン／ソニー／ダイキン工業／大日本印刷／ダイフク／デンソー／東芝／凸版印刷／豊田自動織機／ナブテスコ／ニコン／日本精工／パナソニック／日立製作所／フジクラ／富士通／富士フイルムホールディングス／ブラザー工業／古河電気工業／三菱重工業／三菱電機／村田製作所／明電舎／安川電機／ヤマハ／ヤマハ発動機／横河電機／楽天／リコー
	一般消費財・製薬(10)	エーザイ／小野薬品工業／花王／小林製薬／資生堂／第一三共／中外製薬／ペプチドリーム／ユニ・チャーム／ライオン／
	サービス(19)	CSRデザイン環境投資顧問／PwC／アマタホールディングス／イースクエア／エッジ・インターナショナル／エンビプロ・ホールディングス／応用地質／グリーン・パシフィック／グリッド&ファイナンス・アドバイザーズ／国際航業／サステナブル・ラボ／セコム／チャレナジー／西村あさひ法律事務所／ニューラル／野村総合研究所／パシフィックコンサルタンツ／ベネッセホールディングス／森・濱田松本法律事務所

日本の認定企業数は**62社**となっており、**世界第2位**（アジア第1位）。
世界の認定済の企業数は**341社**。



すでに認定を受けている日本企業62社の一覧

※業種内五十音順

- 建設業：安藤・間／ジェネックス／清水建設／住友林業／積水ハウス／大東建託／大成建設／大和ハウス工業
戸田建設／前田建設工業／LIXILグループ
- 食料品：アサヒグループホールディングス／キリンホールディングス／サントリー食品インターナショナル
サントリーホールディングス／日本たばこ産業
- 化学：花王／住友化学／積水化学工業／ユニ・チャーム
- 医薬品：アステラス製薬／エーザイ／大塚製薬／小野薬品工業／大鵬薬品工業／第一三共
- 金属製品：YKK AP
- ガラス・土石製品：日本板硝子
- 非鉄金属：古河電気工業
- 機械：コマツ／ナブテスコ／日立建機
- 電気機器：アズビル／アンリツ／ウシオ電機／京セラ／コニカミルタ／シャープ／セイコーエプソン／ソニー／日本電気
パナソニック／富士通／富士フイルムホールディングス／ブラザー工業／三菱電機／ヤマハ／リコー
- 精密機器：島津製作所／ニコン
- その他製品：アシックス
- 印刷：大日本印刷／凸版印刷
- 海運業：川崎汽船／日本郵船
- 情報・通信業：野村総合研究所
- 小売：アスクル／イオン／J.フロント リテイリング／丸井グループ
- 不動産業：三菱地所
- サービス業：電通

※下線付の企業は環境省SBT策定個社別支援実施企業（2017・2018・2019年度）

コミット中の企業は世界で485社（うち日本企業26社）
世界的には金融・保険、食料品が、日本では輸送用機器、電気機器が多い



2年以内のSBT設定をコミットしている日本企業26社の一覧

※業種内五十音順

建設業 : コマニー / 都田建設
食料品 : 味の素 / 不二製油グループ
化学 : 小林製薬 / 高砂香料工業 / ライオン
医薬品 : 武田薬品工業
金属製品 : YKK
電気機器 : オムロン / カシオ計算機 / SCREENホールディングス / 日新電機 / 日立製作所
村田製作所 / 明電舎
輸送用機器 : トヨタ自動車 / 日産自動車 / ヤマハ発動機
小売業 : ファーストリテイリング
金融・保険業 : MS&ADインシュアランスグループホールディングス / SOMPOホールディングス /
東京海上ホールディングス
その他金融業 : 日立キャピタル
サービス業 : ベネッセコーポレーション
情報・通信 : NTTドコモ

※下線付の企業は環境省SBT策定個社別支援実施企業（2017・2018・2019年度）

日本の参加企業数は**32社**となっており、**世界第3位**（アジア第1位）。
参加企業は世界で**226社**。



RE100に参加している日本企業32社の一覧

※業種内五十音順

建設業 : 旭化成ホームズ / 安藤・間 / 積水ハウス / 大東建託 /
大和ハウス工業 / 戸田建設 / LIXIL

非鉄金属 : フジクラ

電気機器 : コニカミノルタ / ソニー / パナソニック / 富士通 /
富士フイルムホールディングス / リコー

陸運業 : 東急

情報・通信業 : 野村総合研究所

小売業 : アスクル / イオン / コープさっぽろ / 高島屋 / 丸井グループ / ワタミ

銀行業 : 城南信用金庫

金融・保険業 : 第一生命保険

その他金融業 : アセットマネジメントOne / 芙蓉総合リース

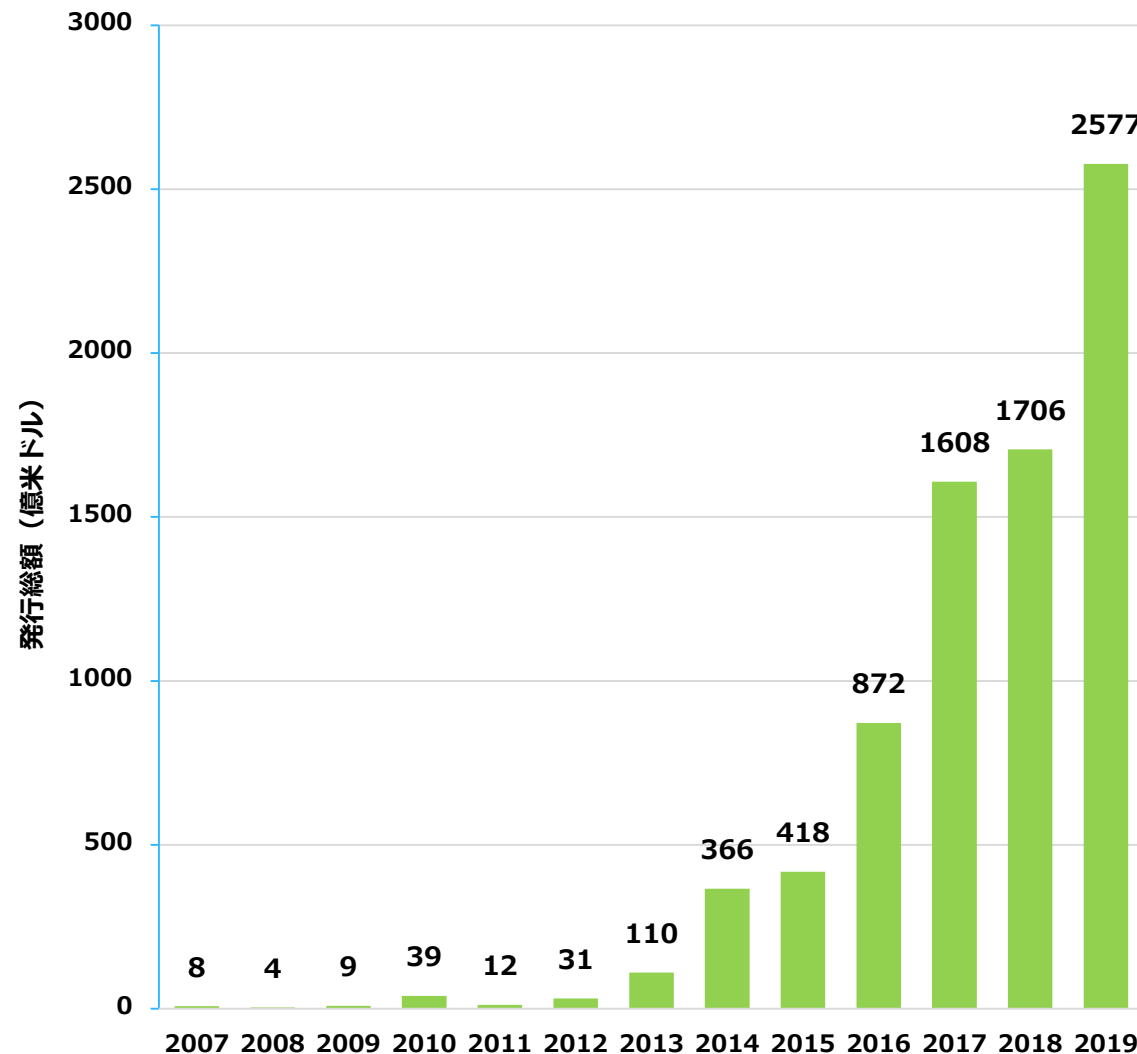
不動産業 : 東急不動産 / ヒューリック / 三井不動産 / 三菱地所

サービス業 : エンビプロ・ホールディングス / 楽天

世界・国内市場におけるグリーンボンド

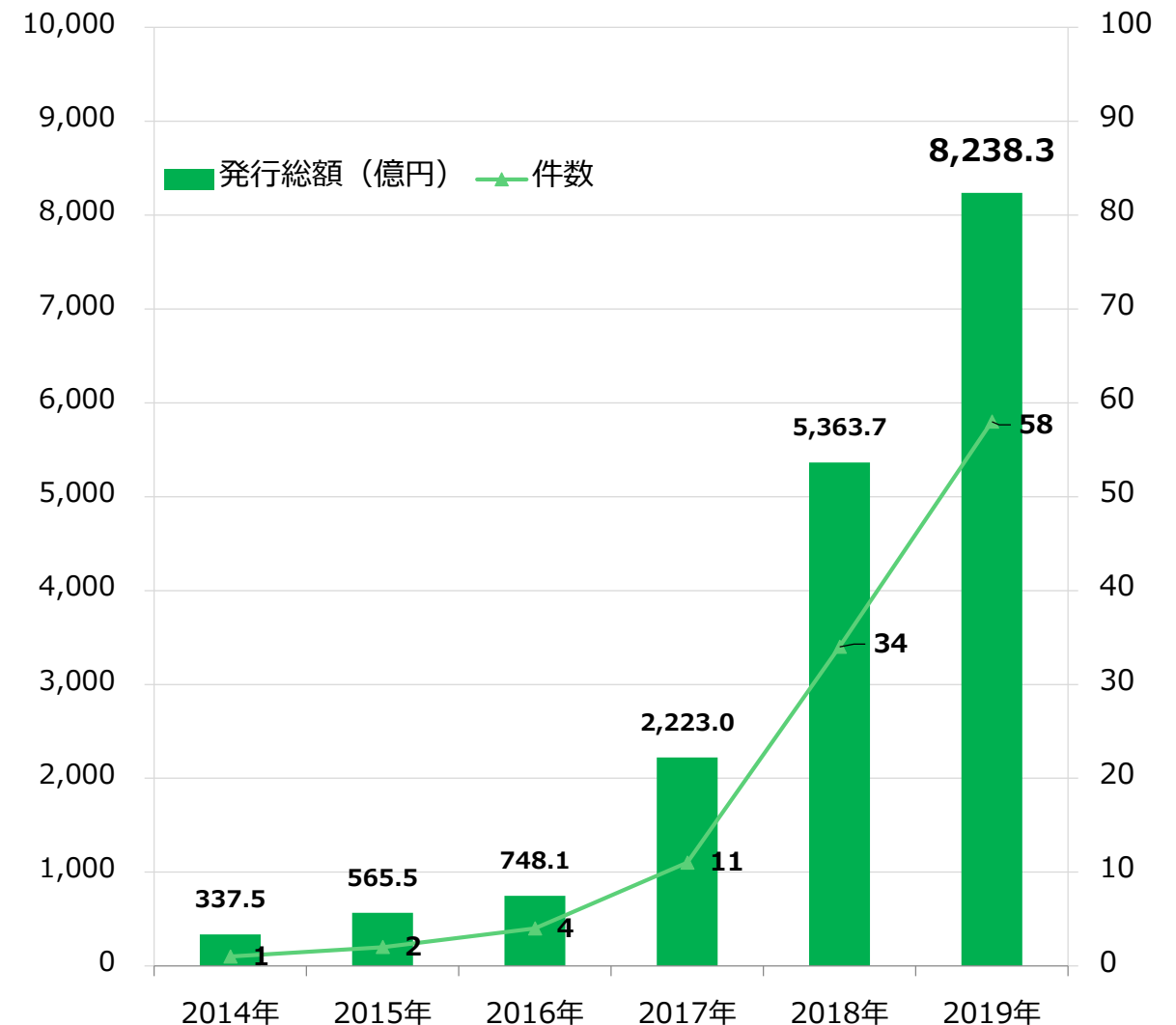
- 2019年のグローバル市場におけるグリーンボンドの発行額は、**昨年対比約1.5倍増加**した。
- 2019年の国内市場におけるグリーンボンドの発行実績は、**件数58件、金額約8,200億円**と、**昨年対比件数では約1.7倍、金額は約1.5倍増加**した。

世界のグリーンボンド発行額の推移（億米ドル）



出典：Climate Bonds Initiative HPより環境省作成

国内のグリーンボンド発行額の推移（億円）



出典：環境省作成

民間企業（除く金融）によるグリーンボンド発行市場動向

- 日本では、多くの事業会社によるグリーンボンド発行が進んでおり、発行体の多様化が見られる。
- CBIのデータによれば、事業会社の発行体数は、世界トップクラス。

<民間企業（除く金融）の各国グリーンボンド発行データ（発行体数順）>

2017年

	国名	発行体数	残高 (Mil USD)
1	中国	7	2,980
1	スウェーデン	7	1,476
3	米国	6	3,560
3	ブラジル	6	1,736
5	フランス	5	4,511
6	スペイン	4	4,408
7	インド	3	1,700
7	ドイツ	3	1,908
7	英国	3	1,641
7	カナダ	3	893
7	ノルウェー	3	262
12	日本 ※	2	798

2018年

	国名	発行体数	残高 (Mil USD)
1	スウェーデン	14	2,791
2	中国	13	3,991
3	日本	11	1,075
4	米国	8	3,727
5	香港	6	1,718
6	フランス	5	3,473
6	ドイツ	5	1,203
8	英国	4	1,700
9	スペイン	3	2,702
9	イタリア	3	2,386

2019年

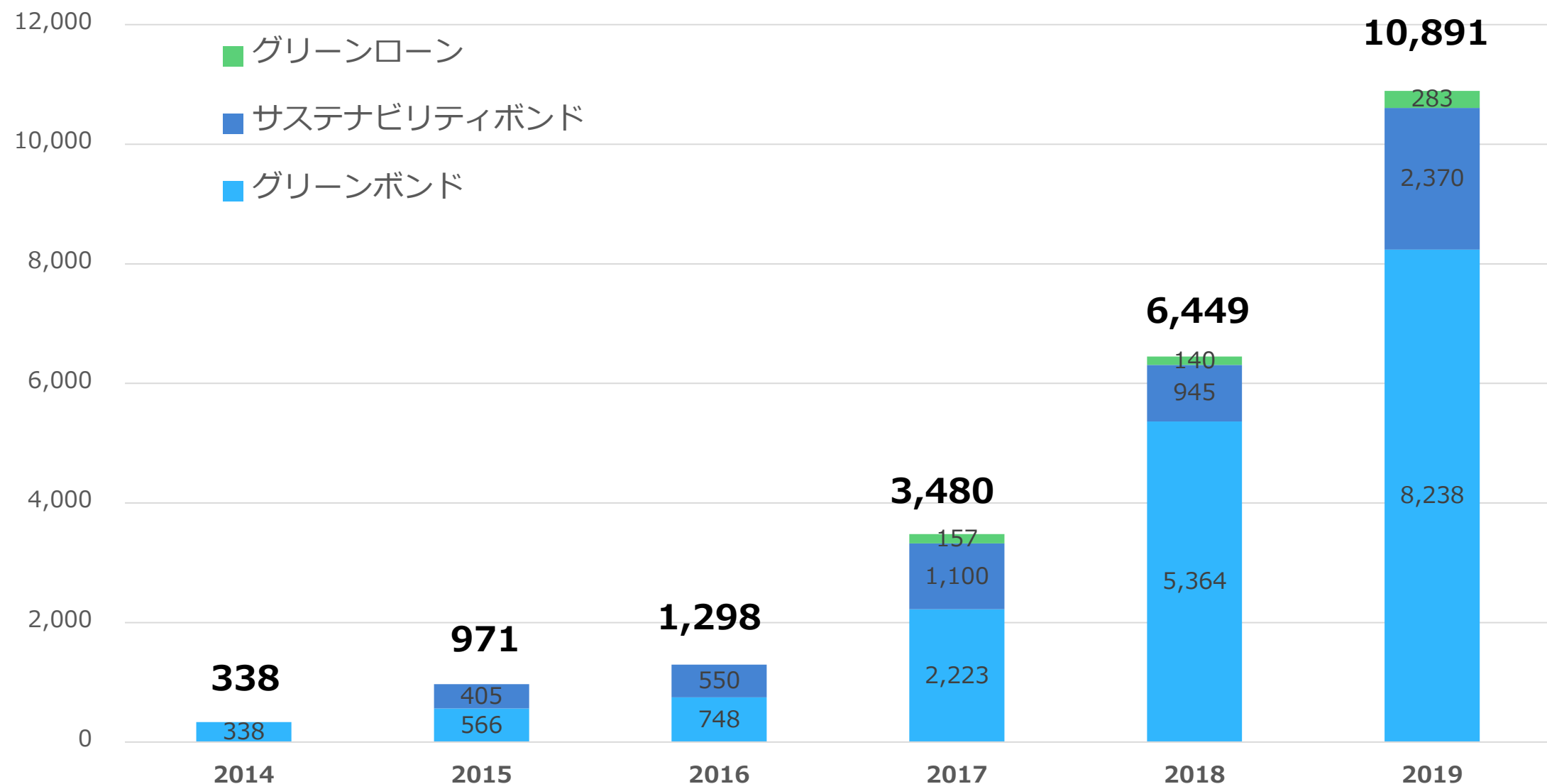
	国名	発行体数	残高 (Mil USD)
1	スウェーデン	22	3,666
2	日本	17	2,303
3	米国	10	7,009
4	中国	8	1,644
5	イタリア	6	3,760
5	英国	6	1,855
5	ブラジル	6	1,041
8	スペイン	5	2,214
8	韓国	5	2,866
10	フランス	4	5,552
10	ドイツ	4	3,410
10	インド	4	2,987

※ 他、イタリア・マレーシア・香港・スイスも同順位

出所： Climate Bonds Initiative Databaseの数値を元に作成。 2019年は11月現在。

我が国におけるグリーンボンド・グリーンローン等の総額

- 2019年の①グリーンボンド、②グリーン性を有するサステナビリティボンド、③グリーンローンの総額は**1兆円を突破**。
- グリーンボンドとグリーンローンを組み合わせたグリーンファイナンスフレームワークを策定する発行体が増えており、今後はグリーンボンド市場と併せてグリーンローンの拡大が期待される。



出所：環境省作成

EUにおけるサステナブルファイナンスの検討

- 欧州委員会は、2016年12月、サステナブルファイナンスについて検討するハイレベル専門家グループ（HLEG）を設置し、2018年1月、最終報告を公表。
- 最終報告を基に、2018年3月、欧州委員会は10項目からなるアクションプランを採択。
- 各アクションプランは、法規制案の策定及び専門家グループ（Technical Expert Group:TEG）での議論等により進められている。

アクションプラン項目	
① サステナブル活動のEU分類システム（タクソノミー）の確立	⑥ 格付及び市場調査におけるサステナビリティの統合
② グリーン金融商品の基準及びラベルの創設	⑦ 機関投資家及びアセットマネジャーの義務の明確化
③ サステナブルプロジェクトへの投資の促進	⑧ 健全性要求へのサステナビリティの取り込み
④ 投資アドバイスの際のサステナビリティの組み込み	⑨ サステナビリティ情報開示の強化及び会計基準の策定
⑤ サステナビリティベンチマークの開発	⑩ サステナブルコーポレートガバナンスの促進及び金融市場における短期主義の抑制

- 2019年冬に欧州委員会が公表したグリーンディール政策では、2020年第3四半期に、このアクションプランを更新する予定。

EUアクションプラン① サステナブル活動のEU分類システム（タクソノミー）の確立

（2019年6月時点）

- タクソノミーとは、「**環境面で持続可能な経済活動**」に該当する活動の分類。
- グリーンウォッシングを防ぐことなどが目的。
- 6つの環境目的のいずれか1つ以上に貢献し、いずれにも重大な害とならないものとして、技術的な基準が定められている。

（6つの環境目的）

（タクソノミーの技術的な基準の例）

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ✓気候変動の緩和 | ✓水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全 |
| ✓気候変動の適応 | ✓汚染の防止と管理 |
| ✓循環経済・廃棄物抑制・リサイクル社会への移行 | ✓健全なエコシステムの保全 |

- | | |
|------|--|
| ガス発電 | ・ライフサイクル排出量100gCO ₂ /kW以下
※石炭火力発電所は除外
※原子力発電については態度保留 |
| 自動車 | ・水素自動車・燃料電池車・電気自動車は適格
・2025年までは50gCO ₂ /km以下 |

タクソノミーの主な用途

投資家



金融商品について、環境面で持続可能な経済活動に投資した割合の開示

企業等



環境面で持続可能な経済活動の割合の開示

- ・製品又はサービスから得られる売上の割合
- ・資産又はプロセスに関連する資産的支出・運営費用の割合

今後の予定

- 気候変動の緩和・適応目的の詳細を定める TEGの最終報告書は2020年3月に公表予定。
- タクソノミー規則案は2020年前半に採択予定。
- 適用開始時期は環境目的により異なる。

・気候変動の緩和・適応目的：2021年12月末

・その他の4つの目的：2022年12月末

EUアクションプラン②

グリーン金融商品の基準及びラベルの創設

- EUグリーンボンド基準および金融商品に付与するエコラベルの検討を実施。

グリーンボンド

グリーンボンド基準に関するTEGの報告書の内容

- EUグリーンボンド基準は**任意の基準**
- EUグリーンボンド基準に盛り込むべき4要素
 - 調達資金の用途は、**EUサステナビリティ・タクソノミーへの適合**を要する
ただし、イノベーションの性質、プロジェクトの複雑性、地域性等により直接適用できない場合あり
 - グリーンボンドフレームワークを示し、グリーンボンドの資金用途・プロセス・報告に関する詳細解説
 - 資金用途及び環境へのインパクトに関する開示の義務化
 - 認定された**外部評価機関からの検証取得の義務化**

2020年3月、TEGよりグリーンボンド基準のユーザーガイドを公表予定。

エコラベル

2019年12月に公表されたエコラベル基準案の内容

- **グリーンな経済活動への投資割合**の規定
例) 株式ファンド：資産総額の最低20%は、グリーン経済活動からの収益が50%以上の企業
資産総額の最低40%は、グリーン経済活動からの収益が20～49%以上の企業
- ESGの側面からの**除外規定**
例) 化石燃料、原子力発電等の一部の指定された経済活動からの収益が5%以上の企業
- グリーン経済活動を50%未満しか行っていない企業に対する**エンゲージメント**の規定

エコラベルの最低基準を満たす株式ファンドの構成

【20%】 グリーンな収益が 50%以上の企業
【40%】 グリーンな収益が 20～49%の企業
【残り】 グリーンな収益が 20%未満の企業 または現金等

2020年11月、エコラベル修正基準案が公表予定。

EUアクションプラン③

サステナブルプロジェクトへの投資の促進

- サステナブルな投資を支援する手段の効率・効果を改善するため方策の検討。

InvestEUファンド

- これまで14種類に分かれていたファンドを統合した「InvestEU」ファンドの設立。
- InvestEUが掲げる4つの目的の1つが、サステナブルなインフラへの投資促進。

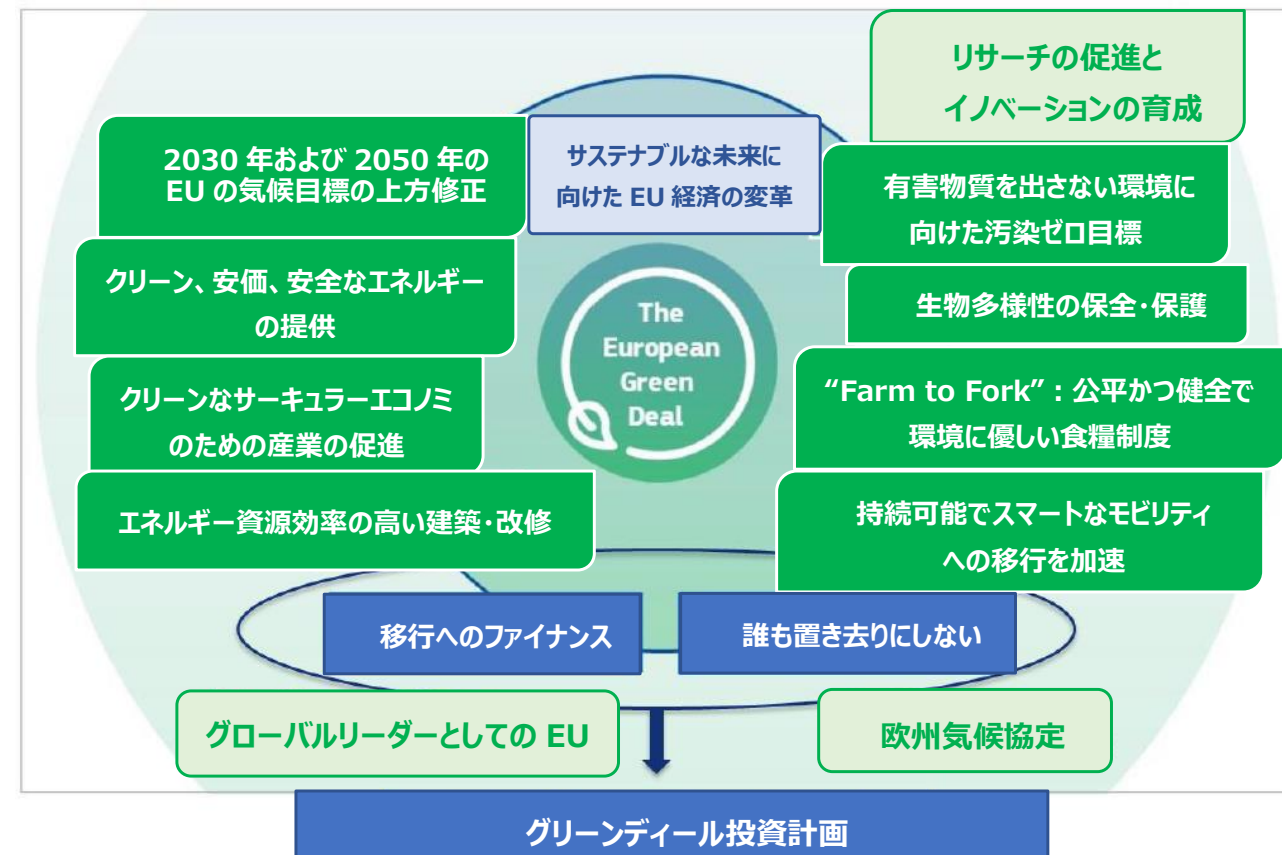
グリーンディール投資計画

- 2019年秋に新体制となった欧州委員会は、**グリーンディールを重点政策**として掲げている。
- グリーンディール政策を支える金融政策として、**グリーンディール投資計画**が出された。

(グリーンディール投資計画の内容)

今後10年間でサステナブル投資に少なくとも1兆ユーロの資金を動員する。
そのために

- ・EUの予算のうち、少なくとも25%は気候関連投資に充てる。
- ・InvestEUが保証を付与し、民間のサステナブル投資を促進する。
- ・**公正な移行メカニズム（Just Transition Mechanism）を導入し、移行による影響を最も受ける地域を支援する。**



出所：欧州委員会、The European Green Deal Investment Plan p.3をCSRデザイン環境投資顧問が和訳

EUアクションプラン④

投資アドバイスの際のサステナビリティの組み込み

投資会社と保険会社が顧客にアドバイスを行う際、顧客のESG選好を考慮することを求めるため、第二次金融商品市場指令（MiFID II）、保険販売業務指令（IDD）を修正する。

MiFID IIの主な変更点

一部の条項の修正。

- 投資会社は、顧客に金融商品を提供する際、ESG選好を考慮に入れた場合には、その内容についても説明する。
- 投資アドバイスの際に、顧客の投資目的が顧客のESG選好を考慮することによって達成できるかどうかについても説明する。

IDDの主な変更点

一部の条項の修正。

- 保険仲介業者や保険会社は、適合性評価の中で、顧客または潜在的顧客のリスク選好、リスクプロファイル、投資目的、関連する場合には、ESG選好の評価も実施しなければならない。
- 適合性評価に関する報告の中で、顧客のリスク耐性や投資目的がESG選好を考慮することで達成できるかどうかの情報も含む。

EUアクションプラン⑤
サステナビリティベンチマークの開発

新たな気候ベンチマークの開発および全ベンチマークを対象としたESG開示について検討。

新たな気候ベンチマーク

「Climate Transition ベンチマーク」および「EU Paris-aligned ベンチマーク」の開発。

最低基準（抜粋）	Climate Transition ベンチマーク	EU Paris-aligned ベンチマーク
投資ユニバースと比較した排出原単位削減	30%	50%
対前年度比の脱炭素比率	排出量原単位が毎年対前年度比の年間平均最低7%減少	
エクスポージャー	気候変動に大きくさらされているセクターへのエクスポージャーがマーケットベンチマークと同じかそれ以上	
除外活動	なし	- 石炭（収益の1%以上） - 石油（収益の10%以上） - 天然ガス（収益の50%以上） - ライフサイクル全体で100gCO2e/kWh超のGHGを排出する電力事業（収益の50%以上）

全ベンチマークを対象としたESG開示

- **全てのベンチマーク**（通貨や利子率のベンチマークを除く）**に対して、**
「ESG要素がベンチマークにどのように反映されているか」を開示することを規定。
ただし、ベンチマークがESG目的を持たない場合には、その旨の記載さえすればよい。
- 詳細な開示項目及びフォーマットは委任法にて2021年1月までに定められる予定。実際の開示は、2021年12月31日までに行う。

EUアクションプラン⑨

サステナビリティ情報開示の強化及び会計基準の策定

- EUでは、2014年に非財務情報開示指令(NFRD)、2017年に非財務情報ガイドラインが公表されている。
- さらに、2019年6月、気候関連情報開示ガイドラインが公表された。

気候関連情報開示ガイドライン

- EUの企業が**NFRDに準拠すると同時にTCFDの提言の内容も開示できることを目的**としたものである。
- ガイドラインでは、NFRD対象企業約6000社に広く活用されることを目的に、**推奨する開示内容は、13の開示推奨項目と10のKPIに限定**している。
- ガイドラインは**強制力を持たない**。

非財務及び多様性情報の開示に関する
改正指令（NFRD）

非財務情報ガイドライン（NBGs）

気候関連情報開示ガイドライン

今後の動き

- 2019年冬に欧州委員会が公表したグリーンディール政策では、気候・環境関連の開示を拡充し、サステナブル投資を促進するために2020年中にNFRDの改定を検討することを表明。
2020年1月末にコンサルテーションを開始している。

トランジション・ファイナンスの動き

- EUのタクソノミー策定に続き、各国・各機関もタクソノミー策定を検討し始めている。
- 対象範囲を「グリーン」だけではなく、今後グリーンとなるための活動も含める
トランジションボンドの発行など、**トランジション・ファイナンスの動きも広がっている。**

カナダ

- カナダ政府が設置した「サステナブルファイナンス専門家パネル」は、2019年6月に公表した最終報告書の中で、カナダ版タクソノミーの策定に言及。
- 国際的なグリーンの基準を満たさないものの環境的に有益であるプロジェクトを含む**トランジション重視のタクソノミーの開発を進めることを提言。**

EBRD

- 2019年秋、グリーン・トランジションボンド・ガイドラインを公表。
 - **投融資の最低50%は、トランジションに資するように使われなければならない。**
(例：製造業における脱炭素や資源効率化への投資)
 - **除外規則**
(例：原子力発電、CO2排出を著しく増加させるプロジェクト、石炭・石油による輸送)

ICMA

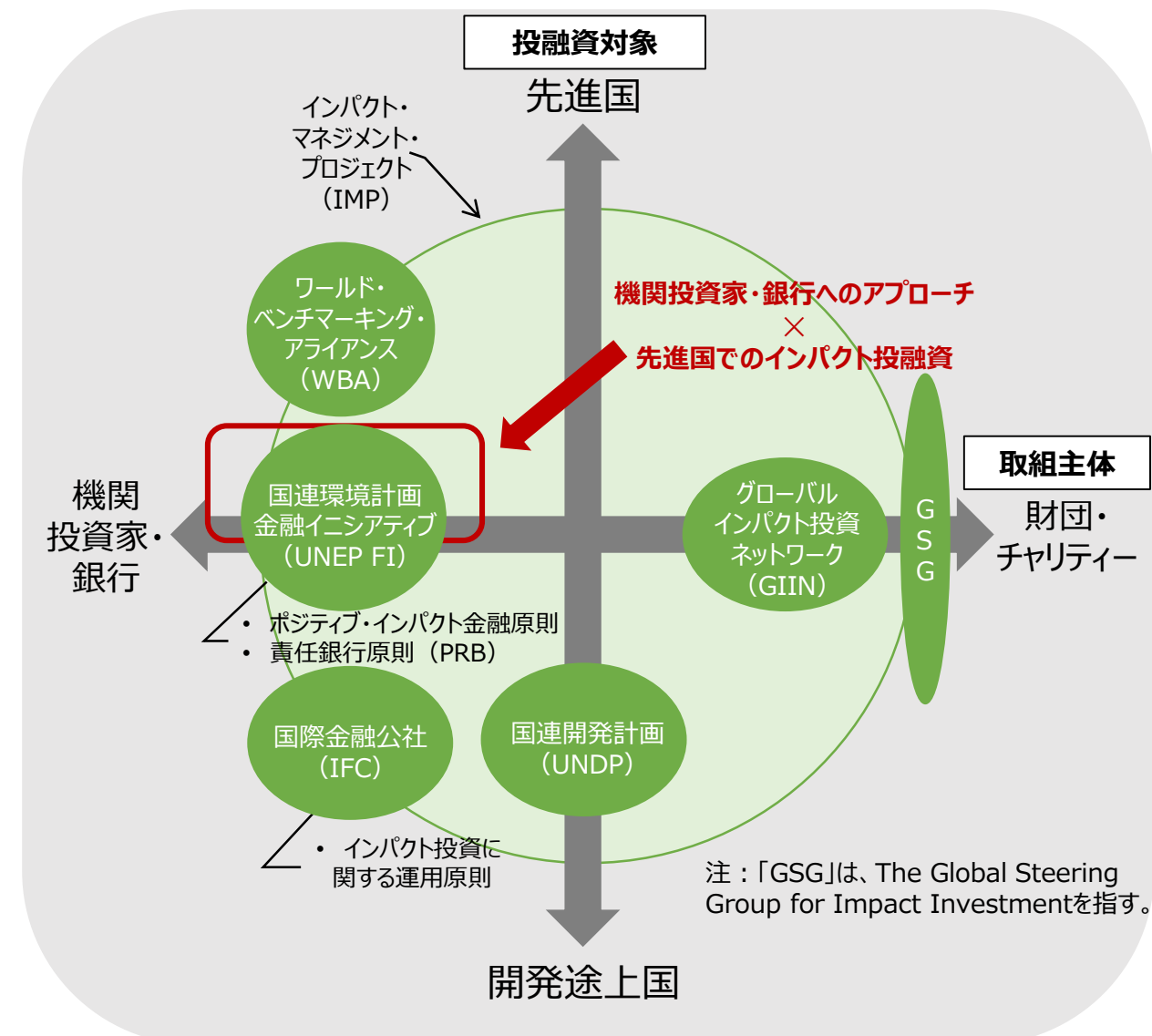
- トランジションファイナンスの概念を検討するワーキンググループを設置。
- AXA IM、HSBC、JPMorgan Chase等が参加。

インパクト投資/金融の国際動向

- 「インパクト投資/金融」は取組主体、投融資対象（地域）が多種多様であり、様々なイニシアティブが登場している。

（機関投資家・金融機関による主要なインパクト投融資関連イニシアティブ）

機関・団体名	取組の概要
インパクト・マネジメント・プロジェクト（IMP）	ESGやインパクトの測定・管理・報告に係る重要事項を議論し、汎用的な原則の策定を目指す。2018年にはインパクト測定・管理に係る統一基準整備のため、主要推進団体をメンバーとするIMP Structured Network設立。
グローバルインパクト投資ネットワーク（GIIN）	インパクト投資に取り組む機関投資家、運用会社、関連団体等のネットワーク団体。インパクト投資の普及促進のため、関連ガイドラインや調査報告書を発行。オンライン・インパクト測定・管理ツール「 IRIS+ 」も提供。
国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）	金融機関の事業運営の中心において総体的なインパクト分析・管理を行うためのメタフレームワークとして「 ポジティブ・インパクト（PI）金融原則 」を策定。PIイニシアティブにおいて、PI投融資を実践するための方法論や金融機関向けインパクト分析ツールを開発中。 責任銀行原則（PRB） の取組とも連携。
国際金融公社（IFC）	投資のライフサイクル全体を通してインパクトの考え方を意図的に組み込むことを目指した「 インパクト投資に関する運用原則 」を策定。本原則に署名した金融機関に対し、原則に準拠した資産の一覧・総額、各原則の投資プロセスへの組み込み方法に関する説明等を含めた年次開示を求めている。



インパクト投資/金融イニシアティブの取組主体、投融資対象の比較
出所）CSRデザイン環境投資顧問作成

気候変動に続く取組テーマ ①廃プラスチック問題

- 廃プラスチック問題に対する機関投資家の関心は高まりを見せており、プラスチック使用量の開示と削減に関する集团的エンゲージメントも開始されている。
- 対象にはプラスチックのリサイクルとリユースから、代替品への切り替えを含む。

廃プラスチック問題

<主な取組>

取組名	主催組織	発足年月	メンバー	具体的な活動
Plastic Investor Working Group	責任投資原則 (PRI)	2018年 6月	Invesco、Hermes Investment Management、Robeco、BNP Paribas Asset Managementなど 29の機関投資家(運用資産総額5.9兆米ドル規模)	2019年、プラスチックを取り巻く諸問題とその解決策、プラスチックの各バリューチェーンにおけるのリスクと機会、廃プラスチック問題に係る規制や政策、世論に影響を与える事象について分析したレポート群「The Plastic Landscape Series」を投資家向けに公表。
Plastic Solutions Investor Alliance	アドボカシー団体「As You Sow」(米)	2018年 6月	Aviva Investors、Hermes Investment Management、AXA Groupなど、44の機関投資家	2018年、ネスレ、ペプシコ、P&G、ユニリーバの4社に対し、プラスチックのリサイクルとリユース、プラスチック使用量の開示と削減目標の設定、プラスチック代替品の開発、生産者責任へのコミットメント等を求める集团的エンゲージメントを開始。
New Plastics Economy Global Commitment	非営利団体「エレン・マッカーサー財団」(英)	2018年 10月	欧州投資銀行(EIB)、ING、BNP Paribas Asset Management、Legal and General Investment Managementなど27の機関投資家(運用資産総額4兆米ドル規模)、包装容器メーカー、原材料メーカー、政府機関、地方自治体など	署名団体はセクター別に定められたのプラスチック削減に係る最低基準を遵守すること、取組の進捗や削減に向けた投融資等を行うことが求められる。

- 欧州の金融機関を中心にサーキュラーエコノミー移行への取組が活発化しつつあり、「サーキュラー性」を測定・評価するツールの開発の動きなども見られる。
- 対象には資源の循環利用、既存製品の長寿命化や、それらを可能とする技術を含む。

サーキュラーエコノミー

- 欧州投資銀行 (EIB)
 - ・ 「サーキュラーエコノミーガイド」：2019年1月発行。サーキュラーエコノミー移行に関するEIBの融資・投資顧問業務の対象、プロジェクトスクリーニング・評価の方法などを示す。
 - ・ 「EUサーキュラーエコノミー・ジョイントイニシアチブ」：2019年7月発足。ドイツ復興金融公庫 (KfW)、フランス預金供託公庫 (CDC) など5機関と協働して 2019～2023年の5年間に100億ユーロを超える投資を行い、廃棄物の抑制、資源効率の効率化、資源循環の推進を目指す。
- エレン・マッカーサー財団 (英)
 - ・ 「CE100」：BlackRock、Intesa Sanpaolo、ダノンなどがグローバルパートナーとして支援を行い、サーキュラーエコノミー移行に係る情報の交換を行う。
 - ・ 「Circulytics」(サーキュラー性測定ツール)：2020年1月発表。「Enabler」側面(サーキュラーエコノミー移行によって得られる機会の評価)と「Outcome」側面(エネルギー・資源の使用量と廃棄・リサイクル量の実績値)を使い、事業全体の「サーキュラー性」の評価・スコア提供を行う。
- BlackRock (米)
 - ・ 「BGFサーキュラーエコノミー・ファンド」：2019年10月創設。シードマネーとして2,000万米ドルを拠出し、エレン・マッカーサー財団の支援のもと、サーキュラーエコノミー移行に資する企業へ投資を行う。
- Intesa Sanpaolo (伊)
 - ・ サーキュラーエコノミー移行に資する案件に2018年から2021年の間に50億ユーロ規模のファイナンスを行うことを明言。2020年1月現在、62案件に対して計7億6千万ユーロのファイナンスを行ったと公表。
- ABN AMRO、ING、Rabobank (蘭)
 - ・ 「サーキュラーエコノミー・ファイナンス・ガイドライン」：2018年7月発行。サーキュラーエコノミー移行に係る金融セクターの役割と、サーキュラーエコノミー移行に資するビジネスへの投融資の評価と選定方法、社会経済へのインパクト評価のあり方を提言。
- ING (蘭)
 - ・ 「Sustainable Investments」：2018年1月創設。サーキュラーエコノミー移行を含むサステナビリティを推進する投融資スキームとして1億ユーロを見込む。

気候変動に続く取組テーマ ③生物多様性

- 2020年10月の国連生物多様性会議に向けて、生物多様性保全に関する国際的議論を具体化するための取組が始まっている。
- 対象には、農林水産業、観光業、鉱業等における自然資本の活用や生態系保全を含む

生物多様性

- 「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の設立に向けた動き
 - ・ 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）と同様に、生物多様性に係る情報開示を目指す。

＜具体的な取組＞

時期	取組概要
2019年5月	● WWFフランスとAXAがTNFDの設立を提言
2019年12月	● AXAは、TNFDにおいて、生物多様性に関するリスク管理戦略やリスクの評価・報告方法に関する検討を行い、次の3つの事柄に取り組むことを提案 ➢ トップレベルのESG格付機関が使用しているモデルへの生物多様性に関する基準の組み込み、格付機関の認証評価の厳格化 ➢ 生物多様性に係るリスク分析を行うための投資家向けフレームワークの開発 ➢ 自然環境にポジティブな影響を与える金融商品のラベリング
2020年1月	● PwCスイスとWWFスイスは、TNFD設立時期は2020年初期が望ましいとの見解を提示 ● AXA Investment Managers, BNP Paribas Asset Management, Sycomore Asset Management, Mirovaが生物多様性への投資インパクト測定ツールの開発に取り組む共同イニシアティブを設立

- 自然資本ファイナンスアライアンス（NCFA）
 - ・ 国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）と英国の環境NGOグローバル・キャンピーにより2012年6月に発足。
 - ・ YES BANK（インド）、ナショナルオーストラリア銀行、CDC Biodiversité（仏）、UniCredit（伊）、世界自然保護基金（WWF）UK、国際自然保護連合（IUCN）、グローバル・キャンピー（英）、UNEP、UNEP FI、国際金融公社（IFC）がステアリングコミッティーのメンバーを務める。
 - ・ 金融機関の自然資本考慮を宣言する「自然資本宣言」の署名機関を支援することを目的とし、金融機関や投資家が自然資本に係るリスクと機会を評価し、意思決定に反映できるよう支援。関連ガイドラインやリスク評価ツールを開発。
 - ・ 日本からは三井住友トラストホールディングス、MS&ADインシュランスグループホールディングスが署名。

気候変動に続く取組テーマ ④ブルーエコノミー

- 「ブルーエコノミー（※1）」に対しても機関投資家の関心が集まっている。
- 対象は、漁業・養殖業、再生可能エネルギー、廃棄物管理、生物資源探査、海上輸送等、広範にわたる。
(※1) 海洋資源の持続的な利用を通じて、海洋環境の保全と経済発展の両立を目指す考え方

ブルーエコノミー

- 「持続可能なブルーエコノミー金融原則」
 - ・ 2018年3月、欧州委員会、世界自然保護基金（WWF）、英国プリンス・オブ・ウェールズ慈善財団が設立した国際持続可能性ユニット（ISU）、欧州投資銀行（EIB）が共同作成・公表。
 - ・ SDG14「海の豊かさを守ろう（Life below Water）」で掲げられた「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」ことを目指す。
 - ・ IFCパフォーマンス基準やEIB環境・社会の原則及び基準にも準拠。
- 国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）「持続可能なブルーエコノミー金融イニシアティブ」
 - ・ 2018年10月、上記原則を契機に発足。同原則の実施に向けて金融機関、科学者、企業、NGO等が集結、意識啓発や知見の共有、ツールの開発を行う。

ブルーエコノミーのリスクと機会に関する投資家の意識調査

（レスポンシブル・インベスター／クレディ・スイス調べ（2020年1月））

- 持続可能なブルーエコノミーに対する投資家の関心は高い。投資家の約4割は2030年には重要テーマの1つになると見ている。
- しかし、75%の投資家は自らの投資ポートフォリオにおける海洋への影響やリスクを把握したことがない。海洋問題による投資リスクに関する認識がない投資家も21%いた。大手機関投資家の投資対象となるプロジェクトの不足、組織（あるいは委託運用会社）内における専門知識の不足がその主な理由。
- 持続可能なブルーエコノミーへの投資はまだ初期段階にあるが、インパクト投資、テーマ型投資、債券等の形で実施されている。ブルーエコノミー関連のインフラへの投資や上場株式でもその兆しが出てきている。
- 魅力的な投資機会があると考えている分野は以下の4つ。いずれも75%程度の投資家が関心を表明。
 - ✓ 気候変動緩和・適応
 - ✓ 海洋プラスチック汚染やその他汚染への対処
 - ✓ 海洋再生可能エネルギー
 - ✓ 持続可能な漁業の支援

2. ESG金融の主流化に向けた国内施策

ESG金融促進のための主要施策

■ **ESG要素を考慮した資金の流れをさらに大きくし、ESG投融資を通じてインパクトを生み出す**よう、**ESG金融を促進**する。これにより、2℃目標やSDGsの達成に向けたビジネス・グリーンプロジェクトに資金が集まるような金融メカニズムを構築し、環境と成長の好循環を実現する。

1 金融セクターのESGのコミットとESG情報開示に基づく対話の促進

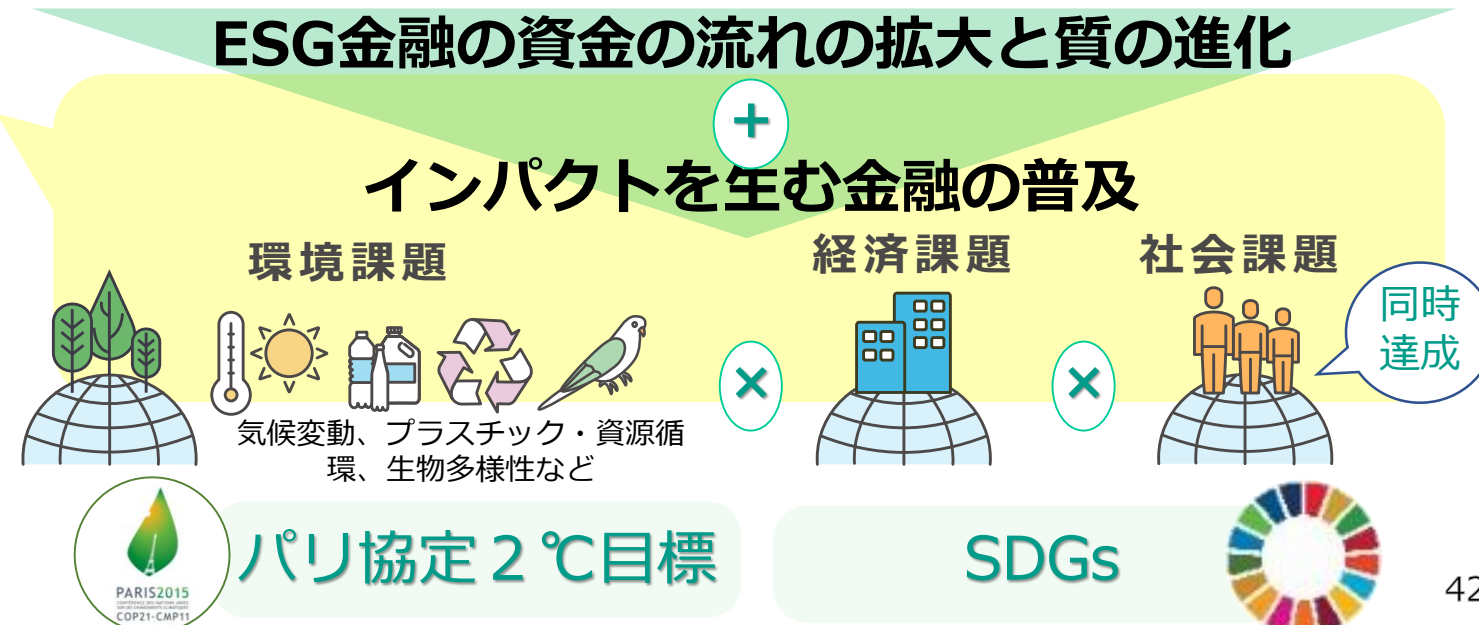
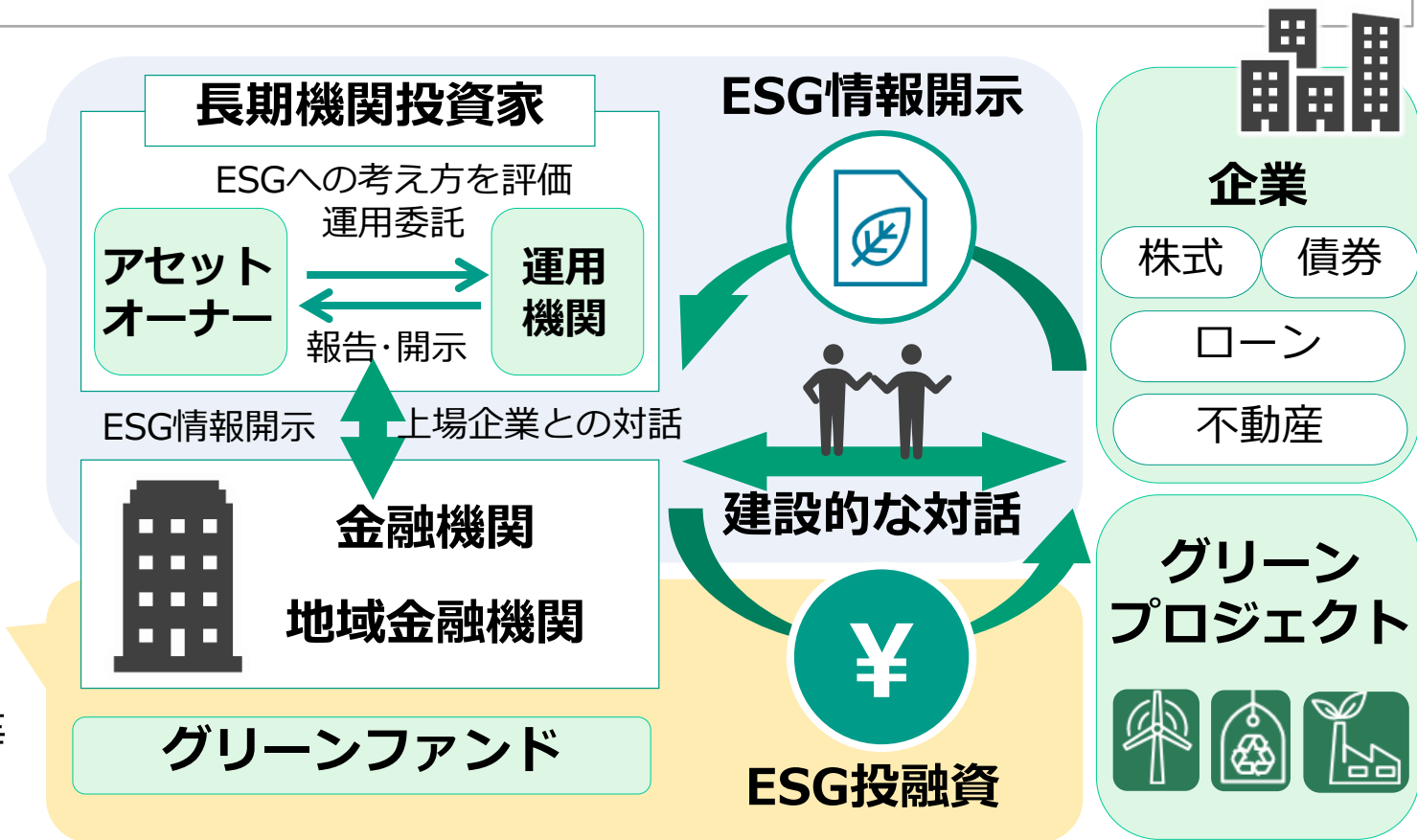
- PRI・PRBで求められるESG方針設定支援
- TCFD、ESG情報開示の促進
- プラスチック問題等に関する対話の促進

2 地域課題解決を支えるESG地域金融の実践

- ESG地域金融実践ガイド（仮称）や促進事業等を通じたESG地域金融の普及展開
- グリーンファンド、利子補給による支援

3 ポジティブなインパクトを狙った投融資の拡大

- インパクト重視の金融商品をガイドライン整備や補助事業により支援
グリーンボンド / グリーンローン
サステナビリティ・リンク・ローン など
- ポジティブインパクトファイナンス普及



New

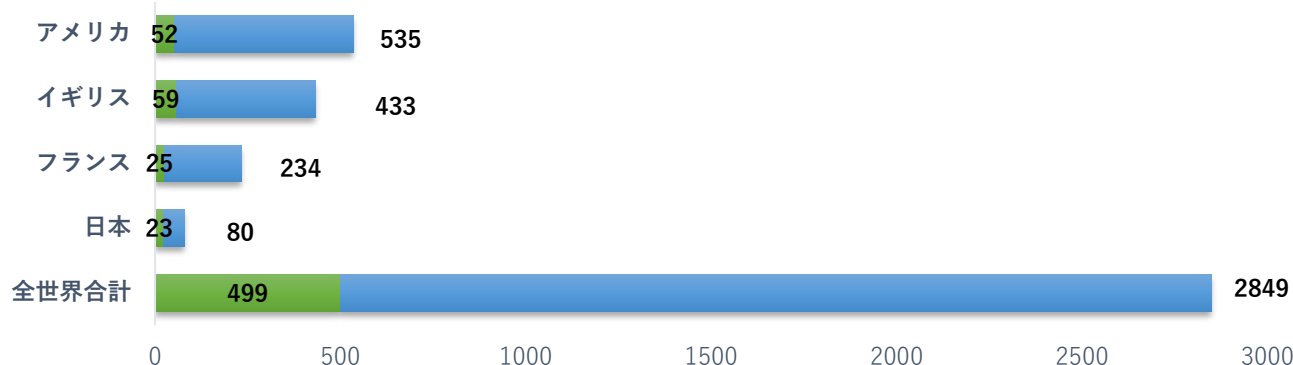
PRI・PRB目標設定支援事業 ～アセットオーナー／金融機関の更なる取組に向けて～

- 日本のESG投資残高の成長率はトップクラスだが、ESG投資を掲げる責任投資原則（PRI）にコミットするアセットオーナー（AO）や、ポジティブインパクト金融を掲げる責任銀行原則（PRB）にコミットする金融機関は未だ少ない。
- ESG金融、ポジティブインパクト金融を進めるには、AOや金融機関が、ESG投資方針や、ポジティブインパクト金融目標を設定し、その取組状況を評価することが重要。**
- 他方、こうした方針や目標の設定・評価等をグローバルスタンダードに即して実施することは、AO・銀行側にとって負担が大きい側面もあるため、これを**支援し、我が国におけるESG金融、ポジティブインパクトの実現を促進**していく。

ESG金融懇談会提言（抜粋）

- 持続可能な社会・経済づくりに向け、投融資の持つ社会的なインパクトを考慮するよう、資本市場のパラダイム・シフトが求められている。
- 機関投資家は、PRIに署名した運用期間においてはESG投資の実行に関する活動状況や進捗状況の報告が求められているように、投資先企業を評価する上で拠り所としている自らのESG投資方針やESG投資の実践状況を自らの置かれた状況に応じ、自主的に開示することが期待される。

PRI署名機関数（国別）



世界では2849機関、うちAOは499機関
日本は80機関、うちAOは23機関

PRB署名機関数（国別）



世界では132機関、うち日本は4機関

TCFDを活用した経営戦略立案のススメ（シナリオ分析実践ガイド）

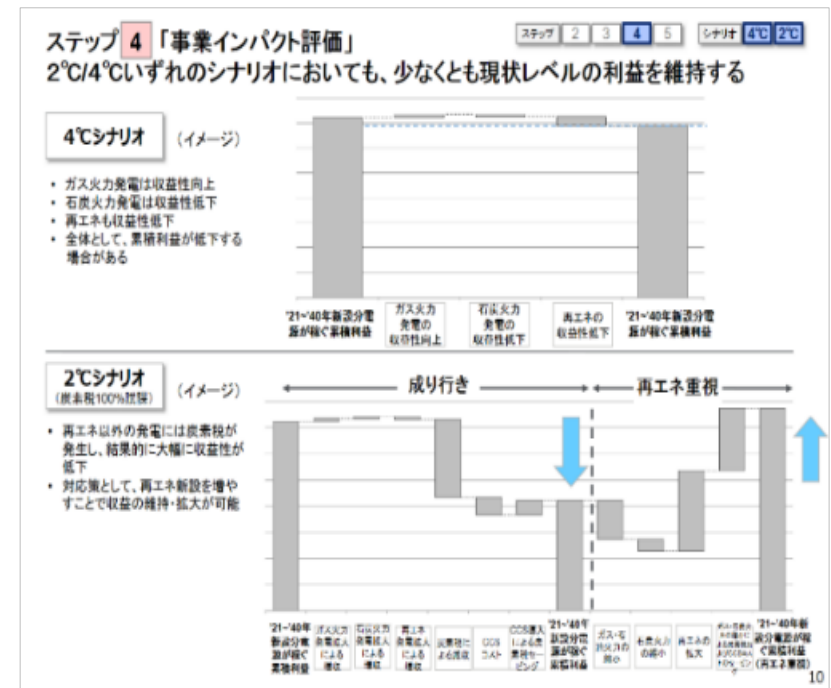
- 環境省では、2018年度からTCFDに対応したシナリオ分析の支援を開始。
- これまでのシナリオ分析支援事例を踏まえ、①シナリオ分析を進める上での実施プロセス・ポイント②これまでの企業の分析事例③参考となる外部データ・ツール集を掲載した、**シナリオ分析実践ガイドver2.0を2020年3月中に公表予定。**



①気候変動に関連するリスク・機会を分析



②気候変動の事業へのインパクトを評価



シナリオ分析実践ガイドver2.0

支援企業：伊藤忠商事、カゴメ、鹿島建設、カルビー、京セラ、商船三井、住友林業、セブン&アイHD、千代田化工建設、東急不動産HD、日本航空、日本政策投資銀行、富士フイルムHD、古河電気工業、三菱自動車工業、明治HD、ライオン、LIXIL (五十音順)

ESG金融を促進するためのガイドライン類の整備

■投資家による自律的な**ESG投資の実務、実践面の実力向上**を支援するため、各種ガイドライン等のツールを整備

投資家向け

「ESG投資の基礎的な考え方」
(2017年1月取りまとめ)

環境情報を企業価値に活用する
ための考え方の整理 (2019年5月
取りまとめ)

「環境サステナブル企業評価の
評価軸、評価の視点」(2019年7月
取りまとめ)

「グリーン投資の促進に向けた気候関連情報活用ガイダンス」
(2019年10月TCFDコンソーシアム取りまとめ)

金融機関向け

「環境格付融資に取り組むため
のナレッジ集」(2015年3月取りまとめ)

地域金融機関が融資等において
ESG要素を考慮する手引き
「**ESG地域金融実践ガイド**
(仮称)」を新たに策定
(2020年3月取りまとめ予定)

プラスチック資源循環分野のESG投融資の推進について
(2020年取りまとめ予定)

「**グリーンインパクト評価手法ガイド** (仮称)」を新たに策定
(2020年度取りまとめ予定)

情報開示関係

「環境報告ガイドライン」
(2000年策定、直近2018年改訂)

「TCFDガイダンス」
(2018年12月経産省取りまとめ)

グリーン金融商品関係

「**グリーンボンドガイドライン**」
(2017年3月取りまとめ)

「**グリーンボンドガイドライン**」
改訂版 (2020年3月改訂)

「**グリーンローン及びサステナ
ビリティ・リンク・ローンガイ
ドライン**」策定
(2020年3月取りまとめ)

これまでに整備したもの

新たに整備するもの

環境情報を企業価値評価に活用するための考え方（2019年5月公表）

中長期的な時間軸でリターンの獲得を志向し、ESGの各要素を投資判断に織り込む上で、環境情報を理解する能力を組織として備えようと考えている機関投資家（アセット・オーナー、運用機関）を念頭に、環境情報を企業価値評価に役立てるための基本的な考え方を整理し、投資家が環境情報を利用する際のアプローチを事例とともに提供

第1章 ESG投資における環境情報に関する基本的考え方

環境情報を企業価値評価に役立てる際の基本的な考え方を、「企業価値とマテリアリティ」「時間軸」「空間軸」「マテリアルな環境情報」「対話の重要性」「ESG投資体制の構築」に分け説明

第2章 環境情報の見方

環境問題への取組能力の分析・評価を行い、重要な環境課題に関する建設的な対話を行うためのポイントを整理

背景事情の分析と理解

○環境課題に関連する要因のマクロトレンドに与える影響の分析や消費者や顧客の選好や法規制などの業界トレンドに与える影響の分析

重要な環境課題関連のリスク・機会分析

○企業価値に影響する重要な環境課題、環境課題の重要性の分析方法、重要な環境課題に関連するリスクと事業機会の特定結果の確認

環境課題に関する戦略の確認

○環境課題関連のリスク及び機会の戦略やビジネスモデルに及ぼす影響の認識

○重要な環境課題への対応方針、中長期目標と計画（戦略）対応戦略の中核的な戦略への統合

重要な環境課題に関連するリスク・機会のマネジメントの分析

○特定された個別の重要な環境課題に関連するリスク及び事業機会のマネジメントの分析

目標とパフォーマンス（KPI）の分析

○重要な環境課題に関連する環境パフォーマンス、及び関連目標に対する進捗状況の分析や実績の経年における変化・傾向、同業他社との比較分析

リーダーシップとガバナンスの分析

○環境課題に関連する取締役会等の役割や責務、及び有効性や強化策の分析、レビュー体制や機能の確認、重要な環境課題・リスク・機会に関する経営層のコミットメントやリーダーシップの確認

○持続的成長と価値創造に関連する環境情報の適切な開示や多様なステークホルダーとの対話と協働

第3章 環境情報を読み解く手引き

■企業価値に関連する以下の5つの主要な環境課題分野を取り上げ、課題の特性や政策動向を記述

気候変動、水、生物多様性・生物資源、資源循環、汚染予防

■バリューチェーンの各構成要素について、中長期的に重要となる環境課題に関連する背景事情と、主なリスク・機会を例示

バリューチェーンの構成要素		環境関連の内部要因	環境関連の外部環境（背景事情）	リスク・機会の例
項目	環境要因			
(1) 原材料・エネルギー	①エネルギー	エネルギー資源に関する権益や設備の保有、開発・生産	（気候変動）世界的な需要増加、一部の資源の有限性 パリ協定発効を受けた中長期的な気候変動対策の進展 「座礁資産」に関する議論の高まりによる、化石燃料事業に対する姿勢を変化させる投資家の出現	エネルギー資源に関する資産価値の変化 エネルギー資源の需要や価格の変化 エネルギー生産企業に対する気候変動関連の訴訟の発生

「環境サステナブル企業」の評価軸、評価の視点の活用（2019年7月公表）

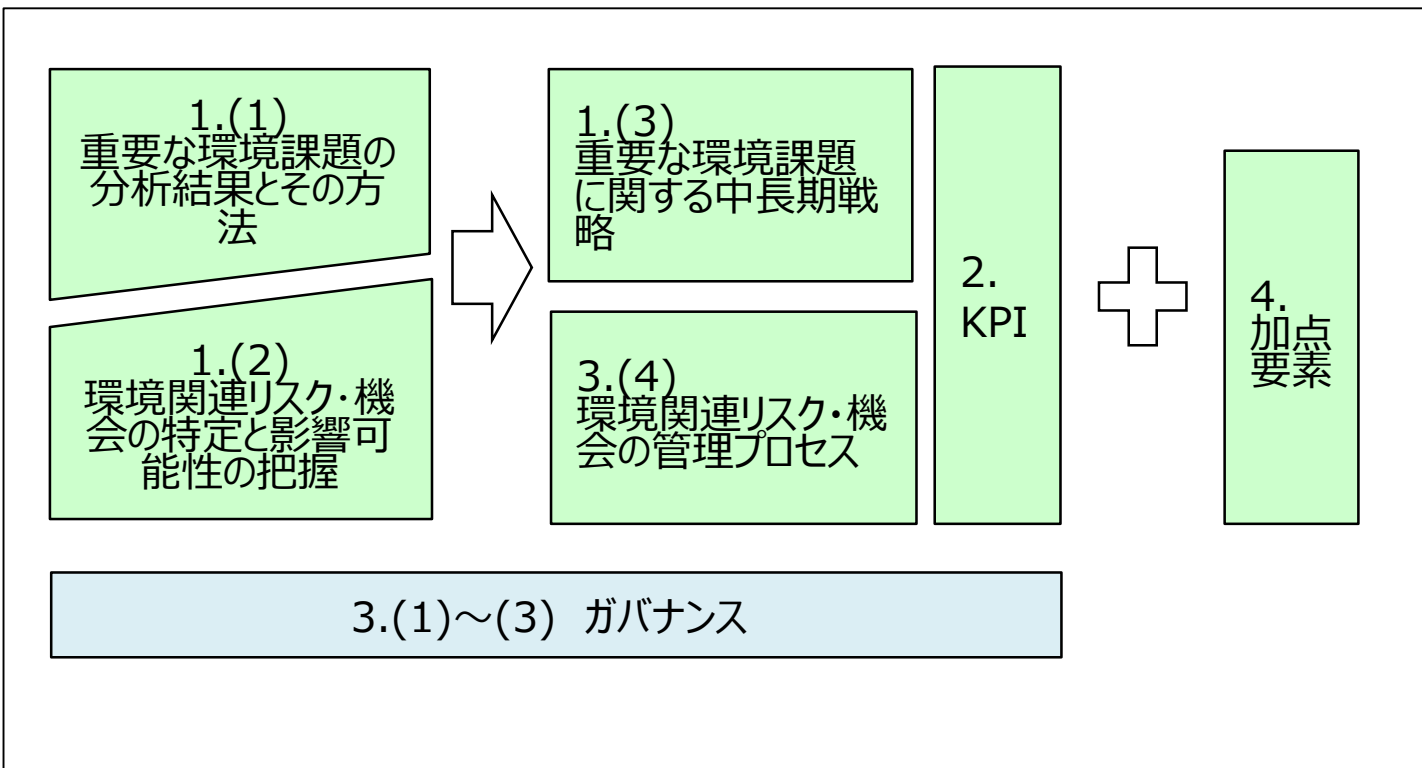
環境要素が企業価値に与える影響の理解に基づく投資判断を普及させるとともに、企業が環境要素を踏まえた経営を行い、その状況を開示することを促進するため、環境要素を企業経営などに戦略的に取り組んでいる「環境サステナブル企業」を投資家が評価する際に参考となるよう『環境サステナブル企業』についての評価軸と評価の視点」を公表。

評価軸では、企業が環境課題を重要と認識しており、認識した環境課題に関連した事業リスクや機会を特定し、事業への影響を把握していることを企業の開示媒体の情報から投資家等が読み取ることができるかを評価の起点とした。

その上で、重要な環境課題に関連する全社的な枠組みや重要な環境課題ごとの取組の状況の評価する観点の軸を設けるとともに、特筆すべき積極的な取組については、追加的な加点要素とした。

- 全社的な枠組み：企業がガバナンスや全社的なリスク・機会の管理プロセス及び中長期戦略の中に、環境課題を統合して位置づけていることを評価する観点
- 環境課題ごとの取組の状況：重要と特定された環境課題ごとに、KPIなどを評価する観点
- 加点要素：国際的及び国や地域の環境政策目標の達成に戦略的に貢献しようとする積極的な取組を評価する観点

評価軸の全体像（イメージ）



「環境サステナブル企業」の具体的な実例を投資家、企業に示すことで、企業の情報開示と投資家の投資判断への統合を促すことを目的に、本評価軸と評価の視点を活用した表彰制度（ESGファイナンス・アワード）を本年度新設

ESGファイナンス・アワード（環境大臣賞）

ESGファイナンス・アワード （環境大臣賞）

①投資家部門

②融資部門

③金融サービス部門

④債券部門

⑤環境サステナブル企業

取組主体ごとに5部門
に分けて表彰

表彰式

日時：令和2年2月26日（水）
13：30～16：15
会場：品川インターシティホール

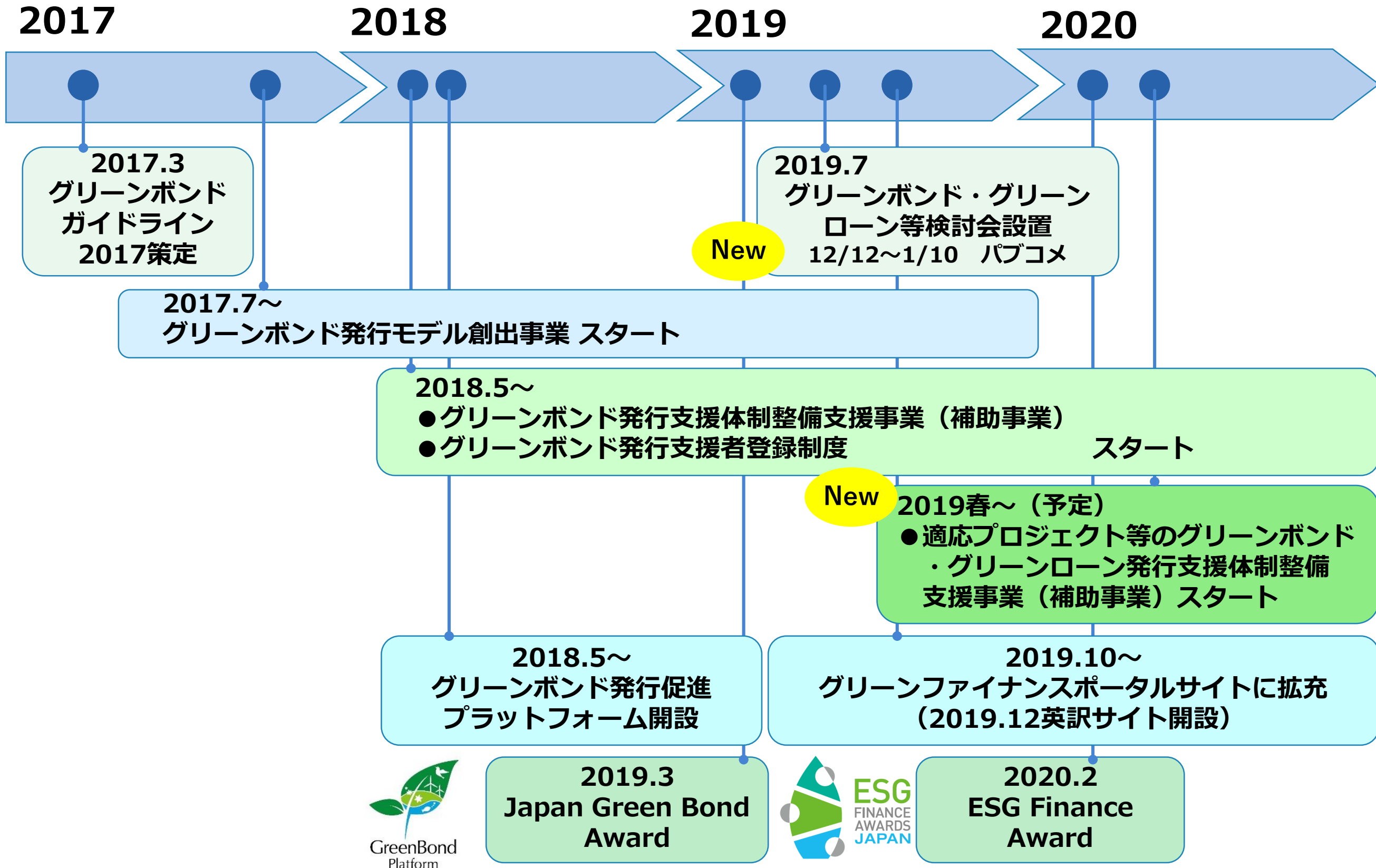
受賞者用ロゴマーク（イメージ）



■受賞企業（第1回）

	融資部門	投資家部門	金融サービス部門	債券部門	企業部門	
金賞	三井住友信託銀行	第一生命	S&P	芙蓉リース	花王	
		ニッセイアセットマネジメント			麒麟ホールディングス	
銀賞	九州フィナンシャルグループ	アムンディ・ジャパン	SMBC日興証券	東京建物	積水化学工業	
	滋賀銀行	ロベコ・ジャパン	損保ジャパン日本興亜	明電舎	日立製作所	
	日本政策投資銀行		三菱UFJモルガンスタンレー証券		富士フイルムホールディングス	
銅賞	伊予銀行	アセットマネジメントOne	CDP	群馬銀行	アサヒグループホールディングス	東芝
	三井住友銀行	日本生命	生命保険協会	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント	味の素	パナソニック
	三菱UFJ銀行	りそなアセットマネジメント	Bloomberg	トヨタファイナンス	伊藤忠商事	富士通
					大阪ガス	丸井グループ
					小野薬品工業	リコー

日本のグリーンボンドの市場拡大に向けた取組について



グリーンボンド・グリーンローン等検討会

- GBPの改訂やグリーンボンドを取り巻く環境や市場動向を踏まえ、**グリーンボンドガイドラインを改訂**
- あわせて、ローンマーケットアソシエーション（LMA）によるグリーンローン原則の策定、国内の金融機関の取組状況などを踏まえて、**グリーンローン**や借り手のサステナビリティパフォーマンスターゲット（SPTs）の達成を奨励するローンである**サステナビリティ・リンク・ローンに関するガイドラインを策定**

委員等

<検討会委員>

- ・相原 和之 野村證券株式会社 デット・キャピタル・マーケット部 ESG 債担当部長
- ・足立 直樹 株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
- ・有江 慎一郎 アムンディ・ジャパン株式会社 運用本部 債券運用部長
- ・有馬 良行 世界銀行 財務局 駐日代表
- ・伊藤 康祐 株式会社日本政策投資銀行 財務部 財務課長
- ・宇仁 隆 日本生命相互会社 クレジット投資部 クレジット投資課長
- ・川上 博史 株式会社みずほ銀行 ストラクチャリング第一部 次長
- ・河村 賢治 立教大学 法務研究科 教授
- ・佐伯 亮 東京都 財務局主計部 公債課長
- ・島 義夫 玉川大学 経営学部 教授
- ・清水 一滴 大和証券株式会社 デット・キャピタルマーケット部 副部長
- ・清水 倫 株式会社三井住友銀行 成長産業クラスター 部長代理

- ・竹林 正人 Sustainalytics アジア・パシフィックリサーチ アソシエイトディレクター
- ・田村 良介 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 投資銀行本部
デット・キャピタル・マーケット部 エグゼクティブ・ディレクター
- ・中空 麻奈 BNP パリバ証券株式会社 グローバルマーケット統括本部 副会長
- ・水口 剛 高崎経済大学 経済学部 教授（座長）
- ・山崎 周 株式会社三菱UFJ 銀行 サステナブルビジネス室 室長
環境社会リスク管理担当

<オブザーバー>

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・日本公認会計士協会
- ・日本証券業協会

2019年

7月23日

第1回検討会
論点整理、
作成方針議論

8月22日

意見交換会
市場関係者との
意見交換

11月29日

第2回検討会
改定案、ガイド
ライン案議論

2020年

12～1月

・コメント照会
（ICMA, LMA, CBI）
・パブリックコメント
2019年12月12日
～2020年1月10日

2月18日

第3回検討会
改定案
ガイドライン案
取りまとめ

3月10日

ガイドライン
公表

グリーンボンドガイドライン改訂、 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン策定

- グリーンボンド原則の改訂やグリーンボンドを取り巻く環境、市場動向を踏まえ、**グリーンボンドガイドラインを改訂**
- 併せて、**グリーンローン**や、借り手のサステナビリティ経営の高度化を支援するため、野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）の達成を融資条件等と連動させることで奨励する融資である**サステナビリティ・リンク・ローンに関するガイドラインを策定**

グリーンボンドガイドライン改訂のポイント

1. グリーンファイナンスの最新動向を踏まえた内容の更新
2. グリーン性を有するサステナビリティボンドへの適用範囲拡大
3. グリーン性を担保するための外部レビューに関する事項の明確化
4. 健全なグリーンボンド市場発展のための投資家の役割の明確化
5. 適格グリーンプロジェクト等の例示の拡充



グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインのポイント

グリーンローン関係

1. 開示を通じたグリーン性に関する社会への透明性の確保
2. 外部レビュー又は内部レビューによる柔軟なレビュー対応
3. 健全なグリーンローン拡大のための貸し手の役割

サステナビリティ・リンク・ローン関係

1. 野心的かつ有意義なSPTsの設定
2. SPTsの達成と融資条件等の連動によるインセンティブ効果
3. 資金使途が特定のプロジェクトに限定されない

グリーンボンドガイドライン改訂のポイント

1, グリーンファイナンスの最新動向を踏まえた内容の更新

- ✓ 欧州サステナブルファイナンス、TCFD、トランジションボンドなど、グリーンファイナンスの最新動向について言及。

2, グリーン性を有するサステナビリティボンドへの適用範囲拡大

- ✓ サステナビリティボンドの考え方を整理。

3, グリーン性を担保するための外部レビューに関する事項の明確化

- ✓ ICMA外部評価ガイドラインの内容を踏まえ、レビューを付与する外部機関が則るべき倫理規範的事項や、外部機関の組織の要件、外部機関が評価すべき事項等を追記。
- ✓ 外部レビュー取得時、レビュー結果の開示の必須化。

4, 健全なグリーンボンド市場発展のための投資家の役割の明確化

- ✓ 何がグリーンプロジェクトに当たるかについての最終的な判断は、投資家の判断に委ねられるため、投資家の役割が重要。
- ✓ 投資家がインパクトの大きさの見極めなどのグリーンプロジェクトに関する知見を蓄積するなど、適切な判断をし得るだけの実力を備えることが必要。
- ✓ これは、ESG投資を行う機関投資家等として、社会的支持を獲得する上で必要。

5, 適格グリーンプロジェクト等の例示の拡充

- ✓ カテゴリー：グリーンビルディングの追加
- ✓ 資金使途：ハイブリッド自動車の明確化、海洋プラスチックごみ汚染防止事業の追加、事業所の気象災害対策等の適応事業の充実 等
- ✓ 国際的な動向やICMA Handbookの内容等を踏まえた追記。

グリーンボンドガイドライン2020年改訂版の概要

【グリーンボンドに期待される事項】

①調達資金の用途

●グリーンボンドによる調達資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべき。

再生可能エネルギー

・再エネ発電 ・再エネ熱利用 等

省エネルギー

・省エネ建築物の新築・改修 等

汚染の防止と管理

・リサイクル ・有害物質抑制 等

自然資源の持続可能な管理

・持続可能な農業・漁業・林業 等

生物多様性保全

・里山や里海の保全 等

クリーンな運輸

・次世代自動車の開発・製造 等

持続可能な水資源管理

・水循環の保全 ・洪水緩和対策 等

気候変動に対する適応

・都市インフラの防災機能強化 等

環境配慮製品・製造技術・プロセス

・環境配慮型製品等の開発 等

グリーンビルディング

・グリーンビルディングの建築 等

②プロジェクト評価・選定プロセス

- 発行体は、
 - ①グリーンボンドの環境面での目標
 - ②具体的なプロジェクト評価・選定の判断根拠となる規準
 - ③その判断を行う際のプロセスを、事前に投資家に説明すべき。
- 発行体は、上記の情報を、環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等の文脈の中に位置付けた上で、投資家に対して説明することが望ましい。

③調達資金の管理

- 発行体は、調達資金の全額について、適切な方法（補助勘定の利用、社内システム等による充当資金の残高管理など）により追跡管理を行うべき。
- 発行体は、グリーンボンドによる調達資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべき。

④レポーティング

- 発行体は、グリーンボンドによる調達資金の情報を、発行後に一般開示（ウェブサイト掲載等）すべき。
- 上記の開示事項には、「調達資金を充当したグリーンプロジェクトの概要」「充当した資金の額」「環境改善効果」が含まれるべき。

【外部機関によるレビュー】

- 発行体が、グリーンボンドのフレームワークについて、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。外部機関によるレビューの結果については一般に開示すべき。
- レビューを付与する外部機関は、外部レビューの種類に応じて、①資金用途となるグリーンプロジェクトの環境改善効果、②グリーンボンドに期待される4つの要素との適合性、③必要に応じて発行体が特定したグリーンプロジェクトに関連する潜在的な重大な環境リスク、について評価するべきである。
- レビューを付与する外部機関は、倫理的規範的事項等の、基礎的事項に則るべきである。

【投資家に望まれる事項】

- 何がグリーンプロジェクトに当たるかについての最終的な判断は、投資家の判断に委ねられるため、投資家の役割が重要。
- 投資家がインパクトの大きさの見極めなどのグリーンプロジェクトに関する知見を蓄積するなど、適切な判断をし得るだけの実力を備えることが必要。
- これは、ESG投資を行う機関投資家等として、社会的支持を獲得する上で必要。

グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

グリーンローン関係のポイント

- グリーンローンとは、企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクト（再生可能エネルギー事業、省エネ建築物の建設・改修、環境汚染の防止・管理など）に要する資金を調達する際に用いられる融資。
- 国際的に共通の仕組みはないが、LMA「グリーンボンド原則」(GLP)がもっとも広く認知されている。
- 本ガイドラインはグリーンボンドガイドラインをベースとしており、基本的に同様のフレームワークから構成されている。独自のポイントは主に以下のとおり。
(①調達資金の使途②プロジェクト評価・選定プロセス③調達資金の管理④レポーティング)

1, 開示を通じたグリーン性に関する社会への透明性の確保

- ✓ グリーンローンによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得ようとする場合は、透明性を確保することが重要であるため、レポーティング情報を一般に開示するべきである。

2, 外部レビュー又は内部レビューによるレビュー対応の柔軟化

- ✓ 外部レビューの活用を推奨。
- ✓ ただし、ローンの場合、伝統的に、貸し手と借り手の関係性に基づいているため、レビュー対応に関する内部的な専門性を確立し、その有効性を実証していれば、借り手の内部レビュー(自己評価)で足りる場合もある。

3, 健全なグリーンローン拡大のための貸し手の役割

- ✓ 貸し手が、グリーンファイナンスフレームワーク策定を伴走することとも考えられる。
- ✓ 何がグリーンプロジェクトに当たるかについての最終的な判断は、貸し手の判断に委ねられるため、貸し手の役割が重要。
- ✓ 貸し手がインパクトの大きさの見極めなどのグリーンプロジェクトに関する知見を蓄積するなど、適切な判断をし得るだけの実力を備えることが必要。
- ✓ これは、ESG融資を行う金融機関として、社会的支持を獲得する上で必要。

グリーンローン関係のガイドラインの概要

【グリーンローンに期待される事項】

①調達資金の用途

●グリーンローンによる調達資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべき。

再生可能エネルギー

・再エネ発電 ・再エネ熱利用 等

省エネルギー

・省エネ建築物の新築・改修 等

汚染の防止と管理

・リサイクル ・有害物質抑制 等

自然資源の持続可能な管理

・持続可能な農業・漁業・林業 等

生物多様性保全

・里山や里海の保全 等

クリーンな運輸

・次世代自動車の開発・製造 等

持続可能な水資源管理

・水循環の保全 ・洪水緩和対策 等

気候変動に対する適応

・都市インフラの防災機能強化 等

環境配慮製品・製造技術・プロセス

・環境配慮型製品等の開発 等

グリーンビルディング

・グリーンビルディングの建築 等

②プロジェクト評価・選定プロセス

- 借り手は、
 - ①グリーンローンの環境面での目標
 - ②具体的なプロジェクト評価・選定の判断根拠となる規準
 - ③その判断を行う際のプロセスを、事前に貸し手に説明すべき。
- 借り手は、上記の情報を、環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等の文脈の中に位置付けた上で、貸し手に対して説明することが望ましい。

③調達資金の管理

- 借り手は、調達資金の全額について、適切な方法（補助勘定の利用、社内システム等による充当資金の残高管理など）により追跡管理を行うべき。
- 借り手は、グリーンローンによる調達資金の追跡管理の方法について、貸し手に事前に説明すべき。

④レポーティング

- 借り手は、グリーンローンによる調達資金の情報を、融資後に貸し手に報告すべき。
- グリーンローンによる資金調達を社会にアピールする場合、上記の情報を一般に開示すべき。
※借り手が中小企業で全ての情報の一般開示が困難な場合、簡素化できる。
- 上記の開示事項には、「調達資金を充当したグリーンプロジェクトの概要」「充当した資金の額」「環境改善効果」が含まれるべき。

【レビュー】

- 借り手が、グリーンローンのフレームワークについて、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。
- ローンは貸し手が借り手とその活動について幅広い知識を持つであろうことから、借り手が内部専門性を開発・実証してきたのであれば、自己認証(内部レビュー)でも十分な場合もあり得る。借り手は専門性を文書化し、ローン参加金融機関に適用すべき。

【貸し手に望まれる事項】

- 何がグリーンプロジェクトに当たるかについての最終的な判断は、貸し手の判断に委ねられるため、貸し手の役割が重要。
- 貸し手がインパクトの大きさの見極めなどのグリーンプロジェクトに関する知見を蓄積するなど、適切な判断をし得るだけの実力を備えることが必要。
- これは、ESG融資を行う金融機関として、社会的支持を獲得する上で必要。

サステナビリティ・リンク・ローン関係のポイント

- 「サステナビリティ・リンク・ローン」(SLL) とは、借り手のサステナビリティ経営の高度化を支援するため、野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)の達成を貸出条件等と連動することで奨励する融資。
- 国際的に共通の仕組みはないが、LMA「サステナビリティ・リンク・ローン原則」(SLLP) がもっとも広く認知されている。

① 野心的かつ有意義なSPTsの設定

- ✓ SPTsは借り手のビジネスにおけるマテリアリティに関連した野心的かつ有意義なもので、かつ、定量的なものを事前に設定しなければならない。
- ✓ 野心的かつ有意義なものとは、
 - ・ 借り手の企業活動が環境や社会にもたらすポジティブ及びネガティブなインパクトを包括的に捉えている。
 - ・ サステナビリティに関連するポジティブなインパクトが大きい、又はネガティブなインパクトを大きく改善させるものである。
 - ・ 達成困難度を踏まえて個別に判断されるものである。

② SPTsの達成と融資条件等の連動によるインセンティブ効果

- ✓ SPTsの達成状況と融資条件（金利等の融資条件）等との連動により、借り手は、借入期間にわたりサステナビリティ特性を向上させるように動機付けられる。
- ✓ 金利等の融資条件の他に、SPTs達成時に貸し手のHP等への掲載、外部機関からの意見書の発行等が考えられる。

③ 資金使途が特定のプロジェクトに限定されない

- ✓ グリーンローンとは異なり、調達資金の使途は、特定のプロジェクトに限定されない。

サステナビリティ・リンク・ローン関係のガイドラインの概要

【サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）に期待される事項】

①戦略とSPTs（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）の関係

- 借り手は、自らの包括的なサステナビリティ目標と、その目標がSPTsと整合することを貸し手に明確に伝えるべき。
- これらの情報を、持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等の文脈の中に位置付けることが望ましい。

②SPTsの設定とサステナビリティの改善度合の測定

- SPTsは、借り手のビジネスにおけるマテリアリティ（重要課題）に関連した野心的かつ有意義なもので、定量的なものを設定しなければならない。
- SLLは、借り手のサステナビリティの向上を目指すものであり、事前に設定したSPTsのベンチマークに対する借り手のパフォーマンスと貸出条件等を連動させるものである。
- SPTsは客観性が重要であり、その内容の適切性について、借り手は第三者の意見を求めることが望ましい。
- SPTsの具体的な例

温室効果ガス排出

- ・生産・製造サイクルにおける温室効果ガス排出量の削減 等

再生可能エネルギー

- ・再生可能エネルギーの生産量もしくは、使用量の増加

水消費

- ・水消費量の削減、水のリサイクル率の改善

持続可能な調達

- ・認証された持続可能な原材料・供給品の増加

サーキュラーエコノミー

- ・天然資源投入量の増減、廃棄物処理におけるリサイクル率

グローバルESG評価

- ・ESG格付の改善、ESG認証の達成

③レポーティング

- 借り手は、可能な場合には外部機関によるESG格付等のSPTsの達成状況に関する最新の情報を、少なくとも1年に1回以上、貸し手に報告すべき。
- SLLによる資金調達を社会にアピールする場合、上記の情報を一般に開示すべき。

※借り手が中小企業であり一般開示が困難な場合には、開示内容を簡素化できる。

【貸し手に望まれる事項】

- 何が野心的かつ有意義なSPTsに当たるかについての最終的な判断は、貸し手の判断に委ねられるため、貸し手の役割が重要。
- 貸し手がインパクトの大きさの見極めなどのサステナビリティ経営に関する知見を蓄積するなど、適切な判断をし得るだけの実力を備えることが必要。
- これは、ESG融資を行う金融機関として、社会的支持を獲得する上で必要。

④レビュー

- 外部レビュー
借り手が、SLLのフレームワークについて、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。借り手が外部レビューを受けた場合には、結果に係る文書等について、貸し手に報告すべき。
- 内部レビュー
借り手による内部レビューを行うこととする場合には、貸し手に対し事前に、その旨と自己プロセスを策定した上で、内部的専門性を、十分な透明性をもって説明すべき。適切な場合には、借り手は、内部レビューを行う旨と、SPTsの概要や内部的専門性の内容を一般に開示すべき。SLLによる資金調達を社会にアピールする場合、自己評価の結果について、一般に開示することが望ましい。

※貸し手はレポーティングや外部レビュー後、SPTsの達成状況を評価する。

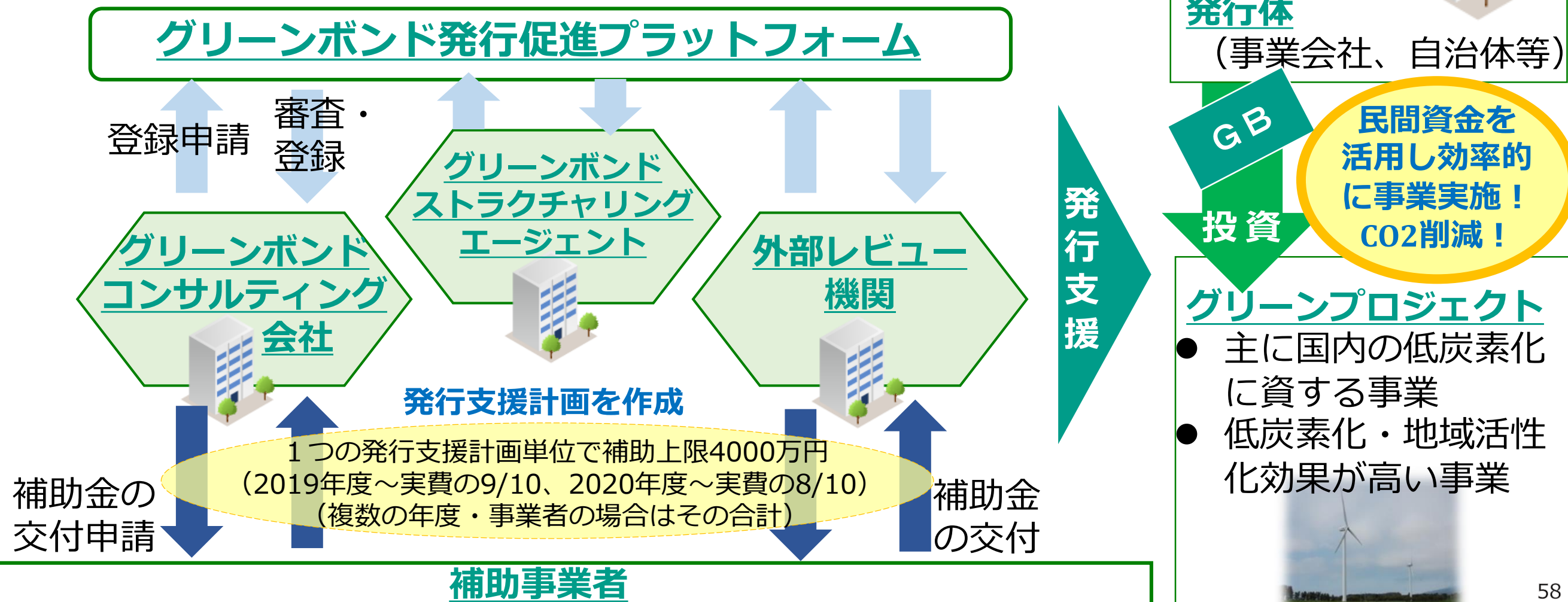
グリーンボンド発行促進のための支援制度 (グリーンボンド発行促進体制整備支援事業) H30.4~

1 GB発行に要する追加コストを補助制度により支援

- ✓ GBを発行しようとする企業・自治体等に発行支援（外部レビュー付与、GBフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助

2 GB発行促進プラットフォームの整備

- ✓ GB発行支援を行う者の登録・公表、発行事例の情報共有や国内外の動向分析・情報発信等を行う

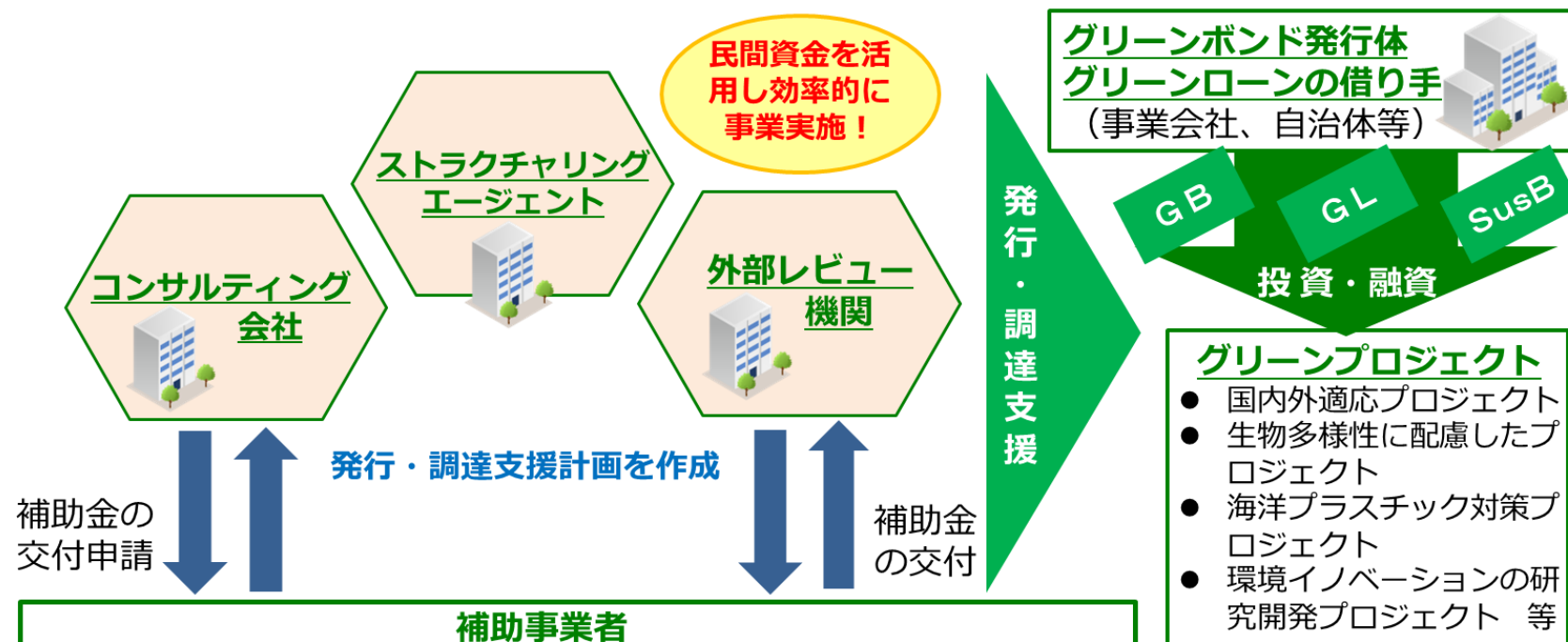


適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けた グリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業

- 経済対策（2019年12月5日閣議決定）に基づく補正予算（0.4億円）及び当初予算による新たな支援事業。
- 気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン又はサステナビリティボンドの発行等を支援する者に対し、その支援に要する費用を補助する。

ポイント

- **対象金融商品の拡充**
 - ・グリーンボンド
 - ・一定のグリーン性を有するサステナビリティボンド
 - ・グリーンローン
 - **資金使途となるグリーンプロジェクトの拡充**
 - ・気候変動への適応
 - ・循環経済ビジネス
 - ・環境イノベーションに向けた研究開発、等
- ※ 資金使途が主に国内の低炭素化に資する事業である場合は、従来の支援事業の対象のため、除く



イメージ

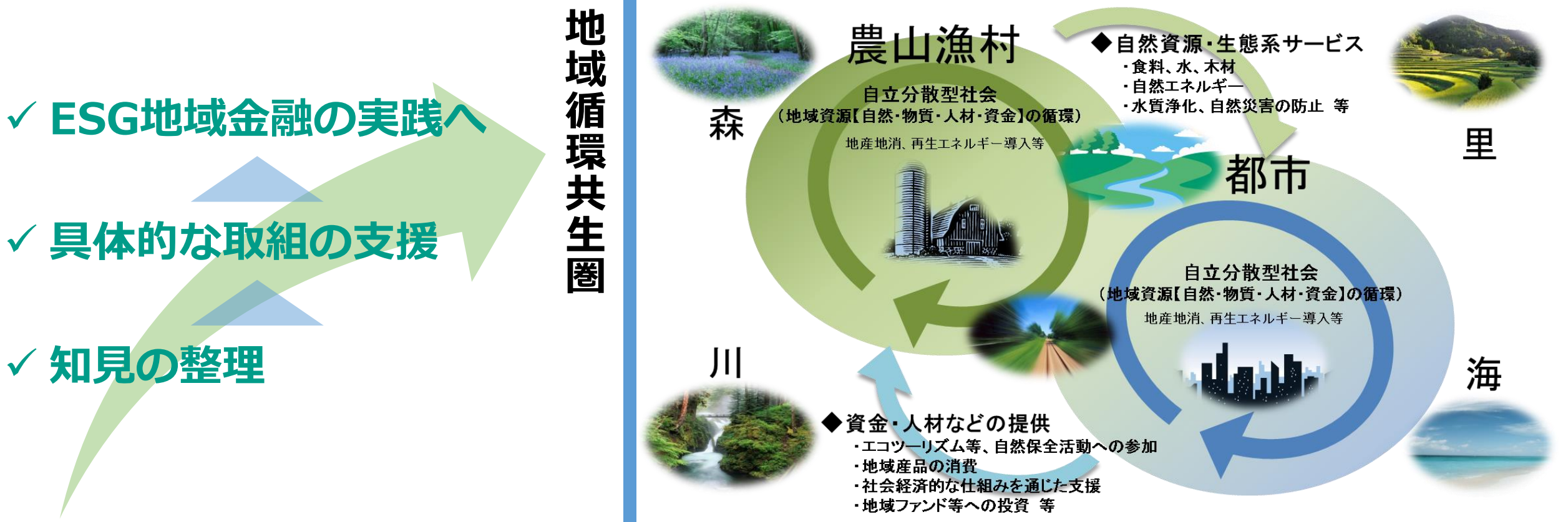
- ・ 民間不動産（事業所や鉄道等）等の浸水対策や気象災害対策
- ・ 中小河川や高潮防御施設の整備
- ・ 気候変動に強い作物品種の開発・導入
- ・ 気象観測・監視、早期警戒システム事業
- ・ 再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材の開発事業、製造設備の建築

等

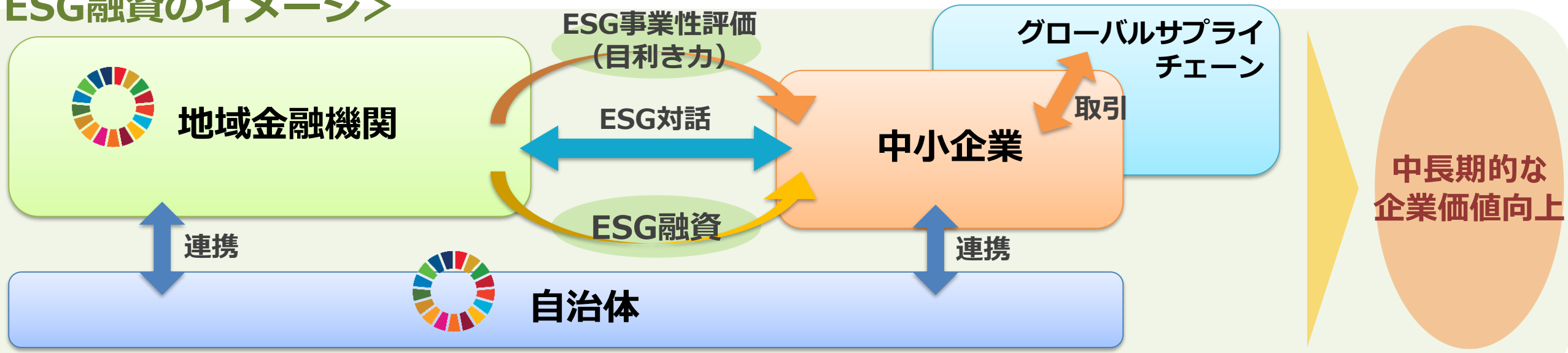
等

地域循環共生圏の創出に向けたESG地域金融の普及促進

- ◆ 間接金融中心の我が国では**ESG融資**の拡大が重要
 - 特に地域金融機関による**ESG地域金融**の普及を支援



<ESG融資のイメージ>



事例から学ぶESG地域金融のあり方 (2019年3月取りまとめ)

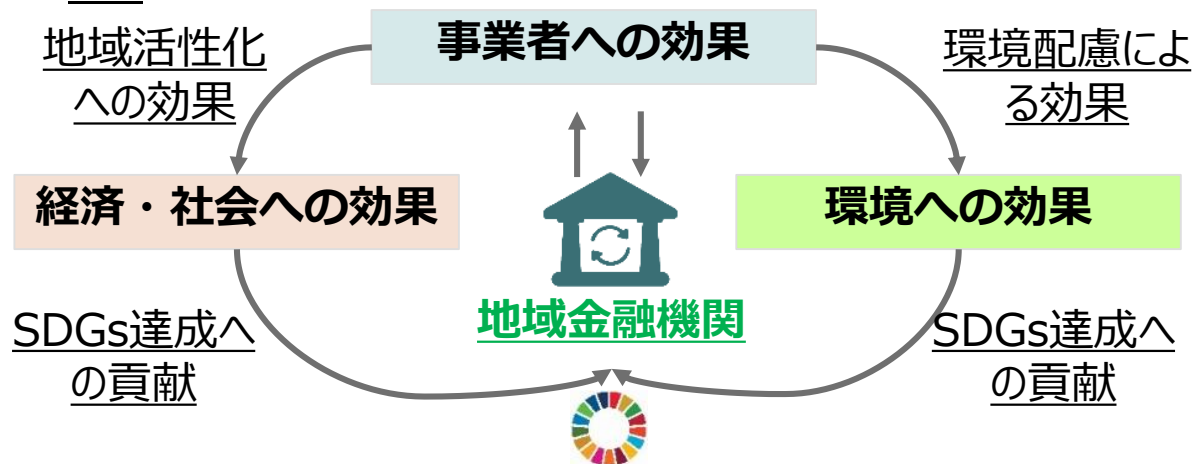
- 我が国では間接金融による資金調達の割合が大きい。地域金融機関は地域の核として、持続可能な経済・社会に貢献するESG地域金融への取組が期待される。
- 「事例から学ぶESG地域金融のあり方」では、個別事例や組織の取組について、環境や経済・社会へのインパクトを見える化した上で、ESG地域金融に継続的に取り組んでいくためのあり方を体系化。

環境・社会にインパクトを及ぼす事業に対する
地域金融機関の取組事例

ESG地域金融の拡大に向けた
地域金融機関のあり方を整理

個別案件の事例紹介

- ・ 地域金融機関は融資先の取組を通じて、環境や経済・社会にインパクトを与えている。適切に評価することにより、貢献を見える化。



組織対応の事例紹介

- ・ 組織や経営方針にESG金融やSDGsへの取組が浸透することにより、継続的かつ包括的な取組に繋がっている。

対象事例の価値向上に貢献

「**案件レベル**」
ESG要素を考慮した
事業性評価のレベルアップ

ノウハウの
蓄積・応用

地域金融機関による
ESG融資
環境・社会にインパクトのある
事業を支援

「**組織レベル**」
地域金融機関自らの
ESG対応のレベルアップ
ESG要素の考慮を仕組み化

ノウハウの
蓄積・応用

ESG地域金融の拡大

ESG地域金融の先行事例 - 「事例から学ぶESG地域金融のあり方」より

先行事例① 滋賀銀行：水質浄化技術を活用したフグの陸上養殖

- 陸上養殖へのニーズの高まりを背景に、水質浄化技術を活用したフグの陸上養殖を新規事業として開始。
- 独自技術により排水を行わずに水質を保つことができるため、周辺環境に影響を与えず、コスト削減を実現。
- 水不足による影響や環境負荷による事業停止リスクを抑えつつ、琵琶湖の水を活用した新産業や地域特産品（淡海トラフグ）を創出。



*新規技術の開発などを支援

先行事例② 北都銀行：秋田市向浜バイオマス発電所

- 木質バイオマス発電において、地域の未利用材を活用し、再造林費用を含めた価格設定を行うことで、持続的な燃料供給を確保するとともに、CO2の削減や地域の防災向上といったポジティブインパクトを発揮。
- PKSの比率を減少させたことで、現地での環境問題に批判が集まることによる事業停止リスクを回避



「事例から学ぶESG地域金融のあり方」セミナー

- 概要 2019年3月に取りまとめた「事例から学ぶESG地域金融のあり方」を題材に、**ESG地域金融に関する導入セミナーを全国数箇所で開催**。地域金融機関が、先行事例を通じてESG要素を考慮した事業性評価による「ESG融資」を理解・導入する契機となり、事業者の収益向上、地域金融機関のリスクの低減、機会の獲得、地域の持続可能な成長につながる事を目的とする。

- 主催 環境省、21世紀金融行動原則

●開催実績

- ① 6月18日 東京
- ② 7月9日 静岡
- ③ 7月24日 仙台
- ④ 8月29日 高松
- ⑤ 9月6日 大阪
- ⑥ 10月25日 福岡



●主な登壇者

- ・環境大臣政務官（当時） 勝俣 孝明 氏
- ・金融庁 監督局銀行第二課 地域金融生産性向上支援室長 日下 智晴 氏
- ・株式会社日本政策投資銀行 執行役員 産業調査本部副本部長
兼 経営企画部サステナビリティ経営室長 竹ヶ原 啓介 氏
- ・三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部
フェロー役員 兼 チーフ・サステナビリティ・オフィサー 金井 司 氏

ESG地域金融促進事業

(2019年度9 機関採択)

STEP
1

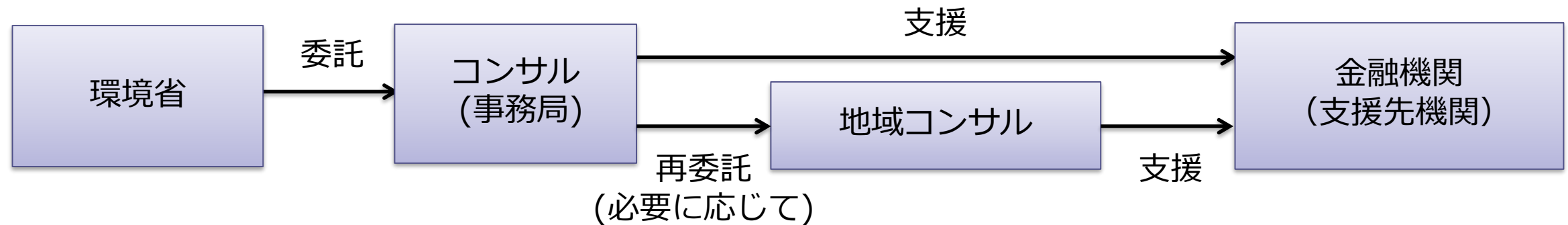
有望なグリーンプロジェクト等の地域の市場調査、グリーンプロジェクト等の将来性・利益性の掘り起こしを実施

STEP
2

支援先機関に対する案件組成支援等を通じた、ESG要素を考慮した事業性評価のプロセス構築等の検討支援を実施

STEP
3

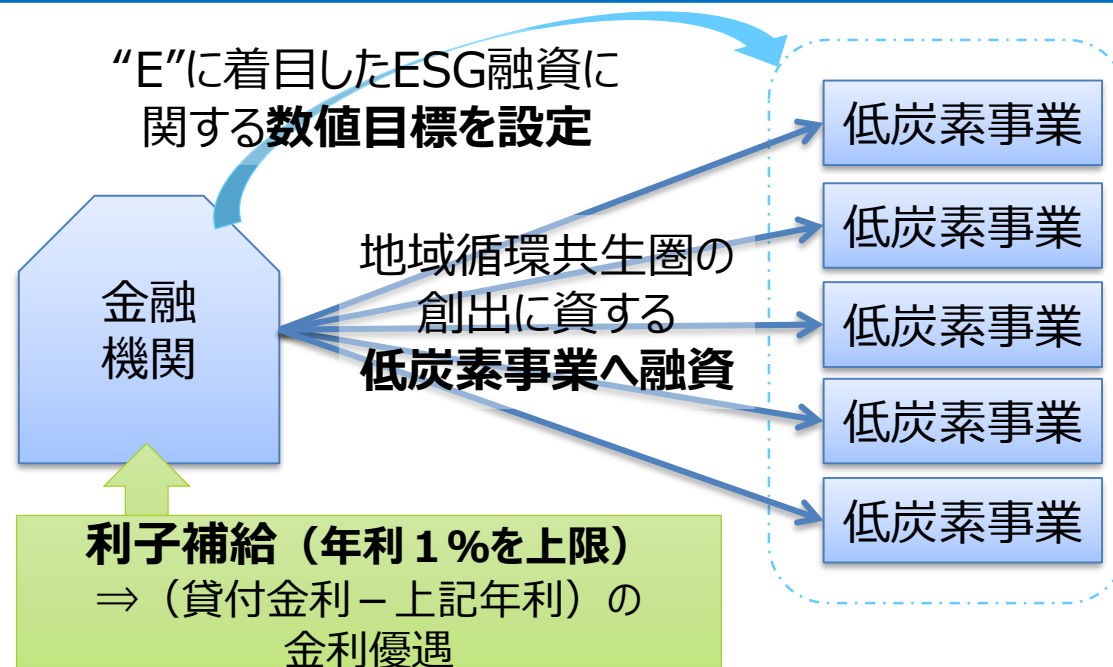
全国の地域金融機関へ横展開



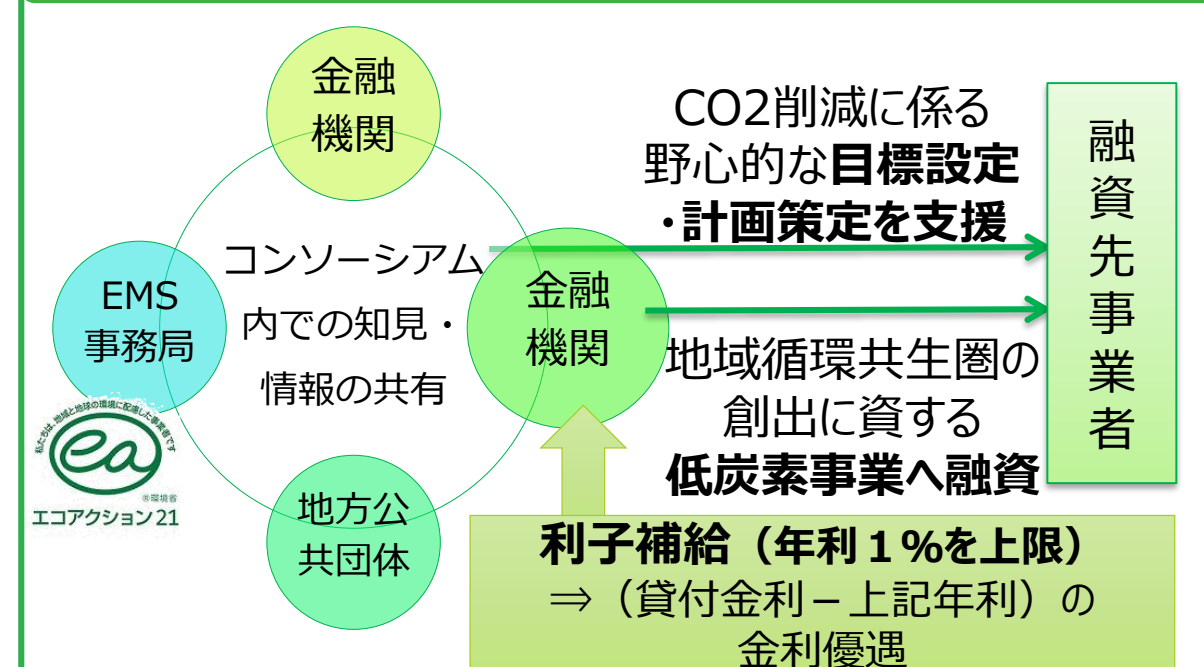
地域ESG融資促進利子補給事業

(2019年度26機関採択)

① ESG融資目標設定型

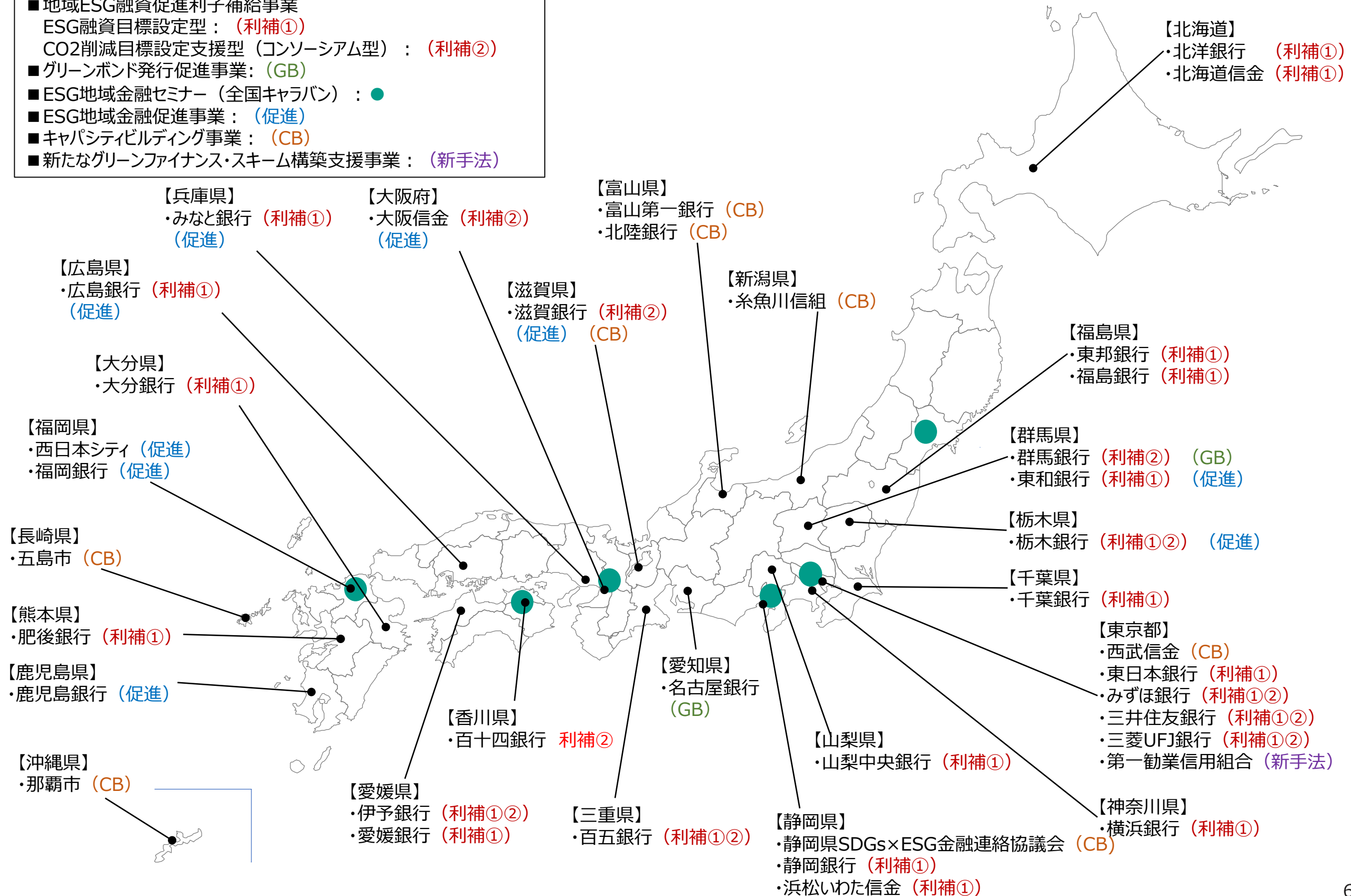


② CO2削減目標設定支援型

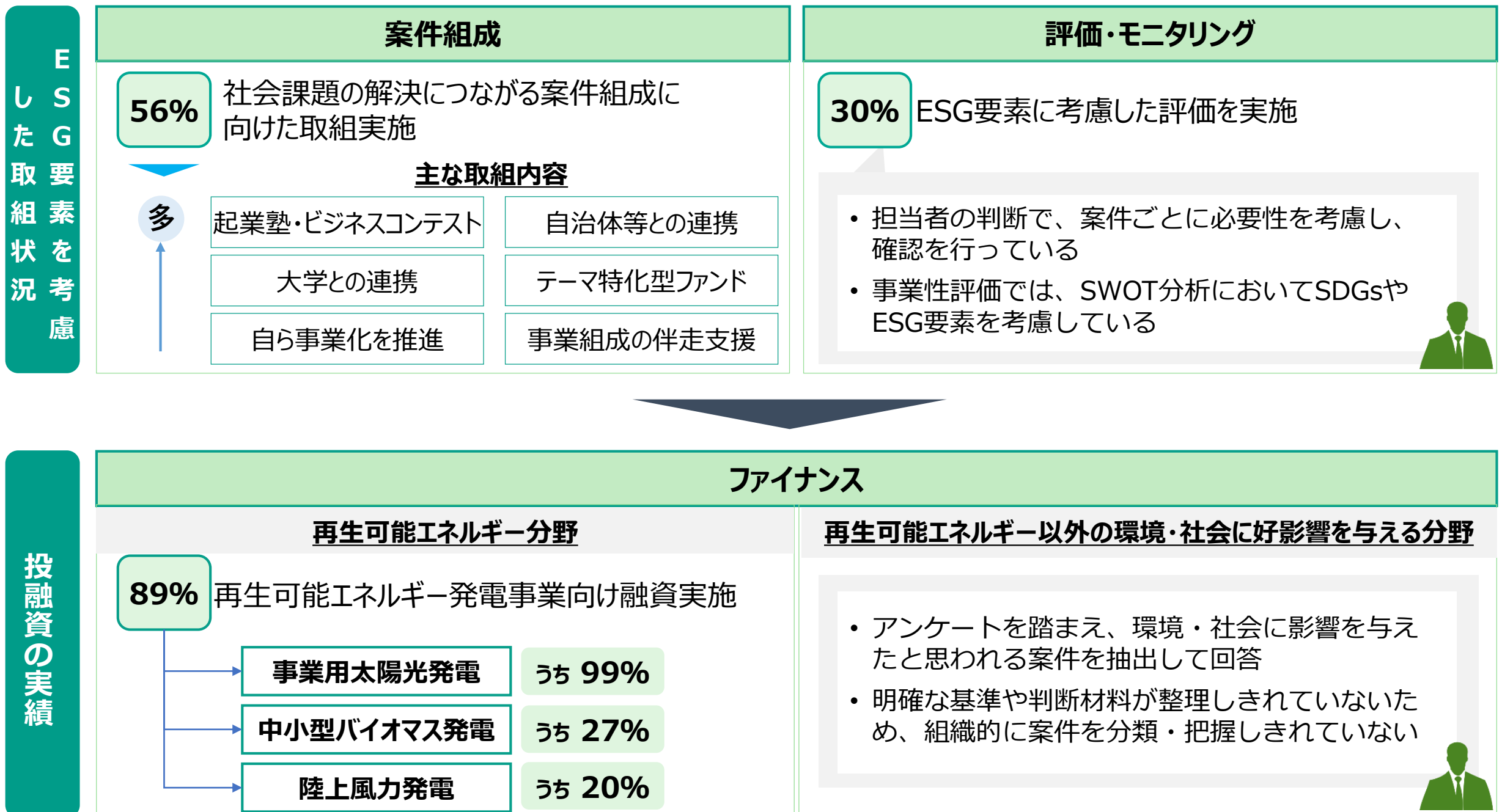


2019年度 ESG地域金融取組マップ

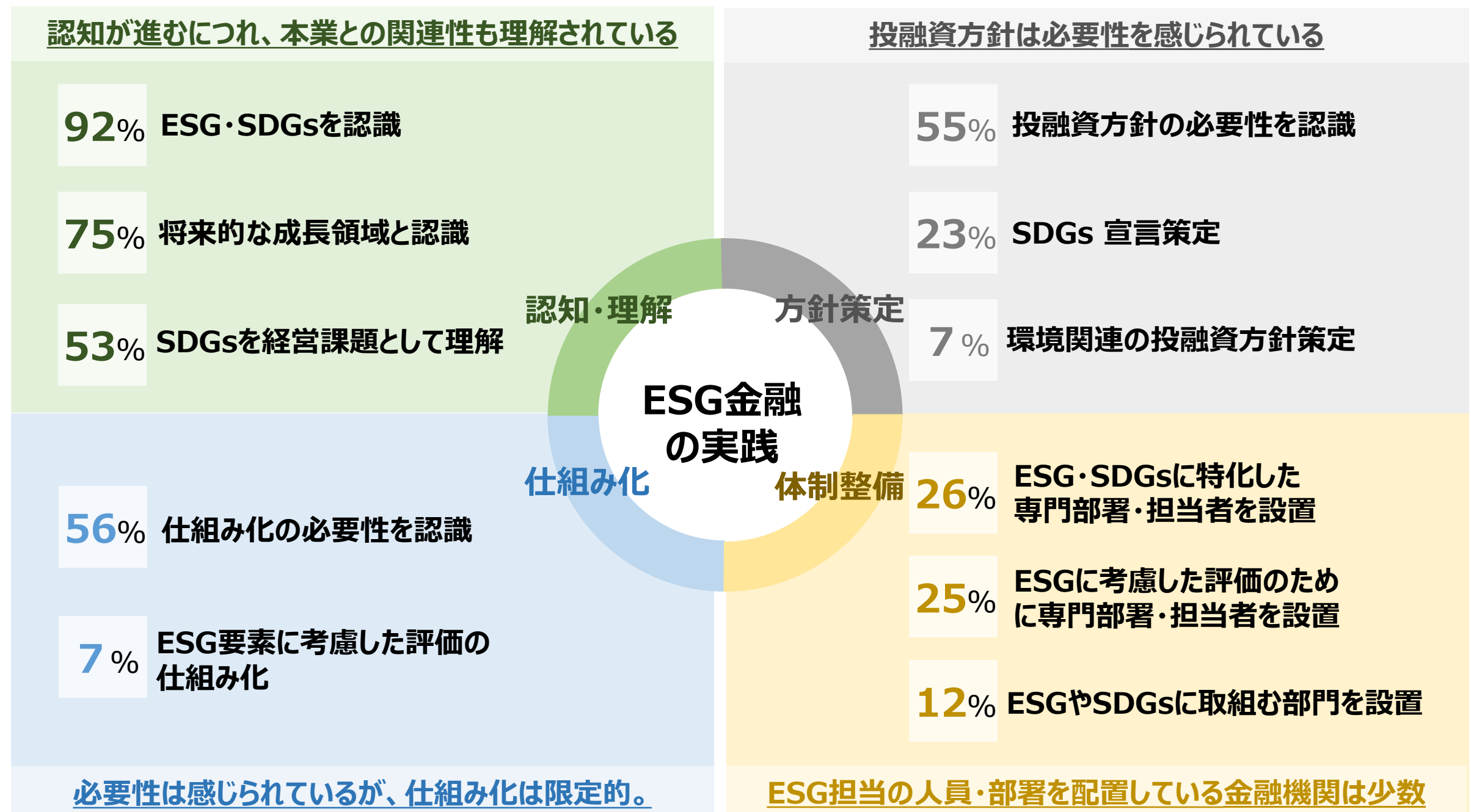
- 地域ESG融資促進利子補給事業
ESG融資目標設定型：(利補①)
CO2削減目標設定支援型（コンソーシアム型）：(利補②)
- グリーンボンド発行促進事業：(GB)
- ESG地域金融セミナー（全国キャラバン）：●
- ESG地域金融促進事業：(促進)
- キャパシティビルディング事業：(CB)
- 新たなグリーンファイナンス・スキーム構築支援事業：(新手法)



■ 日常的な営業の中で、多くの金融機関が環境・社会に好影響を与える案件組成や融資を実施している。特に社会課題の解決につながる案件組成に向けた取組や再生可能エネルギー向け融資を実施している金融機関は多い。



- ESG金融の実践に向けた組織としての対応は始まったばかりである。
- ESGやSDGsへの認知は進んでいるが、「方針策定」や「体制整備」、「仕組み化」に関する取組状況は、金融機関により“ばらつき”がある。



【ESG金融に関する
金融機関アンケート調査結果】 **ESG金融の普及に向けた課題** (2020年3月10日時点)

■ESG金融の普及に向けて、組織としての対応をより促進するためには、「本業との関連性の理解促進」、「実践すべき事項の明確化」、「ノウハウの構築」、「効率的な体制構築」の4つの課題を地域金融機関が解決していくことが必要である。

取組段階

認知
・理解

方針策定

体制整備

仕組み化

認知

関心

判断

実践

課題

認知は進んでいる

1 本業との関連性の理解促進

✓ 地域・社会への貢献に加え、銀行へのメリットも理解

25%

・ 金融機関自身のリスク低減につながる

45%

・ 新たな案件発掘や顧客開拓につながる

メリットが伝わっていない

2 実践すべき事項の明確化

✓ ESG金融の対象や注力すべき重点分野を特定

ヒアリング

・ 対象となる事業の基準、判断軸がなくESG金融としての取組がわからない
・ 自行や地域にとって、重点分野の特定が不十分

3 ノウハウの構築

✓ ESG要素を考慮した取組実践に向けたノウハウを構築

ヒアリング

・ ESG要素に考慮した評価結果の与信への反映方法が不明
・ 環境へのインパクトを正確に捉えるための知見が不十分

4 効率的な体制構築

✓ ESG・SDGsに関する取組のために必要なリソースの配分

72%

・ 金融機関の体制やリソースが不足している

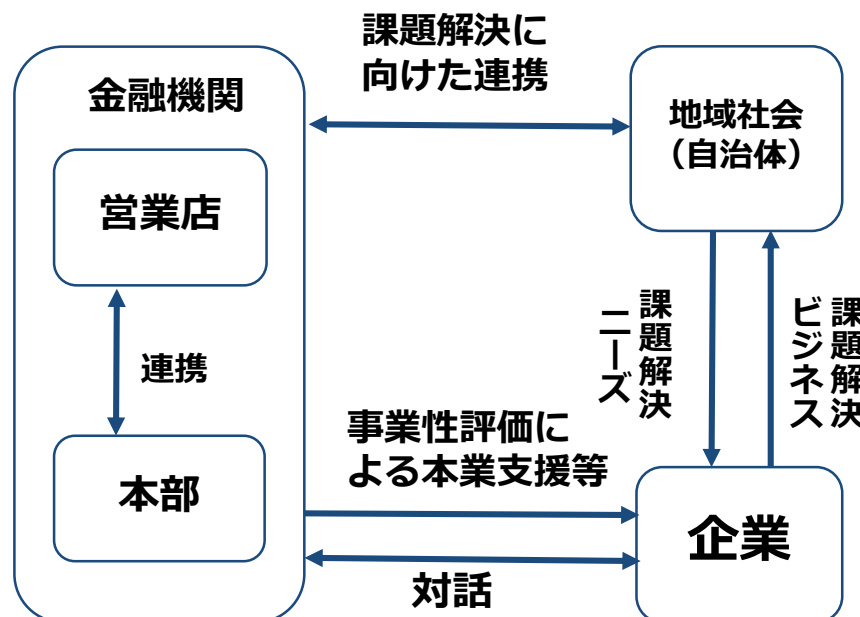
- 持続可能な社会・経済づくりに向け、地域金融機関には、地域の特性に応じたESG要素を考慮した金融機関としての適切な知見の提供やファイナンス等の必要な支援が期待される（ESG金融懇談会提言抜粋）。
- 個別金融機関への案件構築支援等を通じて、金融機関がESG金融を実践していくための手引きとなる「ESG地域金融実践ガイド（仮称）」を3月に取りまとめる。

ESG地域金融実践ガイドの全体像

ESG地域金融の本質

- ✓ ESGリスク・機会を見据えて、地域の企業、産業、社会全体の課題やニーズを的確に把握。
- ✓ 自治体連携などで金融仲介機能を発揮し、より長期的な目線で事業性を評価、これに基づく融資・本業支援等を行う。

実践ガイドの内容



<本業支援でのESG要素を考慮するための手引き>

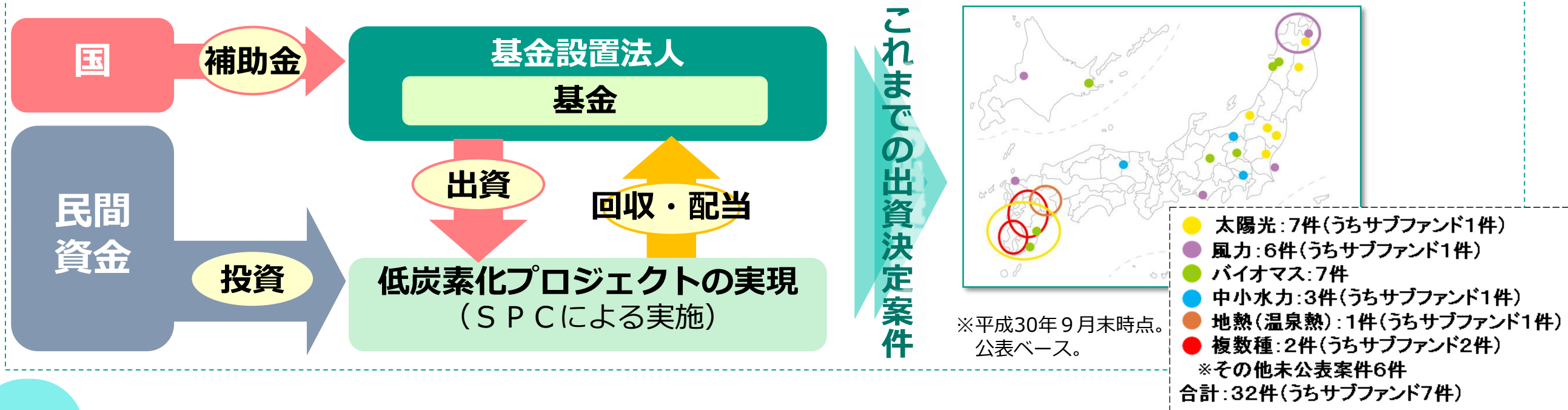
- ✓ 営業店が把握した企業や地域のESG課題解決ニーズを、金融機関として、地域課題解決に貢献するビジネスの価値を（再）評価し、本業支援として取り組むためのガイド。
- ✓ 左図において、ESG地域金融に関わるステークホルダーとの連携手法や取組に当たってのポイントなどを、今年度支援した9件の事例を元に解説。
- ✓ 内容改定は実務の成熟に応じて行う予定。

ESG地域金融の効果

- ✓ 地域循環共生圏を構築し、地域経済の持続可能な発展に貢献。
- ✓ 地域金融機関自身の持続可能なビジネスモデル構築にも役立つ。

地域低炭素投資促進ファンド事業（グリーンファンド）

- ◆ 一定の採算性・収益性が見込まれる地域における再生可能エネルギー事業等を、**「出資」により支援**するファンド事業。 ※固定価格買取制度の認定を受ける太陽光を除く。
 - 再生可能エネルギー事業は、発電施設稼働後は安定的な収益を得られるが、稼働までのリードタイムが比較的長く、稼働までの資金の工面が問題。
 - 地域における再生可能エネルギー事業を拡大していくため、地域の事業者の資本力を出資により改善し、これによって、事業者が地域金融機関等からの融資を得られるようになることを期待。

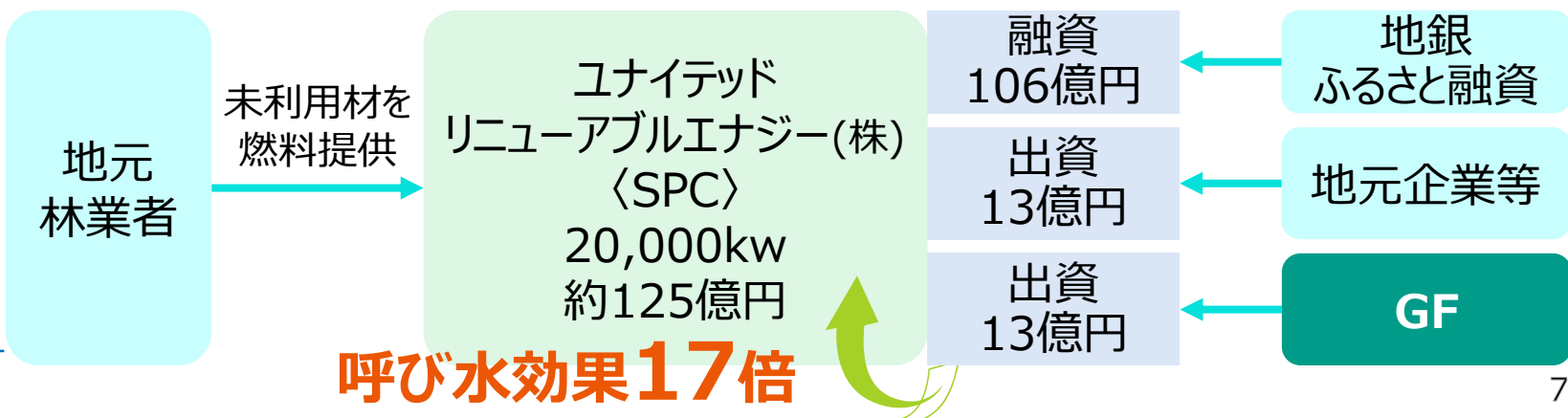


例 秋田県木質バイオマス発電事業

CO2削減年間約
7.8万t



- ▶ 地元の林業者と連携し、**適切な森林管理、地元林業の活性化、雇用創出**に貢献



エコリース事業

■脱炭素社会構築に資する機器の普及を促進し、CO2排出量削減を加速化させるとともに、脱炭素社会構築に資する機器を取り扱うリース事業者の拡大を図る。

事業概要

脱炭素社会構築に資する機器をリースにより導入する場合にリース料の低減を行い、設備導入を支援。

事業内容

脱炭素社会構築に資する機器の普及を進めるにあたり、多額の初期投資(頭金)が必要となる点を解決する必要がある。頭金を要しないリースという金融手法を活用し、脱炭素社会構築に資する機器の導入を加速させる。具体的には以下の事業を実施する。

①補助事業 (1,800百万円)

中小企業や個人事業主等が、リースにより脱炭素社会構築に資する機器を導入した場合に、リース料総額の2%から5%を指定リース事業者に助成(ただし東北3県に係るリース契約は10%)し、リース料の低減を行う。

※脱炭素社会構築に資する機器の例：

太陽光パネル、発光ダイオード照明装置(LED)、高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯、高効率冷凍冷蔵庫 等

②リース手法を活用した新たな支援方策の検討(100百万円)

リースという金融手法を活用した中小企業等の脱炭素化の加速に向け、新たな支援方策を検討する。

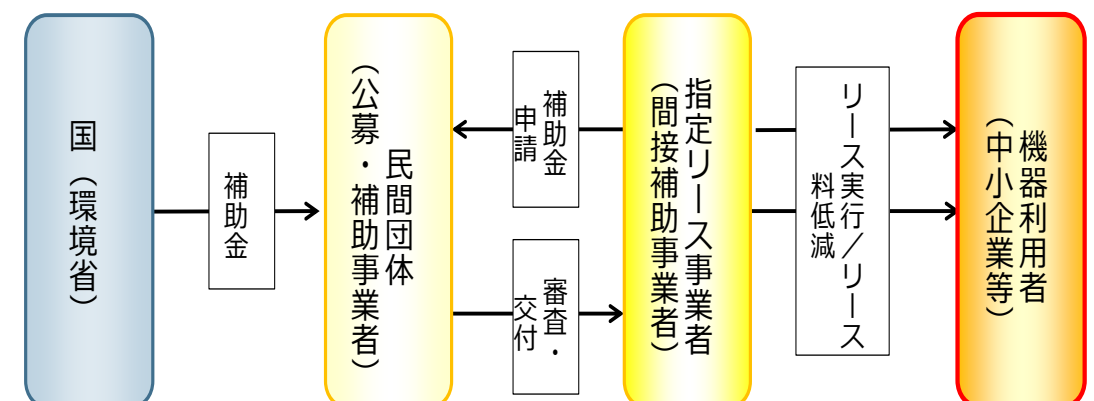
事業スキーム

■事業形態：①間接補助事業 ②委託事業

■①補助対象・②委託先：①・②民間事業者・団体

■事業期間：①平成23年度～ ②令和2年度

事業イメージ



対象製品イメージ

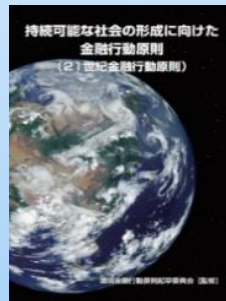


21世紀金融行動原則

- 環境省の支援のもと平成23年10月に採択された「21世紀金融行動原則」には、**現在285の金融機関等が署名**（令和2年2月現在）。5つのワーキンググループの活動等を通じ、環境金融の取組の輪をひろげる。
- こうした機関投資家や金融機関の動きは、金融を通じて、投資先企業の行動を環境に配慮したものへ変化させる強力なインセンティブとなる。

7つの原則（要旨）

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、**予防的アプローチの視点も踏まえ、事業を通じ最善の取組みを推進**する
2. 金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する
3. 地域コミュニティの持続可能性をサポートする
4. 多様なステークホルダーが連携し、主体的な役割を担う
5. 環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛ける
6. 取組みの情報を開示する
7. 役職員の意識向上を図る



運営体制



署名機関より応募のあった取組事例の中から、当該年度の**優れた取組を選定**

最優良取組事例 選定委員会（委員長：末吉竹二郎氏）

7つの原則を踏まえ、特に金融機関としての本業に即した取組で、優れたものを優先して選定（環境要素を重視）

◆ 大賞（最優良取組事例）

- 地域部門
 - 総合部門
- 環境大臣賞を下付
（例年、定時総会にて大臣より表彰）

運営委員長（損保ジャパン、三井住友銀行）

環境要素に限定せず、幅広い観点から持続可能な社会の形成に寄与する取組を選定

◆ 特別賞（運営委員長賞）

- 最大3件程度

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

- 東京都・京都市・横浜市を始めとする79の自治体（16都府県、33市、1特別区、22町、7村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。
- 表明した自治体を合計すると人口は約5,779万人(※)、GDPは約289兆円となり、日本の総人口約45.5%を占めている。
(2020年3月6日時点)

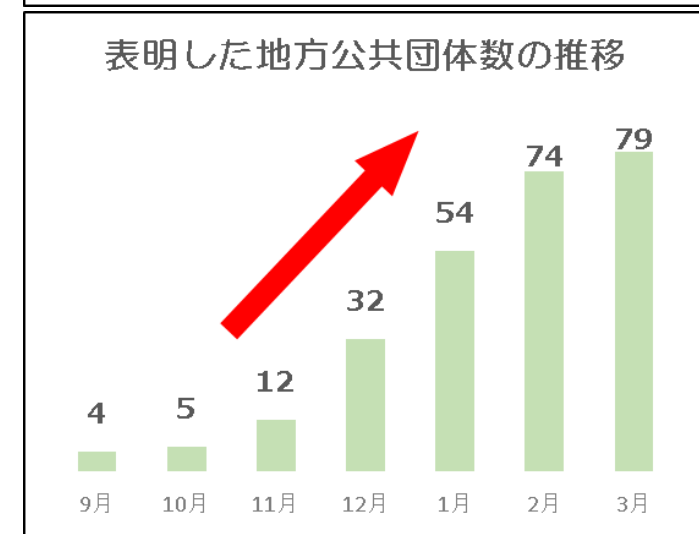
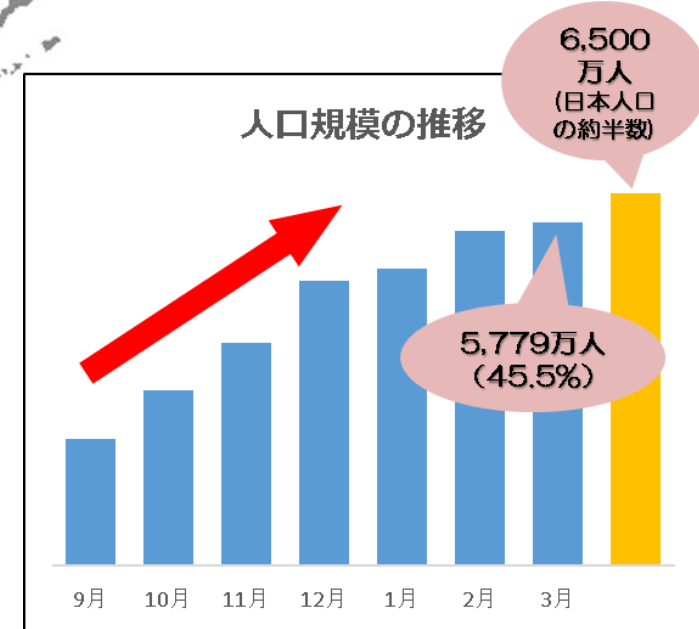
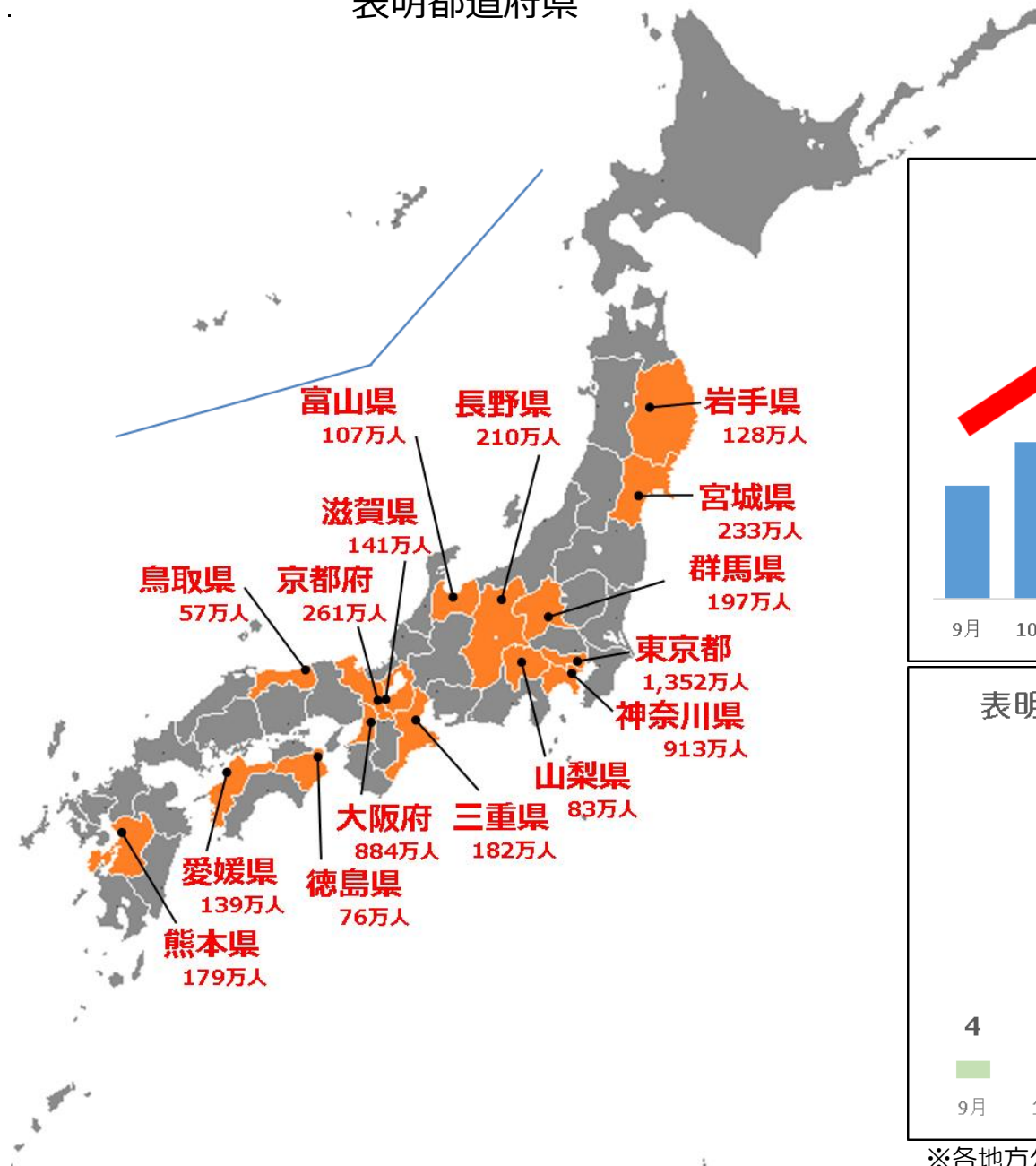
表明市区町村

表明都道府県

北海道	札幌市 195	石川県	金沢市 47	熊本県	熊本市 74
	古平町 0.3		加賀市 6.7		菊池市 4.8
岩手県	久慈市 3.6	長野県	白馬村 0.9		宇土市 3.7
	二戸市 2.8		池田町 1.0		宇城市 6.0
	葛巻町 0.6	静岡県	御殿場市 8.8		阿蘇市 2.7
	普代村 0.3	愛知県	岡崎市 38		合志市 5.8
	軽米町 0.9		豊田市 42		美里町 1.0
	野田村 0.4	三重県	みよし市 6.2		玉東町 0.5
	九戸村 0.6	京都府	志摩市 5.0		大津町 3.3
	洋野町 1.7		京都市 148		菊陽町 4.1
	一戸町 1.3		与謝野町 2.2		高森町 0.6
	八幡平市 2.6	大阪府	枚方市 40		西原村 0.7
山形県	東根市 4.8	奈良県	生駒市 12		南阿蘇村 1.2
福島県	郡山市 34	鳥取県	北栄町 1.5		御船町 1.7
	大熊町 1.0	福岡県	福岡市 154		嘉島町 0.9
	浪江町 1.7		大木町 1.4		益城町 3.4
栃木県	那須塩原市 12				甲佐町 1.1
群馬県	太田市 22				山都町 1.5
埼玉県	秩父市 6.4	鹿児島県	鹿児島市 60		
東京都	葛飾区 44				
神奈川県	横浜市 372				
	川崎市 148				
	鎌倉市 17				
	小田原市 19				
	開成町 1.7				
新潟県	佐渡市 5.7				
	粟島浦村 0.04				
富山県	魚津市 4.3				

* 数字は人口を表す（単位：万人）

* 枠で囲まれた団体は共同表明したもの

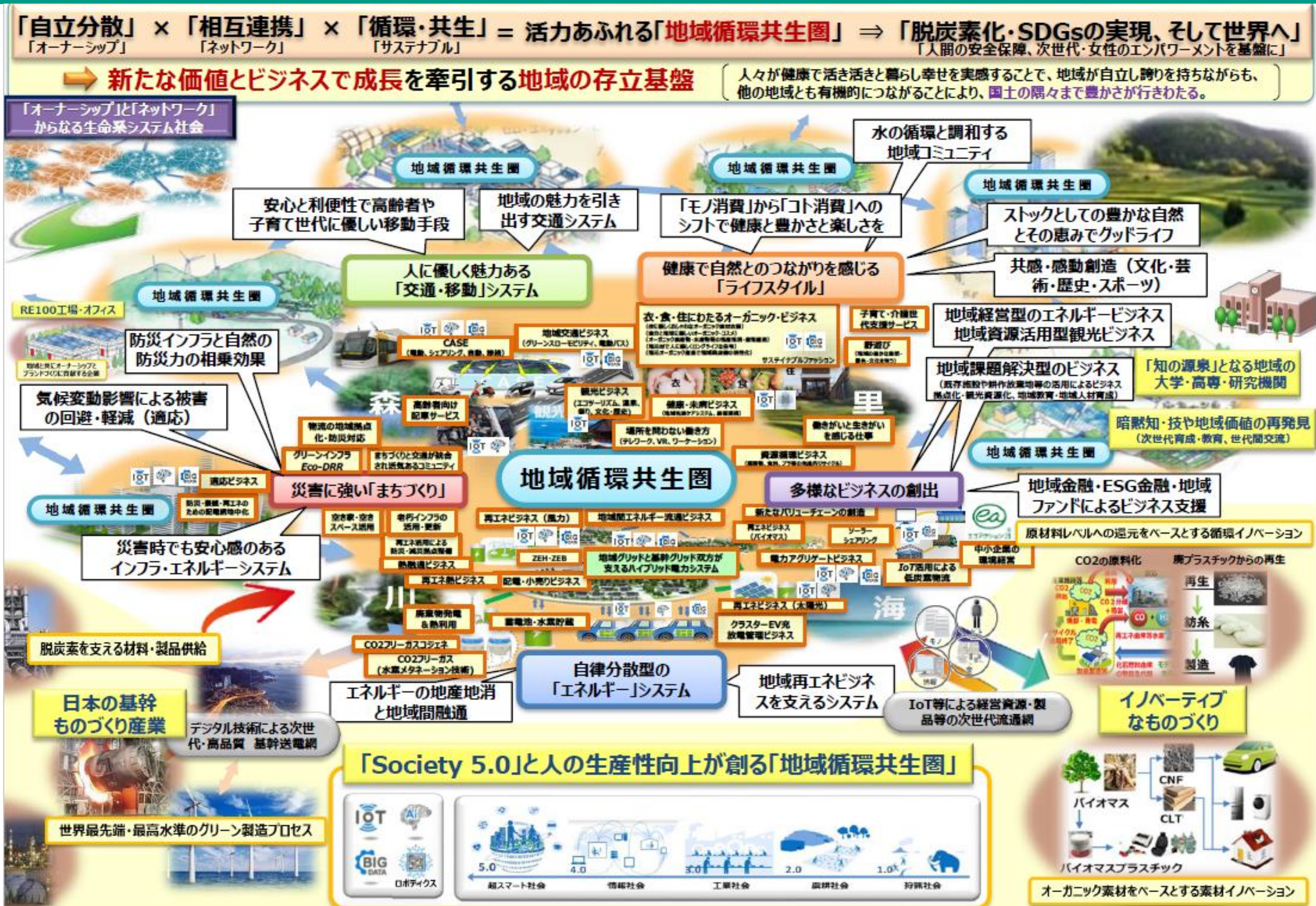


※各地方公共団体の人口合計では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）

— サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム —

vol.25



地域循環共生圏とは・・・ローカルSDGs

各地域がその特性（課題・ニーズ）に応じ、**地域資源**を活かし、**自立・分散型の社会**を形成しつつ、近隣地域と補完し、支え合うことで創造。環境・社会・経済の統合的課題解決により**脱炭素**と**SDGs**が実現した、魅力あふれる**地域社会像**。

● 「地域循環共生圏」 創造の重要なポイント

- ✓ ①地域課題とニーズを適確に捉え、②対応する地域資源を発見・活用し、③縦割りを超えた新たなパートナーシップを形成、地域連携を深化させ、④新たな価値を創造し、地域経済循環を向上させる
- ✓ 更に、「**テクノロジー×デザイン**」で課題を克服しつつ魅力を上げ、異分野との連携により「**単一的取組から多面的取組**（統合的課題解決）」に深化させていく

地域課題
ニーズ



地域資源
固有価値



相互連携
パートナーシップ

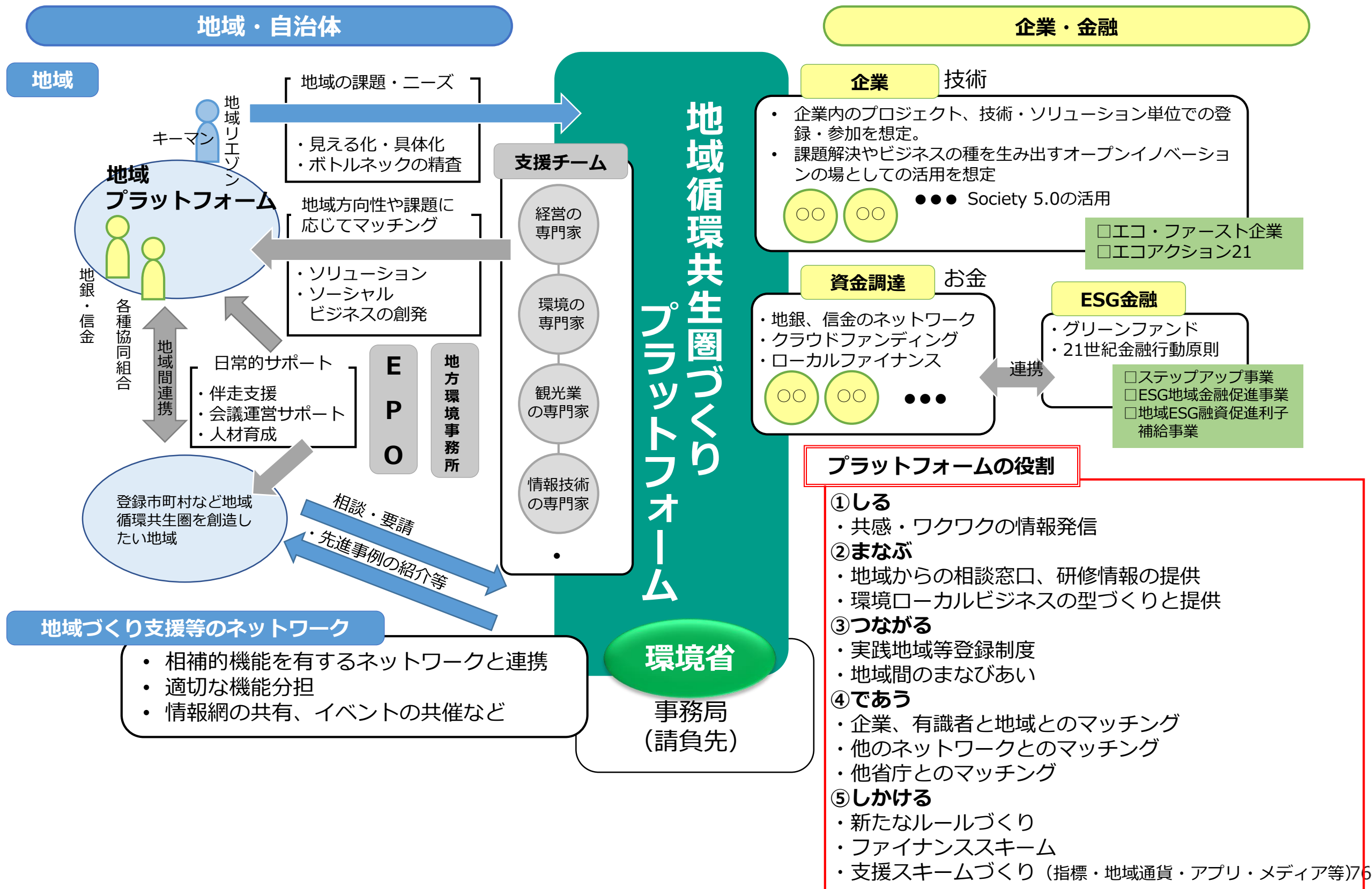


新たな価値創造



地域経済循環
地域ビジネス促進

- 地域循環共生圏は、**ローカルビジネスの創出**や、**地域経済の活性化・経済循環拡大**にも大きく貢献
- 紹介事例は緒に付いたばかりで構想ステージのものも多い。今後、**Society5.0も活用し更なる異分野連携や統合的課題解決を地域ビジネスベースで進められるよう環境省もプレーヤーとして最大限活動**



環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業

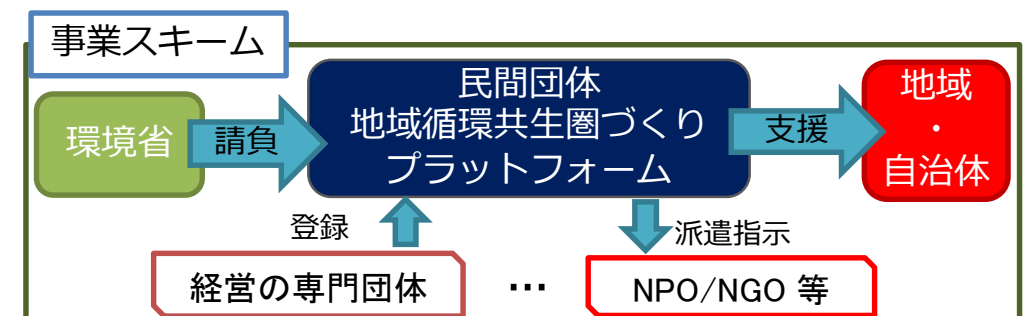
地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、 地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築。

- ①地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ②地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④戦略的な広報活動

- ① 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ② 地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③ 先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ 都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウムの開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

事業イメージ

地域循環共生圏



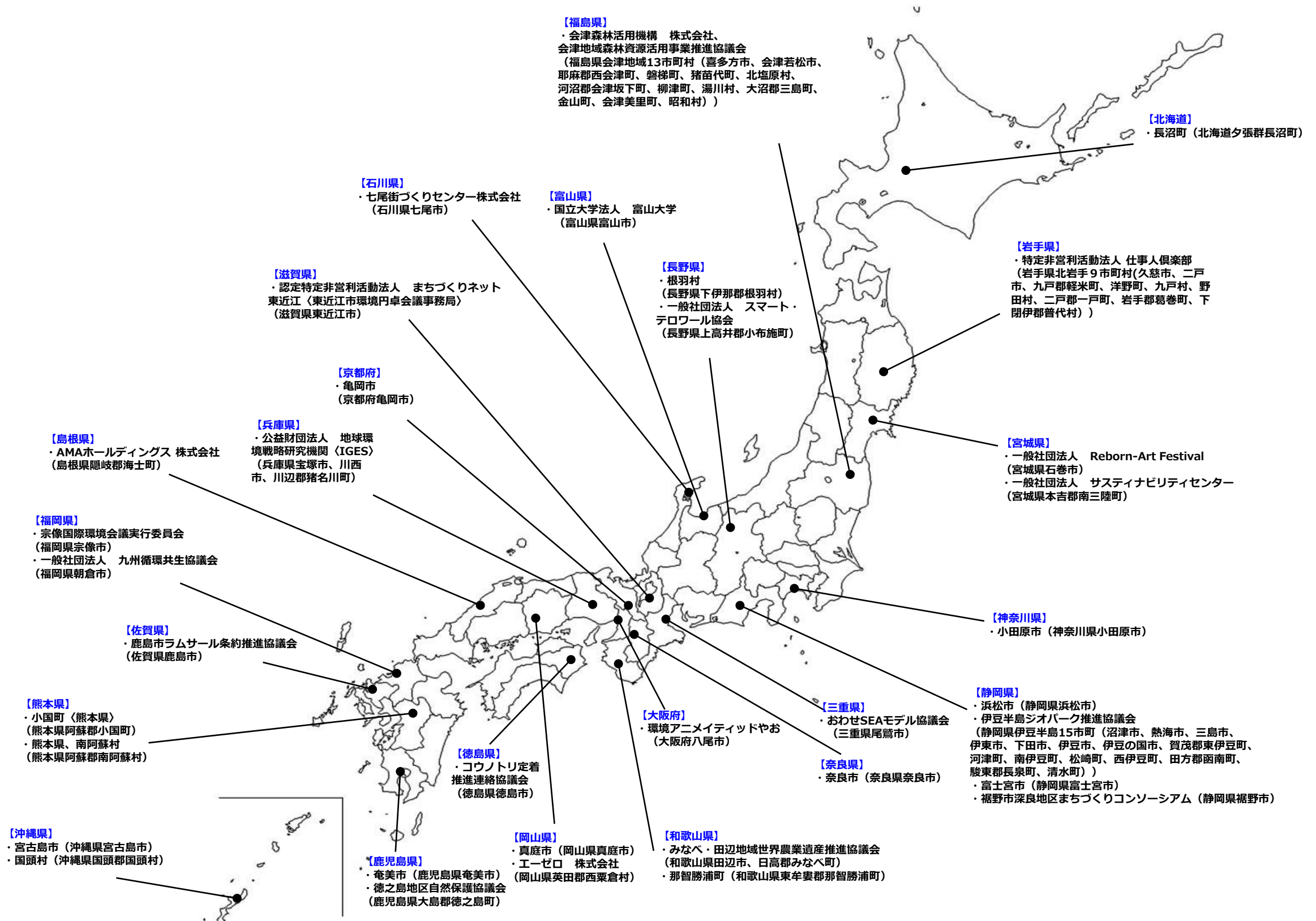
■ 共同実施先・請負先

共同実施／請負事業

地方公共団体／民間事業者・団体

令和元年度～令和5年度（予定）

令和元年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた 地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の選定団体（計35団体）



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業

～脱炭素型地域づくりモデル形成事業～

地域循環共生圏構築の土台となる脱炭素型地域づくりを推進。

- 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- 地域資源の最大限の活用や地域間連携、さらに民間資金の活用により、地域の自律・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築などの事業を支援し、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。
- 地域の中核となる団体が軸となり、脱炭素地域づくりに向けたネットワークの構築を図ります。

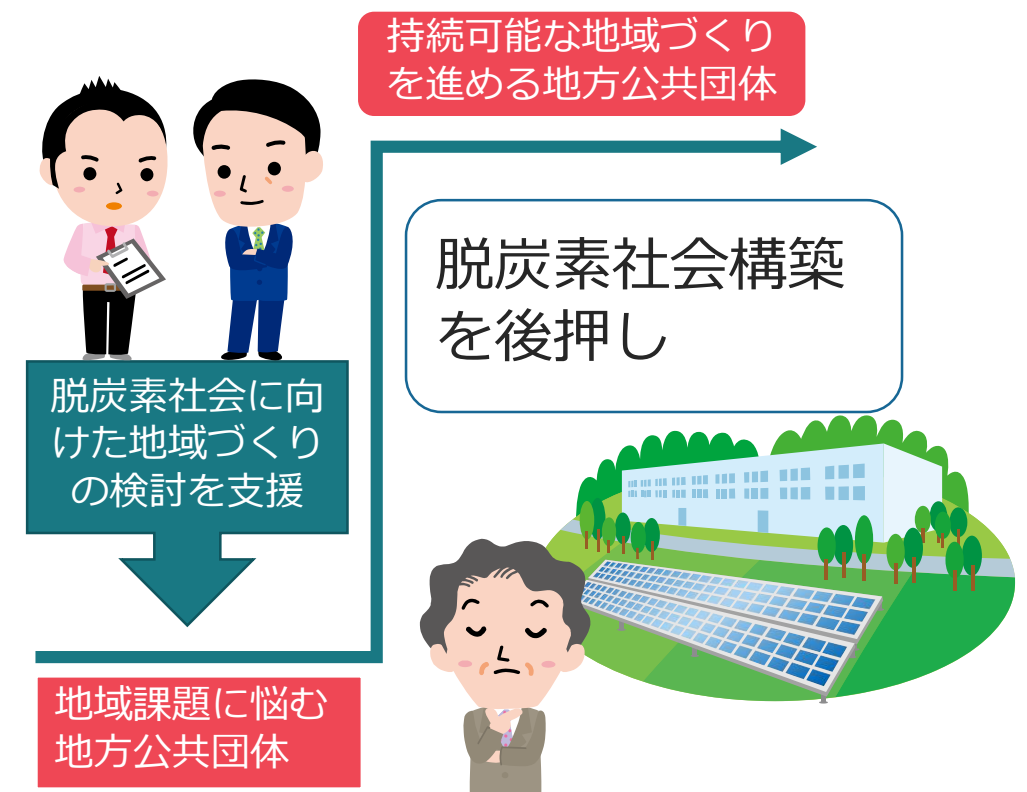
① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ・ FIT買取期間終了後の再エネ由来電力の活用など地方公共団体と地元企業が連携した再エネの拡大／防災減災効果の向上を図る都市機能集約／高齢化社会に対応した都市部の交通転換や地域公共交通の脱炭素化等の事業検討を支援を行う。
- ・ 各地域の既存リソースを持続的に活用し、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図る地域づくりを実現するための事業検討を支援を行う。
- ・ 地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成等を行う取組や、必要な情報や知見を周知する取組の支援を行う。

② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

- ・ 地域の中核となる団体等が当該地域の脱炭素型地域づくりの先進例となるような取組に係る情報を収集し、全国に向けた情報発信を行う。また、脱炭素型地域づくりに向けて、地域に潜在するニーズと企業等のシーズとのマッチングを行う。

事業イメージ



■ 補助対象及び委託先

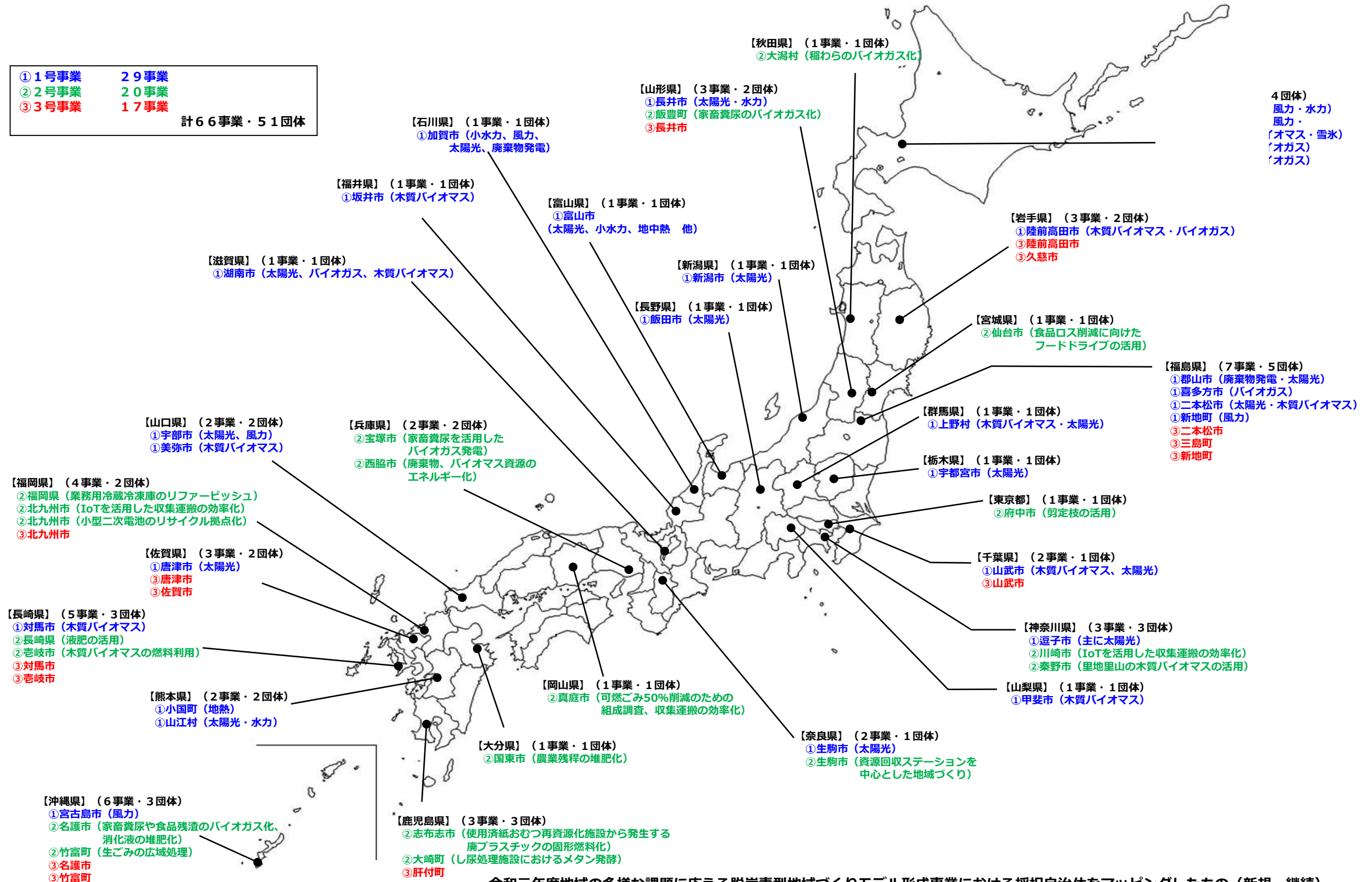
①：間接補助事業（定額）／ ②：委託事業

民間事業者・団体、地方公共団体等

平成31年度～令和5年度

令和元年度 地域の多様な課題に応える 脱炭素型地域づくりモデル形成事業（計51団体・66事業）

① 1号事業 29事業
② 2号事業 20事業
③ 3号事業 17事業
計66事業・51団体



中・南九州地域における地域循環共生圏イメージ



中・南九州の地域循環共生圏に関する連携協定書 調印式（令和2年1月18日）

<発足時>

情報共有
・連携

肥後銀行

大分銀行

 環境省

九州地方環境事務所

情報共有
・連携

情報共有
・連携

情報共有・連携

鹿児島銀行

宮崎銀行

情報共有
・連携

連絡協議会

オブザーバー出席：九州財務局

国立公園での連携

SDGsに関する
啓蒙活動

E S G 融資等の推進

地域内の事業者

横浜町など東北12市町村 × 横浜市 大連合

～電気のつながり×人のつながり～

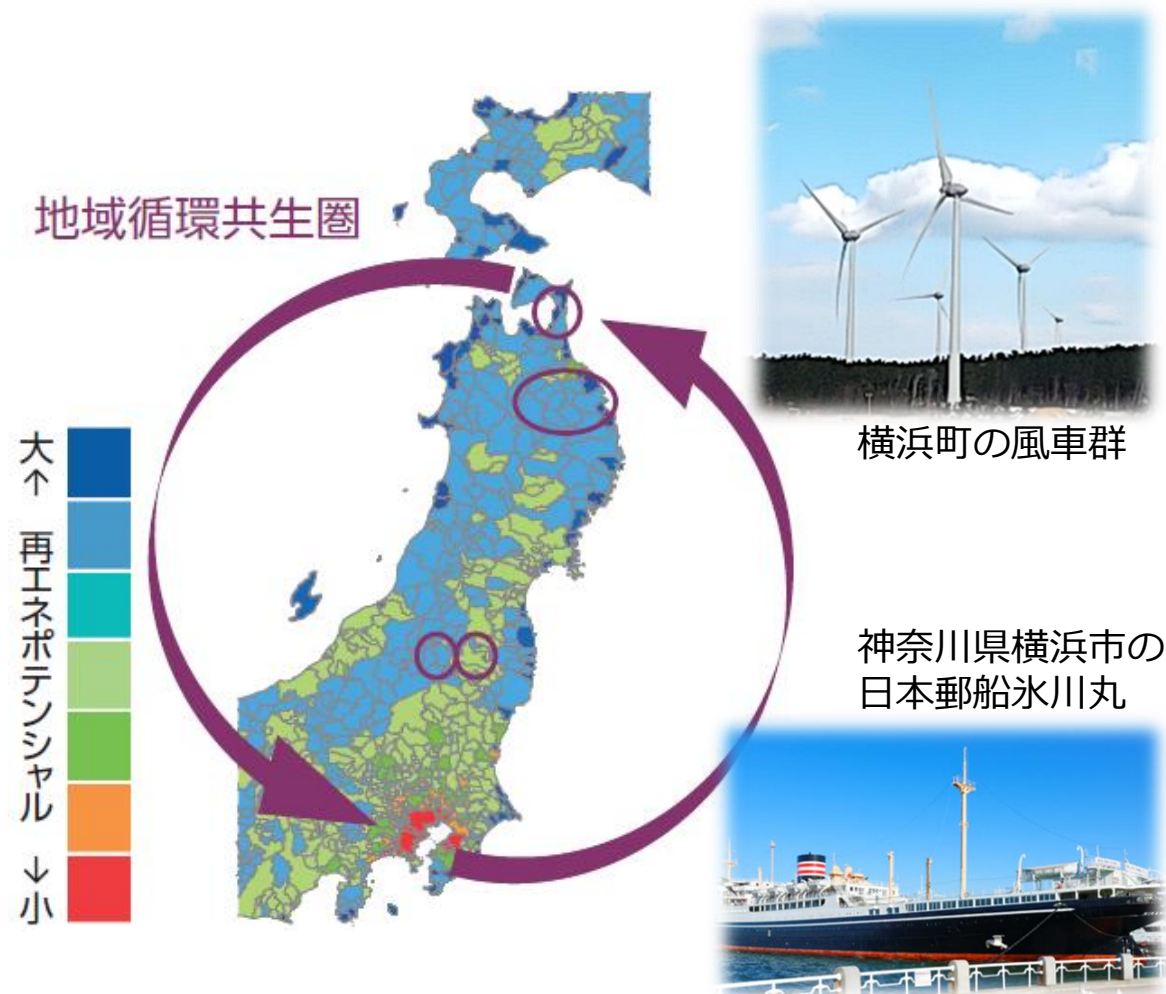


脱炭素化の衝撃による大連合

- 横浜市は2050年を見据えた脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」を打ち出すが、市内の再生エネルギー潜在量は決定的に不足（市内エネルギー消費の11%）。
- そのため、横浜市は、再生エネルギー資源豊かな**青森、岩手（県北広域振興局対象自治体等 9 市町村：久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、野田町、九戸村、洋野町、一戸町）福島**の12市町村と連携。

「地域循環共生圏」を冠した協定

- 12市町村と横浜市は、再生可能エネルギーに関する連携のほか、それをきっかけとする住民・企業間連携も積極的に進める「地域循環共生圏」構築のための協定を締結。
- 第1弾として**青森県横浜町の電力を横浜市内企業6社で使用を開始**（大川印刷、横浜銀行、日本郵船、横浜信金、星槎グループ、YMCA）。
- 電気のつながりから、人のつながりへ。再生エネルギー連携をきっかけに住民や企業の間での交流を深め、特産品や人が行き交う仕組みに



注：再生エネルギーポテンシャルは全ての制約条件が解決された時の値。
資料：環境省「平成30年版環境白書」より横浜市作成

【連携事例】 静岡県SDGs×ESG金融連絡協議会(SEC)

- ◆ 2019年8月、静岡県内全ての地域金融機関と複数の自治体、経済団体等が連携し、SDGsに絡めたESG金融等を通じて地域の環境・経済・社会の課題解決に向けた議論を行う協議会を発足。
- ◆ 今後、県内企業を対象としたESG金融に関するシンポジウムや、協議会内での知見共有、地域の相談対応などを行っていく。



参加金融機関・団体等

静岡銀行	静岡県信用保証協会
スルガ銀行	静岡県商工会議所連合会
清水銀行	静岡県商工会連合会
静岡中央銀行	静岡県中小企業団体中央会
しずおか信用金庫	静岡県経営者協会
静岡信用金庫	静岡県
浜松いわた信用金庫	静岡市
沼津信用金庫	浜松市
三島信用金庫	沼津市
富士宮信用金庫	富士市
島田掛川信用金庫	富士宮市
富士信用金庫	静岡県環境資源協会（事務局）
遠州信用金庫	



地域循環共生圏WEBページについて

- 地域循環共生圏の普及を推進するため、令和元年9月30日にウェブサイトを開設
URL : <https://www.env.go.jp/policy/chiikijunkan/platform>



＜掲載済のコンテンツ＞

○実践地域等登録制度

地域循環共生圏のコンセプトに基づき、地域循環共生圏を構築・創造している／したい地域・団体を登録し、事務局からのメール配信やウェブ上での地域や団体間の交流、ネットワーク形成の促進、開催する関連イベント・シンポジウムの情報提供、相談などのサポートを行う

○事業紹介

本事業の紹介、今年度採択された35団体の活動概要の掲載など



今後、人材リストや民間企業等のデータベースなど、順次コンテンツを追加予定

「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」へのアクセスは
こちらのQRコードから!!



国内外への情報発信力の強化～グリーンファイナンスポータル～

- ESG金融を取り巻く様々な政策情報を、日英二言語で国内外に広く発信するため、グリーンファイナンスポータルサイトを開設。
(<http://greenfinanceportal.env.go.jp>)



グリーンボンドについては、発行データや施策を一元的に発信するグリーンボンド発行促進プラットフォームも開設